



岡山県井原市

第2次井原市環境基本計画



美しい自然と歩むまち 歴史・文化の薫るまち 井原
～みんなで学び、創る 持続可能な社会～

平成28年3月

はじめに

私たちのまち井原市は、美しい星空のもと小田川の清流と緑の山々に囲まれ豊かな自然環境の中で発展してきました。こうした、恵まれた自然環境を守り、さらに良いものとして将来の世代に引き継いでいくために、平成17年3月に「井原市環境基本条例」を制定するとともに、平成18年3月に「井原市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところであります。



この間においても、地球温暖化の進行や微小粒子状物質（PM2.5）に代表される大気汚染など、身近な環境問題に留まらず地球環境にも大きな影響を及ぼしており、世界共通の課題となっております。

さらに、平成23年3月の東日本大震災後、新たなエネルギーについての議論がなされ、再生可能エネルギーや省資源・省エネルギーの推進など、地球環境に負荷の少ない社会の構築が必要となっております。

こうした中、「井原市環境基本計画」が平成27年度をもって目標年次を迎えることから、新たに井原市第6次総合計画を環境面から実現する計画として「第2次井原市環境基本計画」を策定しました。

本計画の目指す環境像である、「美しい自然と歩むまち 歴史・文化の薫るまち井原」の実現に向け、市民・事業者・行政等の協働により、取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力や貴重なご意見を賜りました井原市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民・事業者の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

平成28年3月

井原市長 瀧本豊文

第 2 次 井 原 市 環 境 基 本 計 画

目 次

第 1 章 計 画 策 定 に お け る 基 本 的 事 項

第 1 節 環境基本計画の背景及び目的並びに位置付けについて	1
1 環境基本計画とは	1
2 計画策定の背景及び目的	1
3 計画の位置付けと役割	2
第 2 節 計画の基本的事項	3
1 計画の期間（目標年度）	3
2 計画の推進主体	4
3 計画の対象とする環境の範囲	5

第 2 章 井 原 市 の 概 況

第 1 節 位置及び面積等	6
第 2 節 自然的状況	7
1 気象	7
2 地象と水象	7
第 3 節 社会的状況	8
1 人口及び世帯数	8
2 産業	9
3 土地利用	12
4 交通	13
5 水道及び下水道	14
6 観光・レクリエーション	15

第 3 章 環 境 の 現 状 と 課 題

第 1 節 環境の現状	17
1 生活環境	17
2 自然環境	35
3 快適環境	38
4 地球環境	42
5 環境教育・環境保全活動	46
6 安全・安心	46
第 2 節 市民等意識調査の分析	47
第 3 節 環境の課題	52

第4章 目指す環境像及び基本目標並びに計画の体系

第1節	目指す環境像及び基本目標	54
1	目指す環境像	54
2	基本目標	55
第2節	計画の体系	56

第5章 環境施策の展開

第1節	恵まれた生活環境を守り育てるまちづくり	59
1	大気質の保全及び悪臭の防止	59
2	水質及び水循環の保全	62
3	土壌及び地下水の保全	64
4	騒音及び振動の防止	65
5	有害化学物質等の対策	66
第2節	自然と共生するまちづくり	67
1	生物多様性の保全	67
2	自然環境の保全及び人と自然との豊かなふれあいの確保	68
第3節	環境への負荷の少ないまちづくり	72
1	廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進	72
2	廃棄物の適正処理の推進	74
3	省資源・省エネルギー等の推進及び再生可能エネルギーの導入と活用	76
4	地球環境保全対策の推進	78
第4節	安全・安心で快適に暮らせるまちづくり	79
1	快適な環境づくりの推進	79
2	歴史的・文化的遺産の保全	81
3	地域の良い景観の保全	82
第5節	みんなで環境保全に取り組むまちづくり	83
1	環境教育の推進	83
2	環境保全活動の推進	85

第6章 リーディングプロジェクト

第1節	リーディングプロジェクトとは	87
第2節	リーディングプロジェクトの内容	87
1	河川の水辺環境整備	88
2	星空とのふれあいの推進	90
3	エコパートナーシップによる環境保全活動の普及	91
4	再生可能エネルギー等の導入による地域づくり	92

第7章 計画の推進

第1節	計画の推進体制の整備	94
第2節	P D C A サイクルによる進行管理	96

資料編

資料1	計画策定経過	97
資料2	井原市環境審議会委員名簿	98
資料3	井原市環境基本計画策定検討会議設置要綱	99
資料4	環境基本条例等	101
資料5	環境に関するアンケート調査結果	108
資料6	環境基準	134
資料7	環境用語の解説	141

第1章 計画策定における基本的事項

第1節 環境基本計画の背景及び目的並びに位置付けについて

1 環境基本計画とは

「環境基本計画」とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、国が定める基本的な計画のことです。平成6年12月に国が「第一次環境基本計画」を策定、3回の見直しを経て、現在の「第四次環境基本計画」の推進が図られているところです。

国の「第四次環境基本計画」では、「地方公共団体には、環境基本計画に示された方向に沿いながら、地域の自然的社会的条件に応じて、国に準じた施策やその他の独自の環境の保全に関する施策について、環境の保全に関する総合的な計画の策定などにより、これを総合的かつ計画的に進めることが期待される。」とされています。

これを受け、「井原市環境基本計画」は、井原市環境基本条例第8条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したもので、本市の環境行政の基本的な考え方を示すものです。

2 計画策定の背景及び目的

今日の環境問題は、昭和30年代のイタイイタイ病や水俣病などに代表される産業公害から、都市化の進展や生活様式の変化に伴い発生してきた大気汚染や水質汚濁、廃棄物などの都市・生活型公害、また、エネルギーの大量消費に伴う地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨などの地球環境問題へと多様化しています。また、その影響も身近な地域から地球規模にまで及ぶという空間的な広がり、現在の世代だけでなく将来の世代にまで及ぶという時間的な広がりを持っています。

かつての産業公害では、大規模ながら比較的少数の原因者を規制することで環境の改善が期待できましたが、今日の環境問題の原因は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムそのものであり、原因者は小規模かつ多岐にわたっていることから、規制的措施だけでは不十分で、社会のあらゆる人々の参加の下で、環境保全に関する取組を進めていく必要があります。

このため、本市では平成18年3月に「井原市環境基本計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、井原市環境基本条例に掲げる基本理念の具現化を図るとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

【井原市環境基本条例の基本理念】

(基本理念)

- 第3条 環境の保全是、市民が健康で文化的な生活を確保するために欠くことのできないものであるという認識のもと、その良好な環境を次世代に引き継いでいくことを目指して行われなければならない。
- 2 環境の保全是、環境への負荷が少なく、人と自然との共生に鑑み、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加により行われなければならない。
 - 3 地球環境の保全是人類共通の課題であることから、市、市民及び事業者がそれぞれの活動において環境の保全是積極的に推進しなければならない。

しかしながら、第1次計画策定後、社会情勢は大きく変化し、特に平成23年3月に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故による放射能問題やエネルギー問題など、環境に対する国民の認識は大きく変わっており、新たな対策が求められています。こうした中、国の「第四次環境基本計画」では、環境行政の目標である「持続可能な社会」を、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成し、その基盤として「安全」を確保する社会としています。

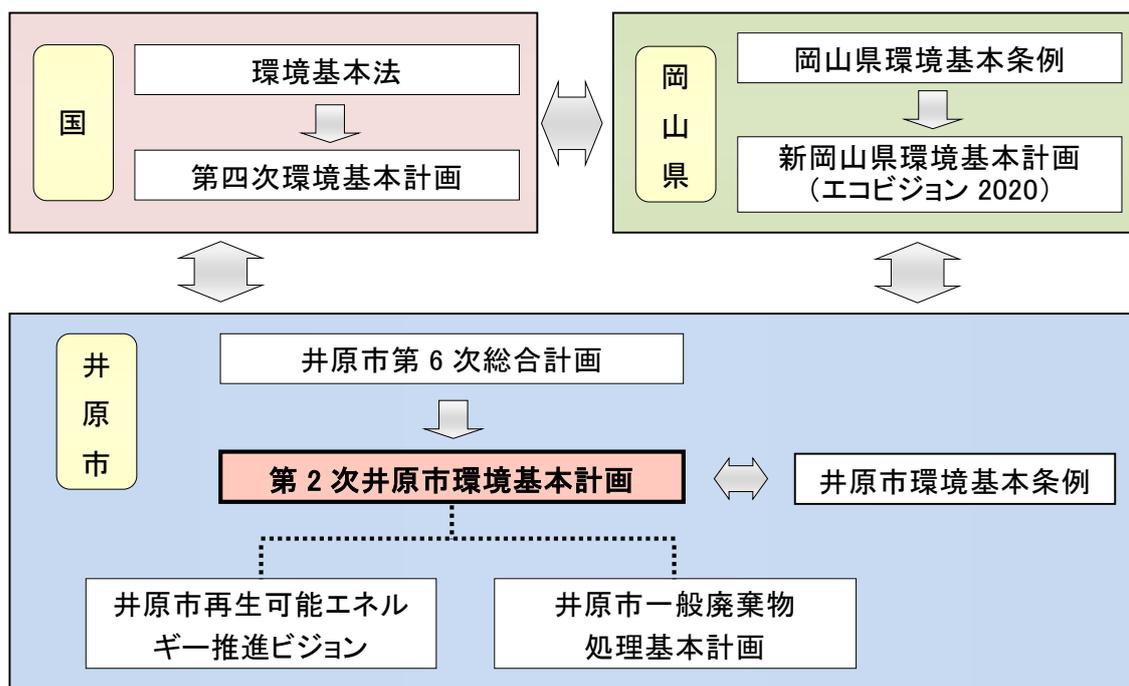
このような社会情勢の変化や、「井原市第6次総合計画」など、本市の関連諸計画を含む関係法令等の動向を踏まえ、平成28年度以降の本市の環境施策を効果的に推進するために、「第2次井原市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

3 計画の位置付けと役割

本計画は、井原市環境基本条例に基づき策定するものであり、「井原市第6次総合計画」を環境面から総合的かつ計画的に推進するものです。いわば、あらゆる施策・事業・取組に計画の内容を織り込んでいくことにより、それらの進捗に応じて、環境に配慮したまちづくりにつなげていくもので、本市の環境政策の方向性を示す基本的な計画に位置付けられます。また、市民・事業者・行政等が、自主的・積極的な環境づくりを進める上での指針となるものです。

本計画は、「環境基本法」、国の「第四次環境基本計画」、「井原市環境基本条例」及び「新潟県環境基本計画（エコビジョン2020）」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して策定する計画であり、下位計画等としては、「井原市再生可能エネルギー推進ビジョン」、「井原市一般廃棄物処理基本計画」などがあります。

【本計画の位置付け】



第2節 計画の基本的事項

1 計画の期間（目標年度）

本計画の計画期間は10年間とし、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までとします。

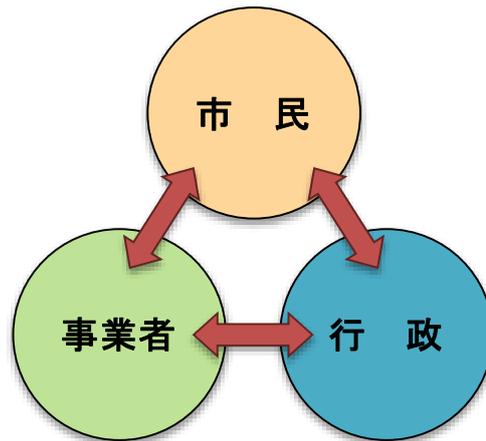
ただし、計画期間内においても、今後の社会情勢や環境の状況の変化、及び上位計画に位置付けられる「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)」、「井原市第6次総合計画」などの動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

【各種計画の期間】

計画名	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
新岡山県環境基本計画 (エコビジョン2020)	[Blue arrow spanning from H26 to H37]											
井原市総合計画	[Green arrow labeled '第6次' from H26 to H28]			[Green arrow labeled '第7次' from H29 to H37]								
井原市環境基本計画	[Orange arrow labeled '第2次' from H26 to H37]											

2 計画の推進主体

井原市環境基本条例では、市民・事業者・行政の責務を定めています。行政はもとより、市民や事業者も、地域づくりの主体として、その行動は大きな意味をもっていることから、本計画の推進に当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場と役割に応じて、計画の推進主体となって行動することが必要です。



【井原市環境基本条例における各主体の責務】

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等による環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲については、本市の現状及び井原市環境基本条例第7条に掲げられた施策の基本方針を受け、次に示すとおりとします。

【対象とする環境の範囲】

区分	環境要素
生活環境	大気質、悪臭、水質、水循環、土壌、地下水、騒音、振動、有害化学物質等、廃棄物・リサイクル
自然環境	生物多様性、人と自然とのふれあいの場
快適環境	文化財、景観、まちの美観
地球環境	地球温暖化（省資源・省エネルギー、再生可能エネルギー等を含む。）、オゾン層破壊、酸性雨
環境教育・環境保全活動	学校における環境教育、社会における環境学習、市民・事業者・行政等の情報交換及び連携
安全・安心 ※上記の5区分に分けて掲げる。	災害に強いまちづくり （防災拠点における自立分散型エネルギーシステムの構築、地域資源を活用した再生可能エネルギーのシェア拡大、森林整備、水循環の適正化、雨水利用等） 災害発生時の緊急処理体制の構築 （災害廃棄物処理、避難地としての緑地の整備等）

第2章 井原市の概況

第1節 位置及び面積等

本市は岡山県の南西部に位置し、南は笠岡市、東は小田郡矢掛町及び総社市、北は高梁市、西は広島県福山市及び同県神石郡神石高原町に接しています。

地勢については、高梁川支流の小田川が市域の南部を西から東に貫流し、その流域の平野部に市街地が形成されています。市域の北部は標高 200～400mの丘陵地帯で吉備高原へと続いています。面積は 243.54 km²で、本市街地を除いては、ほとんどが山々に囲まれた農山村です。これらは農林業等の生産活動の場であるとともに、森林は自然環境の保全や水源かん養などの公益的機能を有しています。

また、小田川、天神峡、鬼ヶ嶽、経ヶ丸、道祖溪など多くのすぐれた自然環境とともに、中国地方の子守唄、那須与一や北条早雲に関わる城址や菩提寺、雪舟ゆかりの重玄寺、星尾神社など多くの歴史的・文化的遺産にも恵まれ、その緑豊かな景観は、市民はもとより訪れる人々に愛され親しまれています。

【井原市の位置図】



【井原市の地勢図】



第2節 自然的状況

1 気象

本市の気候特性は南部と北部で違いがあり、岡山県を大きく3つの気候区（島しょ部と平野部からなる瀬戸内側、吉備高原と盆地を中心とする内陸部、中国山地）に区分した場合、本市の南部は概ね瀬戸内側の、北部は内陸部の気候特性を示しています。また、本市の南部は瀬戸内海を経て四国山脈に、北部は中国山地に遮られているため、台風や季節風の影響を受けることも比較的少なく、年間を通じて晴天の日が多くなっています。

本市の気象観測値について、気象庁の計算方法により本市の平年値を算出すると、年平均気温は15.2℃（観測地：井原消防署）、年間降水量は1,072 mm（観測地：市役所本庁舎）となります。

平年値

平均的な気候状態を表すときの用語で、気象庁では30年間の平均値を用い、10年ごとに更新しています。現在は1981年～2010年（昭和56年～平成22年）の30年間の観測値が用いられており、次回の更新は2021年（平成33年）となります。

一方、本市の北部に位置する気象庁の佐屋地域気象観測所（降水量のみ観測）の平年値は1,313 mmとなっており、南部に位置する市役所本庁舎より降水量が多くなっています。

日照については、岡山県の瀬戸内側の日照時間の長さは我が国有数といわれていますが、本市東部の美星地区は、晴天率が高いことに加え、大気質が良好で光害対策が行われているなど、天体観測に適した場所として全国的に有名になっています。

2 地象と水象

本市の地形は、北部の丘陵性台地と南部の小田川に沿った細長い平地に大別されます。本市の主要な河川は一級河川の小田川（高梁川水系）で、広島県神石郡神石高原町に源を發し、倉敷市で高梁川に合流するまでの間に、鴨川、雄神川、美山川、稲木川等の支川を合わせ、岡山県内を東西に40.2 km流下しています。

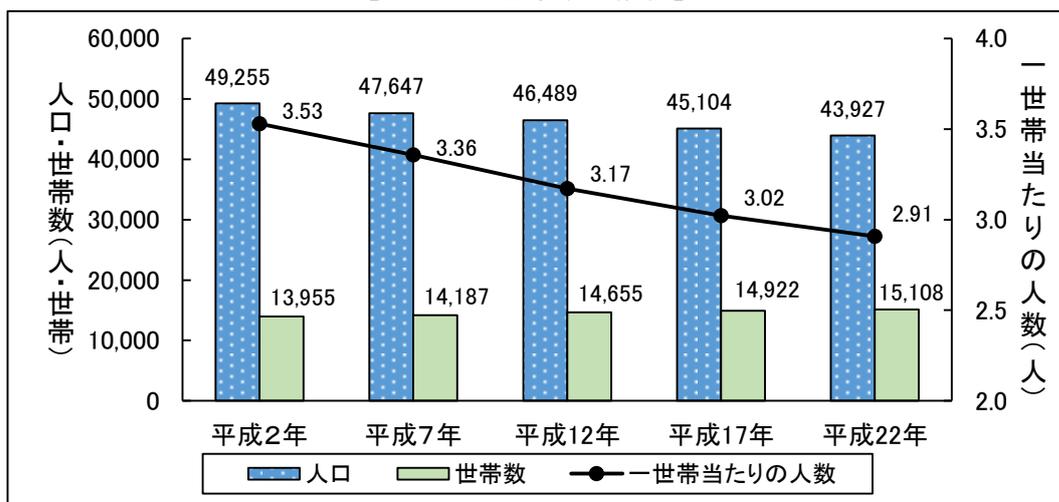
本市の北部は標高200～400mの丘陵地帯であり、農業用水確保を目的として、青野ダム、明治ダム、星田池、第二星田ダム等の農業用貯水池が整備されています。

第3節 社会的状況

1 人口及び世帯数

平成22年の国勢調査によると、本市の人口は43,927人となっており、岡山県の人口の2.3%を占めています。人口及び世帯数の推移をみると、平成2年からの20年間で、人口は10.8%の減少、世帯数は8.3%の増加となっており、一世帯当たりの人数は減少傾向にあります。

【人口及び世帯数の推移】

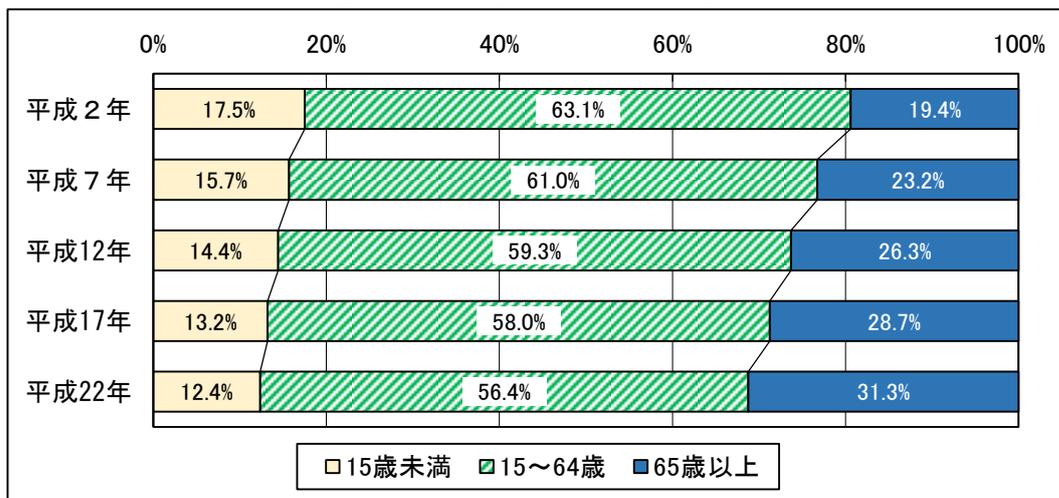


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

〔注〕平成12年以前は、旧3市町の合計値から算出

また、年齢階級別構成比率をみると、平成22年における15歳未満の人口は12.4%と20年間で5.1%の減少、65歳以上の人口は31.3%と20年間で11.9%の増加となっており、少子高齢化の進行がうかがえます。

【年齢階級別構成比率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

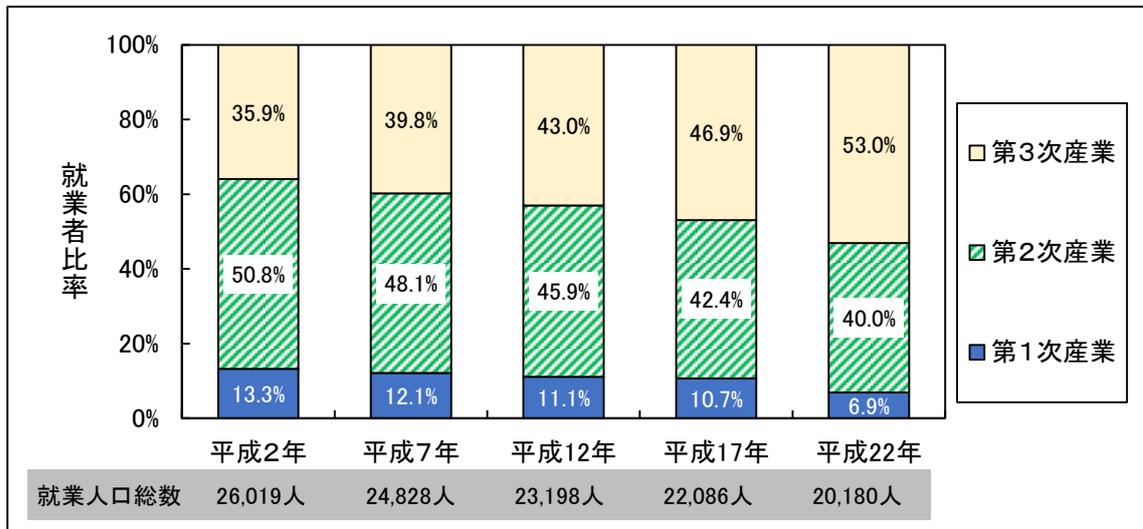
- 〔注〕
1. 平成12年以前は、旧3市町の合計値から算出
 2. 年齢不詳の人口を除いた比率を示す。
 3. 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

2 産業

(1) 産業別就業人口

本市の就業人口（15歳以上就業者数）は、平成22年で20,180人となっており、平成2年からの20年間で22.4%減少しています。また、産業別就業者比率をみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にあります。

【産業別就業者比率の推移】

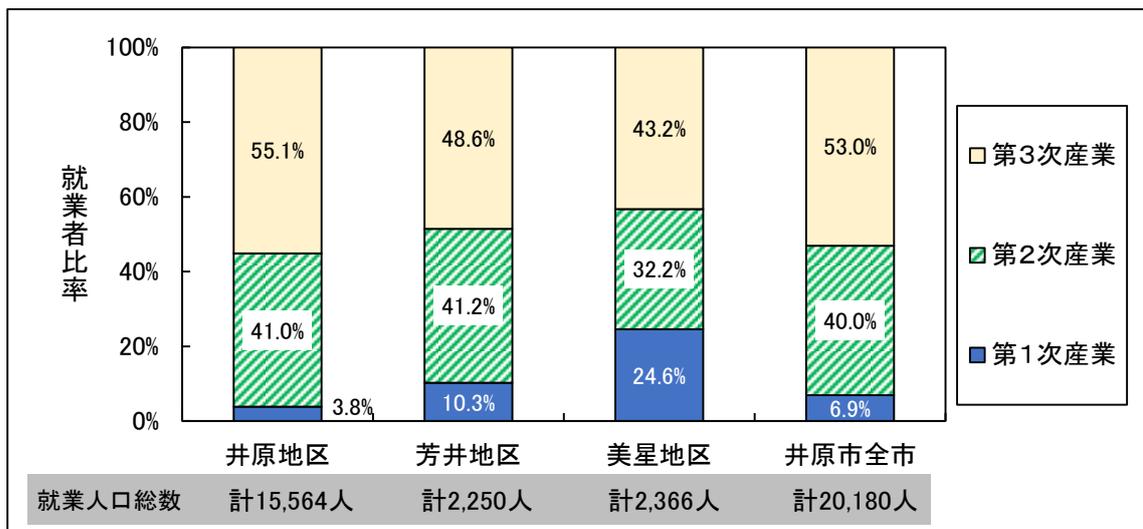


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

- 〔注〕 1. 平成12年以前は、旧3市町の合計値から算出
 2. 分類不能の産業に就業する人口を除いた比率を示す。
 3. 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

また、地区ごとの産業別就業者比率をみると、第1次産業は美星地区、第2次産業は芳井地区、第3次産業は井原地区で最も高くなっています。

【地区ごとの産業別就業者比率】



資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）

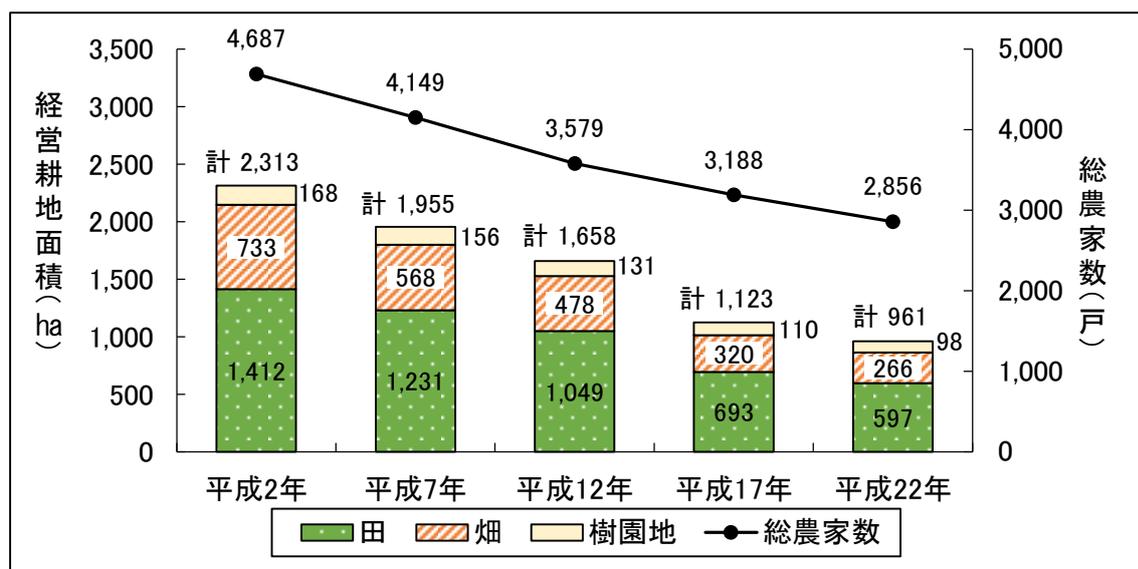
- 〔注〕 1. 分類不能の産業に就業する人口を除いた比率を示す。
 2. 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

(2) 農業

① 農家数及び経営耕地面積

本市の総農家数は平成 22 年で 2,856 戸となっており、平成 2 年からの 20 年間で 39.1%減少しています。経営耕地面積も 961 ha と 20 年間で 58.5%の減少となっています。また、農林業センサスによると、平成 22 年の耕作放棄地は 940 ha となっており、経営耕地面積に並ぶほどの広さとなっています。

【経営耕地面積と総農家数の推移】



資料：農林業センサス（各年2月1日現在）

〔注〕平成17年以前は、旧3市町の合計値から算出

② 森林及び林業

本市の森林面積は 15,525 ha (155.25 km²) であり、市面積 24,354 ha (243.54 km²) の 63.7%を占めています。これらの森林面積のうち人工林は 19.3%で、岡山県南の市町では一般的な数字です。また、国勢調査によると平成 22 年の 15 歳以上の林業就業者数は 21 人で、岡山県南では岡山市、倉敷市に次いで多い就業者数となっています。

近年は全国的に、木材価格の低下や林業従事者の高齢化・後継者の不足などによって、適正な管理ができない森林が増加していますが、森林は木材や特産物の生産のほか、国土の保全、水源かん養、景観形成、保健休養、さらには地球温暖化防止など多様な公益的機能を持っているため、計画的な造林、保育に努め、森林資源を保護・保全するとともに、市民の自然とのふれあいの場として活用を図ることが求められています。

【森林面積】

(単位: ha)

区分	総数	人工林	天然林	その他	人工林率
国有林	0	0	0	0	-
民有林	15,525	2,998	11,852	674	19.3%
合計	15,525	2,998	11,852	674	19.3%

資料：岡山県の森林資源（平成 27 年 3 月）

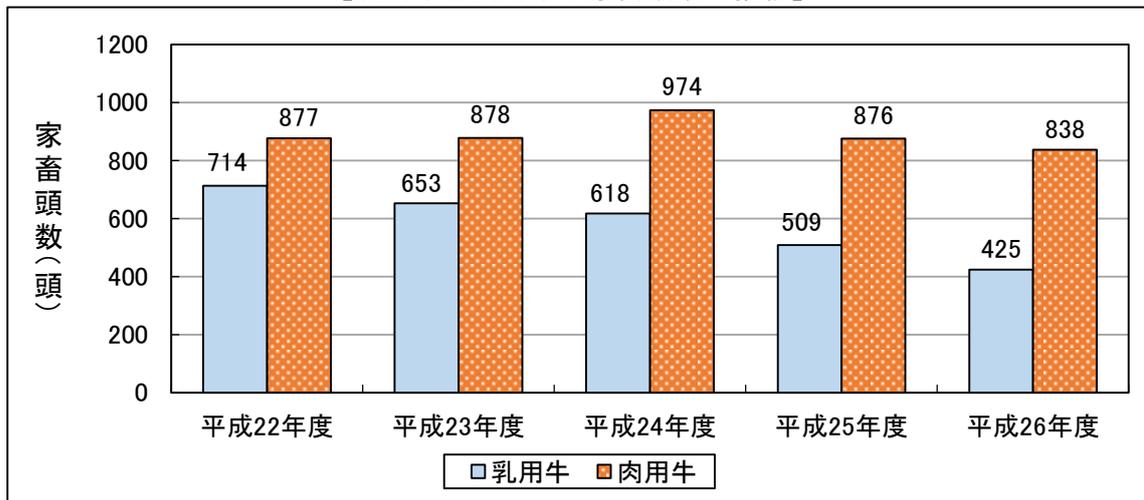
〔注〕端数処理のため、「総数」が「人工林」、「天然林」、「その他」の合計と異なる。

③ 畜産業

本市は養鶏や酪農を中心とした畜産業の産出額が、農業産出額全体の半分近くを占めており、井原地区や芳井地区では養鶏、美星地区では酪農の比重が大きくなっています。

肉用牛の家畜頭数は、ほぼ横ばいで推移していますが、乳用牛の家畜頭数は、平成26年度で425頭となっており、平成22年度からの4年間で40.5%減少しています。

【乳用牛と肉用牛の家畜頭数の推移】



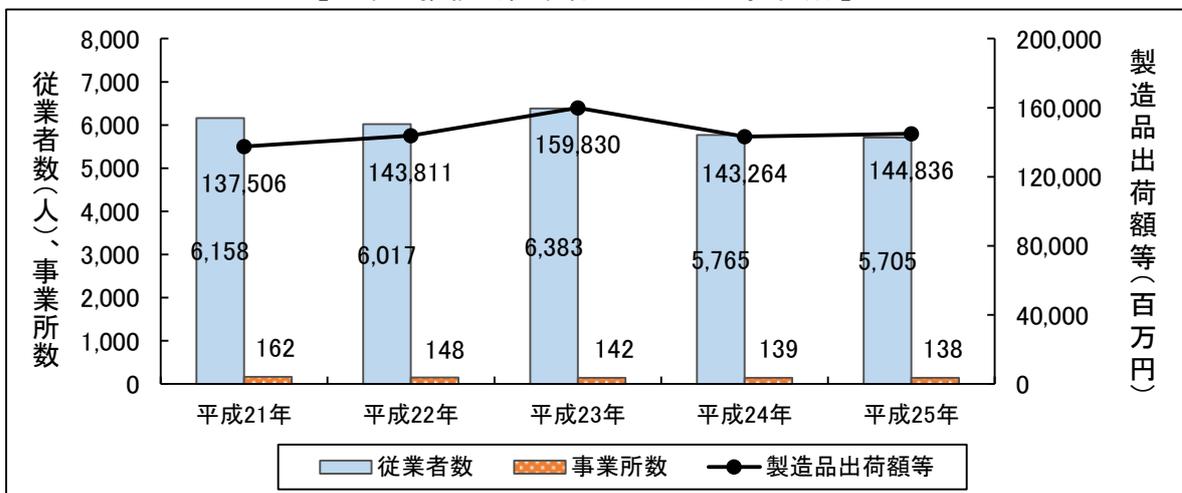
資料：統計いばら

(3) 工業

本市における工業の従業者数、事業所数及び製造品出荷額等は、平成21年以降、ほぼ横ばい又はやや減少傾向にあります。

産業分類別にみると、繊維工業、プラスチック製品製造業、非鉄金属製造業、一般機械器具製造業等の製造品出荷額等が大きくなっています。

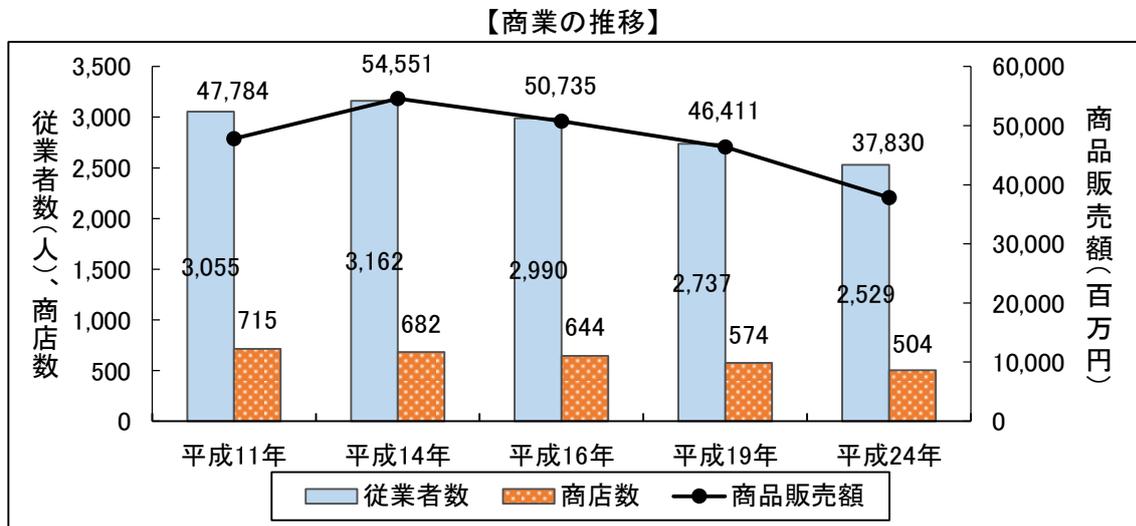
【工業の推移（従業者4人以上の事業所）】



資料：岡山県統計年報、経済センサス - 活動調査（平成23年）

(4) 商業

本市における商業の従業者数、商店数、商品販売額は、平成14年以降、いずれも減少傾向にあります。また、商店街では、大規模小売店や郊外型店舗との競合などにより、空き店舗が増加しています。

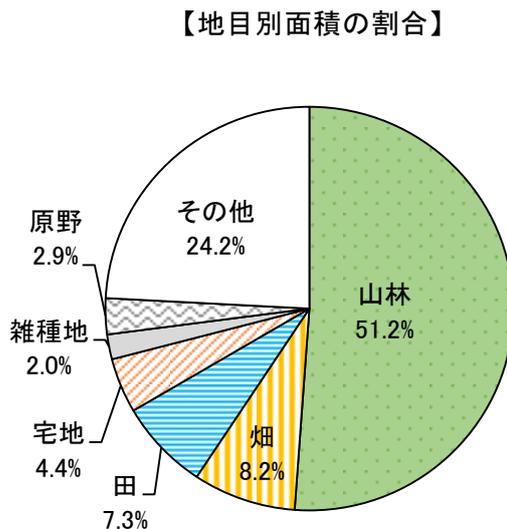


資料：岡山県統計年報

〔注〕平成16年以前は、旧3市町の合計値から算出

3 土地利用

本市の地目別面積の割合は、山林が51.2%を占めています。農地は畑が8.2%、田が7.3%で、わずかながら畑が多くなっています。



資料：統計いばら（平成27年1月1日現在）

〔注〕端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

4 交通

(1) 公共交通機関ネットワーク

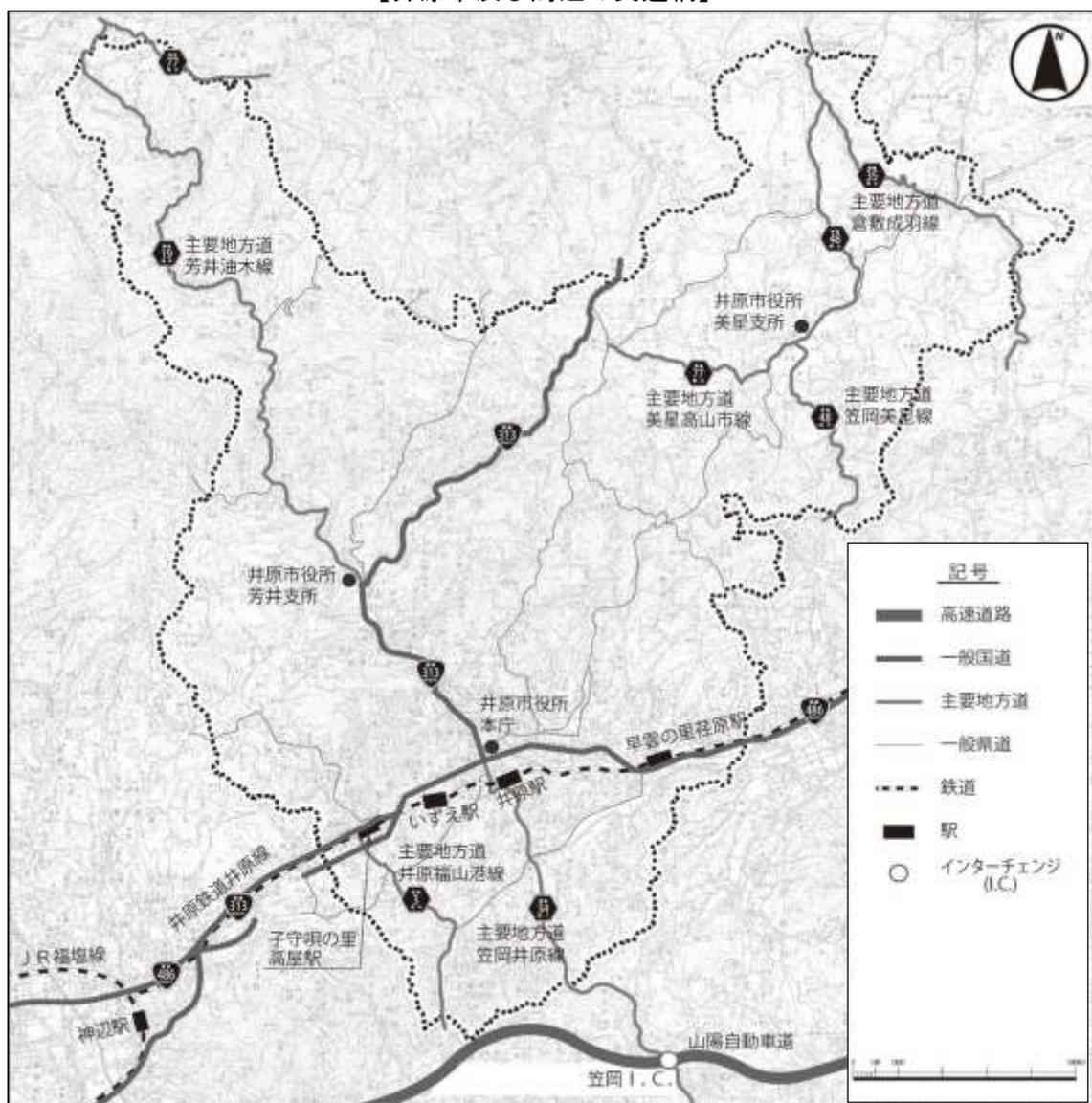
本市の主要な道路は、南北軸として国道 313 号、主要地方道井原福山港線・笠岡井原線・笠岡美星線・芳井油木線等、東西軸として国道 486 号等により基幹となる道路網が形成されています。また、山陽自動車道が笠岡市を東西に走り、笠岡インターチェンジで主要地方道笠岡井原線と接続しています。

鉄道は、総社市と広島県福山市を結ぶ井原鉄道井原線が市の南部を東西に走り、東は総社駅でJR伯備線及び吉備線に接続し、西は神辺駅でJR福塩線に接続しています。

バスは、民間事業者が路線バスを運行しているほか、井原地区では公共施設や観光施設を結ぶ循環バス、芳井・美星地区ではスクールバスを有効活用した循環バスを運行しています。また、施設の老朽化に伴い施設の建て替えを行っていた井原バスセンターが完成し、平成 27 年 4 月に営業を開始しました。

このほか、公共交通空白地を解消するため、予約型乗合タクシーを導入しています。

【井原市及び周辺の交通網】

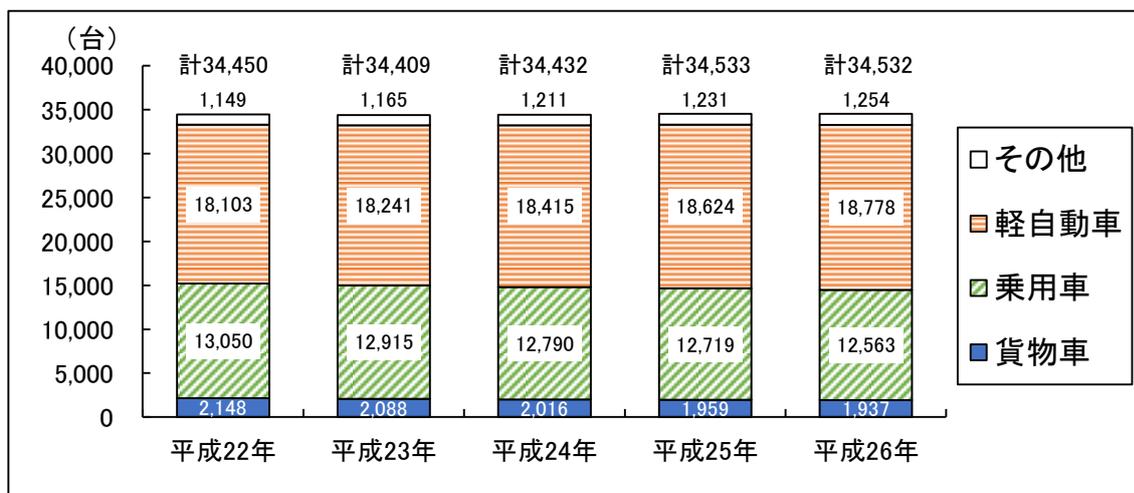


(2) 自動車保有台数

本市の自動車保有台数は、貨物車が1,937台、乗用車が12,563台、軽自動車が18,778台、その他車両が1,254台であり、合計34,532台となっています。また、その他車両の内訳は、バスが75台、コンクリートミキサー車やタンク車などの特種用途車が555台、ブルドーザーやロードローラーなど大型特殊車が68台、小型二輪車が556台となっています。

車種別自動車保有台数の推移をみると、貨物車及び乗用車が減少傾向にある一方、軽自動車は増加しており、自動車全体の台数はほぼ横ばいで推移しています。

【自動車保有台数の推移】



資料：岡山県統計年報（各年3月末）

5 水道及び下水道

(1) 水道

本市の給水人口は、上水道が32,489人、簡易水道が7,366人、上水道と簡易水道を合わせると39,855人であり、普及率は95.2%となっています。

【水道の給水人口と普及率】

人口	総数		上水道		簡易水道		専用水道		普及率
	箇所数	給水人口	箇所数	給水人口	箇所数	給水人口	箇所数	給水人口	
41,866 人	8	39,855 人	1	32,489 人	6	7,366 人	1	-	95.2%

資料：岡山県統計年報（平成25年3月31日現在）

(2) 下水道

本市の公共下水道普及率は、井原処理区で79.5%、芳井処理区で57.0%となっています。また、合併処理浄化槽の普及率は53.9%となっており、公共下水道と合併処理浄化槽を合わせた普及率は68.5%、水洗化率は56.3%となっています。

【公共下水道及び合併処理浄化槽の普及率と水洗化率】

	公共下水道事業 (井原処理区)	公共下水道事業 (芳井処理区)	合併処理浄化槽 ^{※3} (下水道事業 認可区域外)	合 計
普及率	79.5% ^{※1}	57.0% ^{※1}	53.9%	68.5%
水洗化率	61.0% ^{※2}	29.4% ^{※2}	- (普及率と同じ)	56.3%

資料：下水道課（平成27年3月31日現在）

〔注〕※1 普及率：各処理区における計画処理人口のうち、下水道を利用できる環境になった人口の割合

※2 水洗化率：各処理区における計画処理人口のうち、実際に下水道へ接続した人口の割合

※3 合併処理浄化槽の欄：行政人口から下水道計画処理人口を減じた人口のうち、合併処理浄化槽を利用している人口の割合

6 観光・レクリエーション

本市の主な観光地のうち、過去5年間の観光客数が増加傾向にある施設は、田中美術館及び美星天文台となっています。

また、次頁の図に示す、嫁いらず観音院（井原地区）、天神峡（芳井地区）、那須与一の墓・永祥寺（井原地区）、星尾神社（美星地区）なども主要な観光地として、多くの人が訪れています。

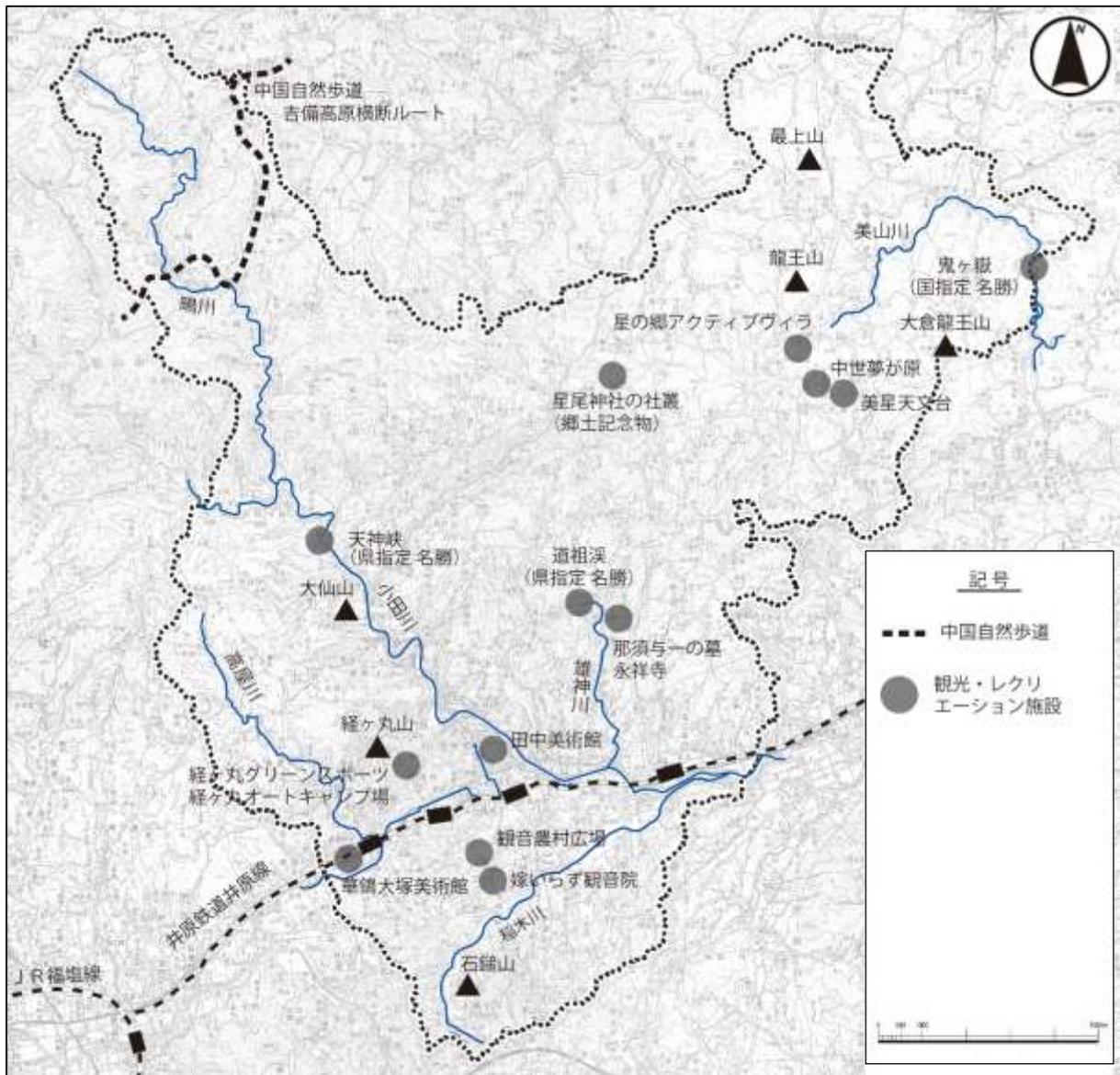
【主な観光・レクリエーション施設の年間観光客数の推移】

(単位:人)

区分	施設名	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
有料観光施設	田中美術館	17,749	11,828	19,363	20,085	25,436
	華鳩大塚美術館	7,890	8,704	7,833	6,811	8,336
	中世夢が原	22,815	12,282	15,107	16,325	16,097
	美星天文台	8,814	9,271	10,436	11,919	16,014
公的宿泊施設	星の郷アクティブ ヴィラ	1,088	934	1,125	942	1,150
キャンプ場	経ヶ丸グリーンス ポーツ	5,076	4,976	5,093	4,344	4,494
	経ヶ丸オートキャ ンプ場	6,600	5,617	5,318	3,142	3,292
	観音農村広場	1,680	2,256	1,908	2,147	2,042

資料：観光客・その流れと傾向－平成25年岡山県観光客動態調査報告書

【井原市の観光・レクリエーション施設】



第3章 環境の現状と課題

第1節 環境の現状

1 生活環境

(1) 大気質

本市では、岡山県が設置した井原環境大気測定局（以下、「井原局」という。）において、環境大気の常時監視が行われています。井原局では、代表的な大気汚染物質とされる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの測定を行っていましたが、平成21年度以降は光化学オキシダントのみ測定しています。

過去10年間の大気質の測定結果を示しますが、井原局で測定されていない項目については、隣接する笠岡市に設置されている茂平局及び寺間局の測定値を参考として示しています。



井原一般環境大気測定局（井原小学校校庭）

環境基準

環境基準とは環境基本法の規定に基づいて定められる基準で、健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて、大気、河川水、地下水、土壌等の物質の濃度や音の大きさといった数値で定められています。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるという意味のものではありません。

一方、事業活動に伴い排出されるばい煙、排水、工場騒音等については大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等の個別法で規制されています。

① 二酸化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)

井原局では、平成21年度以降は二酸化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂)、及び浮遊粒子状物質 (SPM) の測定が行われていませんが、平成20年度までの濃度推移や、最寄りの笠岡市内の一般環境大気測定局である茂平局・寺間局における平成21年度以降の濃度推移を勘案すると、環境基準を満たしているものと推察されます。

② 光化学オキシダント (O_x)

井原局における光化学オキシダント (O_x) は、環境基準を超過した状態が続いています。また、県下の全測定局においても環境基準を超過した状態が続き、平成25年度に

第3章 環境の現状と課題

おける全国での環境基準達成状況は0.3%（一般局1,152局のうち4局）であり、環境基準超過は全国的な問題となっています。なお、本市の平成25年度夏季対策期間（平成25年4月10日～9月10日）における光化学オキシダント情報発令日数は8日でした。

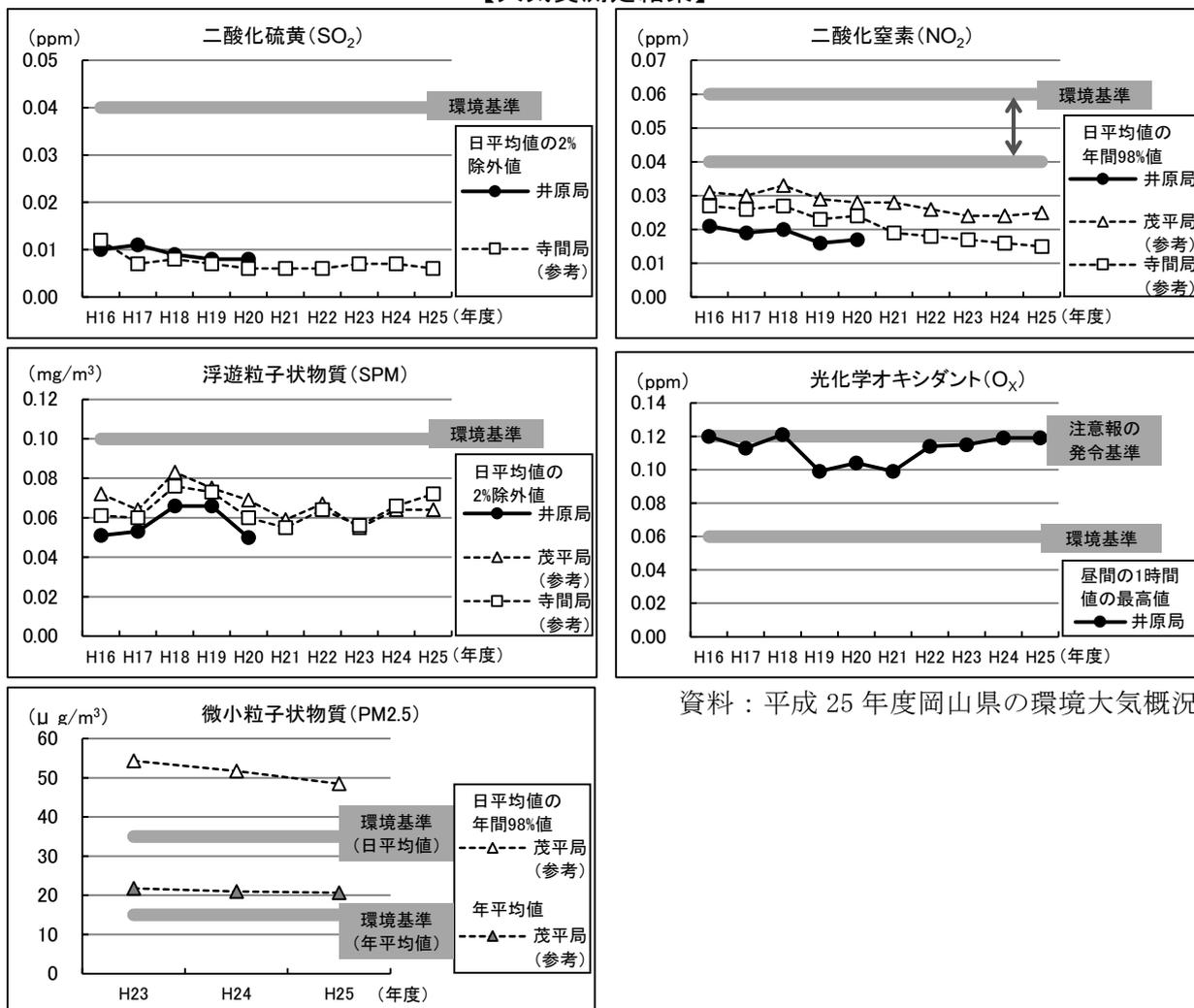
本市での環境基準超過が特別なケースとはいえないものの、原因物質である窒素酸化物、炭化水素、揮発性有機化合物等の更なる削減及び市民に対しての情報提供や緊急時の連絡について、国・県と連携して対応していく必要があります。

③ 微小粒子状物質（PM2.5）

井原局では、微小粒子状物質（PM2.5）の測定が行われていませんが、最寄りの笠岡市内の茂平局を含めた県下の全測定局において、平成23年度の測定開始後、環境基準を超過した年度が続いています。また、全国での環境基準達成状況は、平成25年度で16.1%（一般局492局のうち79局）となっています。

測定が実施されている県下の測定局の状況を勘案すると、本市でも環境基準を超過している可能性が高いことから、光化学オキシダントと同様に、市民に対しての情報提供や緊急時の連絡について、国・県と連携して対応していく必要があります。

【大気質測定結果】



資料：平成25年度岡山県の環境大気概況

(2) 悪臭

本市では、井原地区が悪臭防止法の規制地域に指定されており、特定悪臭物質として22物質が指定され、工場、事業場から排出されるにおいについて規制されています。

悪臭に関する苦情（野焼きによるもの、畜産経営に起因するもの等）は、毎年、数件程度発生しています。このため、特定の養鶏場において特定悪臭物質のうち畜産に関連する物質の測定を行っていますが、過去5年間に於いて、全ての項目で規制基準（第2種区域）を満たしています。

しかし、規制基準を満たしても人によっては悪臭と感ずる場合があることから、今後も測定を継続していくとともに、悪臭防止対策の指導等を行っていく必要があります。

【悪臭測定結果】

(測定場所:養鶏場 敷地境界)

測定項目	規制基準 (ppm)	測定結果 (ppm)				
		H22	H23	H24	H25	H26
アンモニア	2	0.4~0.5	<0.1 ~0.2	<0.1 ~0.3	0.2~1.4	0.1
メチルメルカプタン	0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化水素	0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化メチル	0.05	0.003	<0.001 ~0.003	<0.001 ~0.012	<0.001	<0.001
二硫化メチル	0.03	<0.001	<0.001	<0.001 ~0.001	<0.001	<0.001
トリメチルアミン	0.02	<0.001	<0.001	<0.001 ~0.002	<0.001 ~0.002	<0.001
プロピオン酸	0.07	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマル酪酸	0.002	0.0007 ~0.0010	<0.0002 ~0.0013	0.0002 ~0.0004	0.0002 ~0.0004	<0.0002
ノルマル吉草酸	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
イソ吉草酸	0.004	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

資料：井原市の環境

(3) 水質及び水循環

本市では、小田川で8地点、高屋川で4地点、その他の水域で8地点の計20地点で水質測定を行っています。これらの河川においては、水質汚濁に係る環境基準が次のとおり適用されています。

「人の健康の保護に関する環境基準」

重金属や化学物質などの有害物質について基準値が設定され、全公共用水域に適用されています。近年では全国ほとんどの水域で基準値以下となっています。

「生活環境の保全に関する環境基準」

河川、湖沼、海域別に、水域の利用目的等に応じて類型が指定されており、類型ごとに異なる環境基準値が適用されています。

生活環境の保全に関する環境基準項目（河川）としては、河川の水質の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）のほか、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、浮遊物質量（SS）、大腸菌群数があります。

【生活環境の保全に関する河川の環境基準の類型】

類型	水域の利用目的等
AA	水道水源（簡易な浄水操作を行う）、自然探勝、その他
A	水道水源（通常の浄水操作を行う）、ヤマメ・イワナ等の水産生物の生息、水浴、その他
B	水道水源（高度の浄水操作を行う）、サケ・アユ等の水産生物の生息、その他
C	コイ・フナ等の水産生物の生息、工業用水水源（通常の浄水操作を行う）、その他
D	工業用水水源（高度の浄水操作を行う）、農業用水、その他
E	工業用水水源（特殊の浄水操作を行う）、国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）で不快感を生じない限度

生物化学的酸素要求量（BOD : Biological Oxygen Demand）

水質汚濁の汚染指標の一つで、水中の微生物が一定時間（20℃で5日間）に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示した数値。この数値が高いほど水中の有機物の量が多いことを示します。

ある測定地点のBODが環境基準に適合しているかどうかについては、75%値（年間の日間平均値がn個あった場合、n個のデータを小さいものから順に並べた0.75×n番目の値をいう。小数点以下は切り上げ）と基準値を比較することによって判定します。

水素イオン濃度（pH）

水の酸性・アルカリ性を表す指標。中性は7。数字が小さいほど酸性度が高くなります。

溶存酸素量 (DO : Dissolved Oxygen)

水に溶解している酸素の量。水生生物の生息に必要であり、一般に数値が大きいほど良好な環境を示します。

浮遊物質 (SS : Suspended Solids)

水中に懸濁している不溶解性物質のことで、水の濁り、透明度等の外観に大きな影響を与えます。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数（最確数）のことで、し尿汚染の指標となります。

本市の河川における測定地点及び類型は下表に示すとおりです。なお、その他の水域に関しては、環境基準の類型指定がされていませんが、B・E類型に準ずることとし、b・e類型と記載しています。

【井原市の河川の測定地点及び環境基準類型】

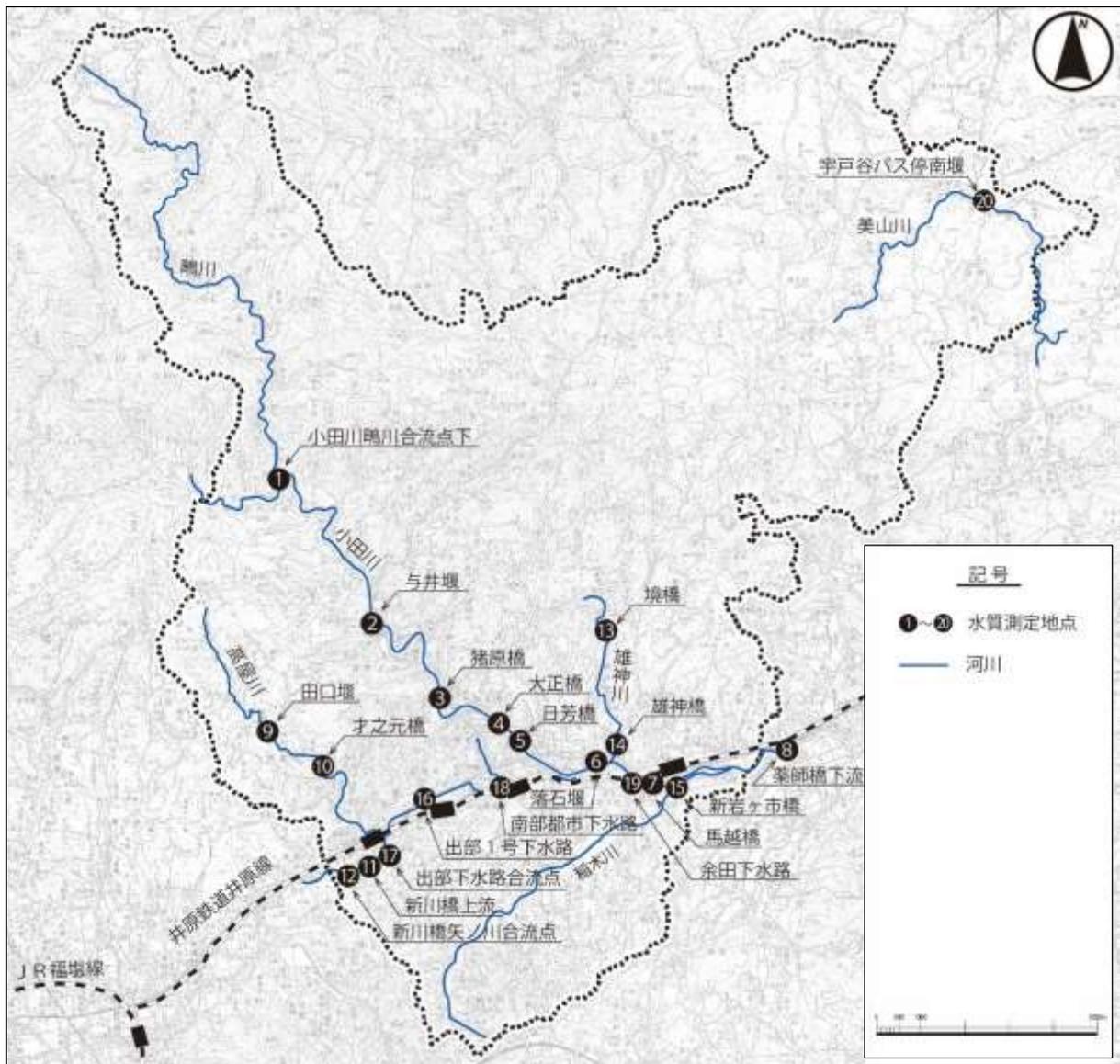
生活環境の保全に関する環境基準			
水域名	測定地点名		類型
小田川	1	小田川鴨川合流点下	A
	2	与井堰	A
	3	猪原橋	A
	4	大正橋	B
	5	日芳橋	B
	6	落石堰	B
	7	馬越橋	B
	8	薬師橋下流	B
高屋川	9	田口堰	A
	10	才之元橋	A
	11	新川橋上流	A
	12	新川橋矢ノ川合流点	A
その他	13	境橋	b
	14	雄神橋	b
	15	新岩ヶ市橋	b
	16	出部1号下水路	e
	17	出部下水路合流点	e
	18	南部都市下水路	e
	19	余田下水路	e
	20	宇戸谷バス停南堰	b

資料：井原市の環境

第3章 環境の現状と課題

本市における水質の測定地点は下図に示すとおりです。

【水質測定地点図】

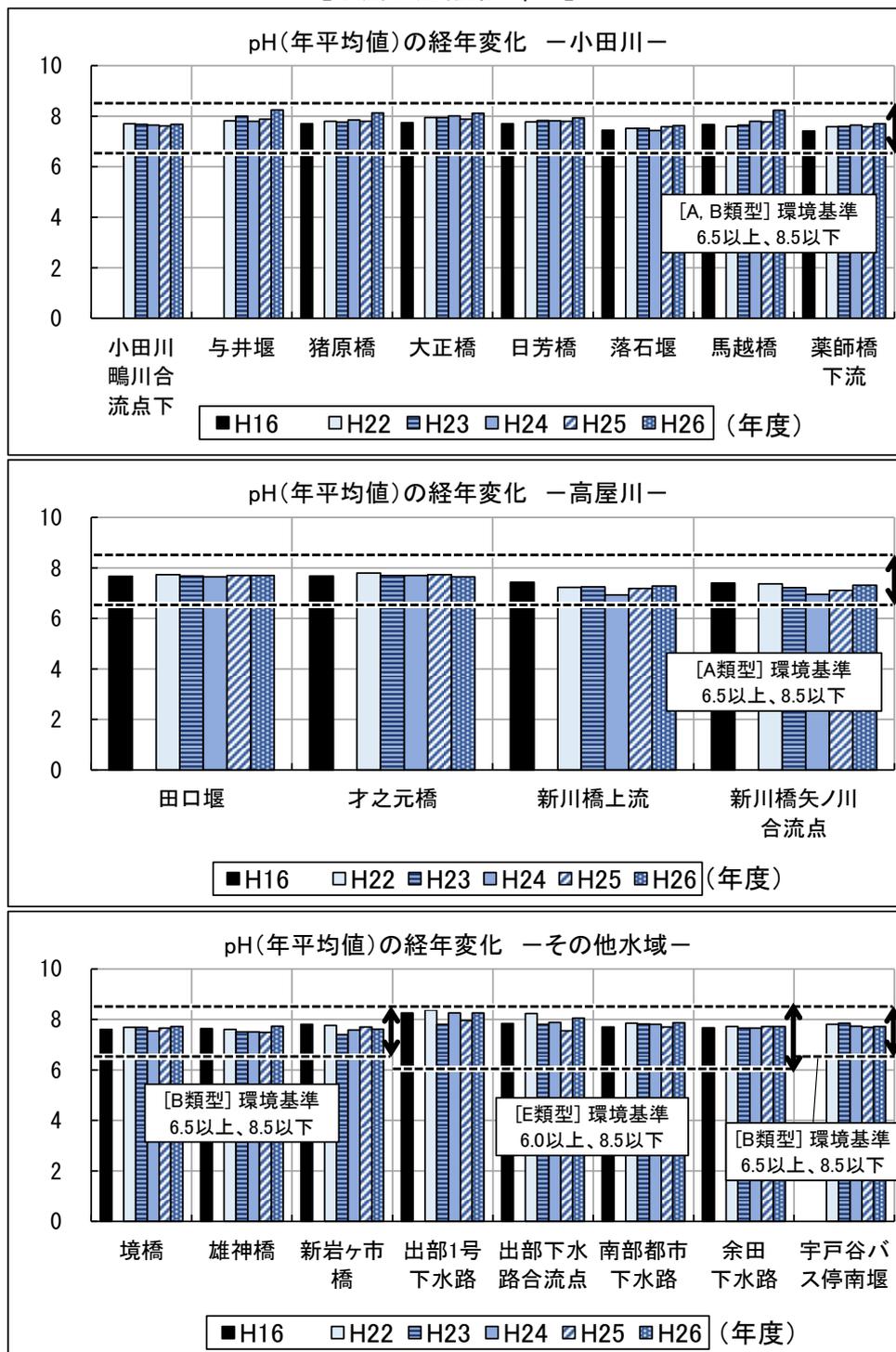


〔注〕 数字は、前頁の表に対応

① 水素イオン濃度 (pH)

平成 16 年度及び過去 5 年間で、全ての測定地点において年平均値は環境基準を満たしています。平成 26 年度における個々の測定値をみると、小田川（与井堰、馬越橋）及びその他水域（出部 1 号下水路、出部下水路合流点）の 4 地点で、それぞれ年間 6 回の測定中 2 回の測定で環境基準を超過し、小田川（猪原橋、大正橋）の 2 地点で、それぞれ年間 6 回の測定中 1 回の測定で環境基準を超過していました。

【水質測定結果 (pH)】



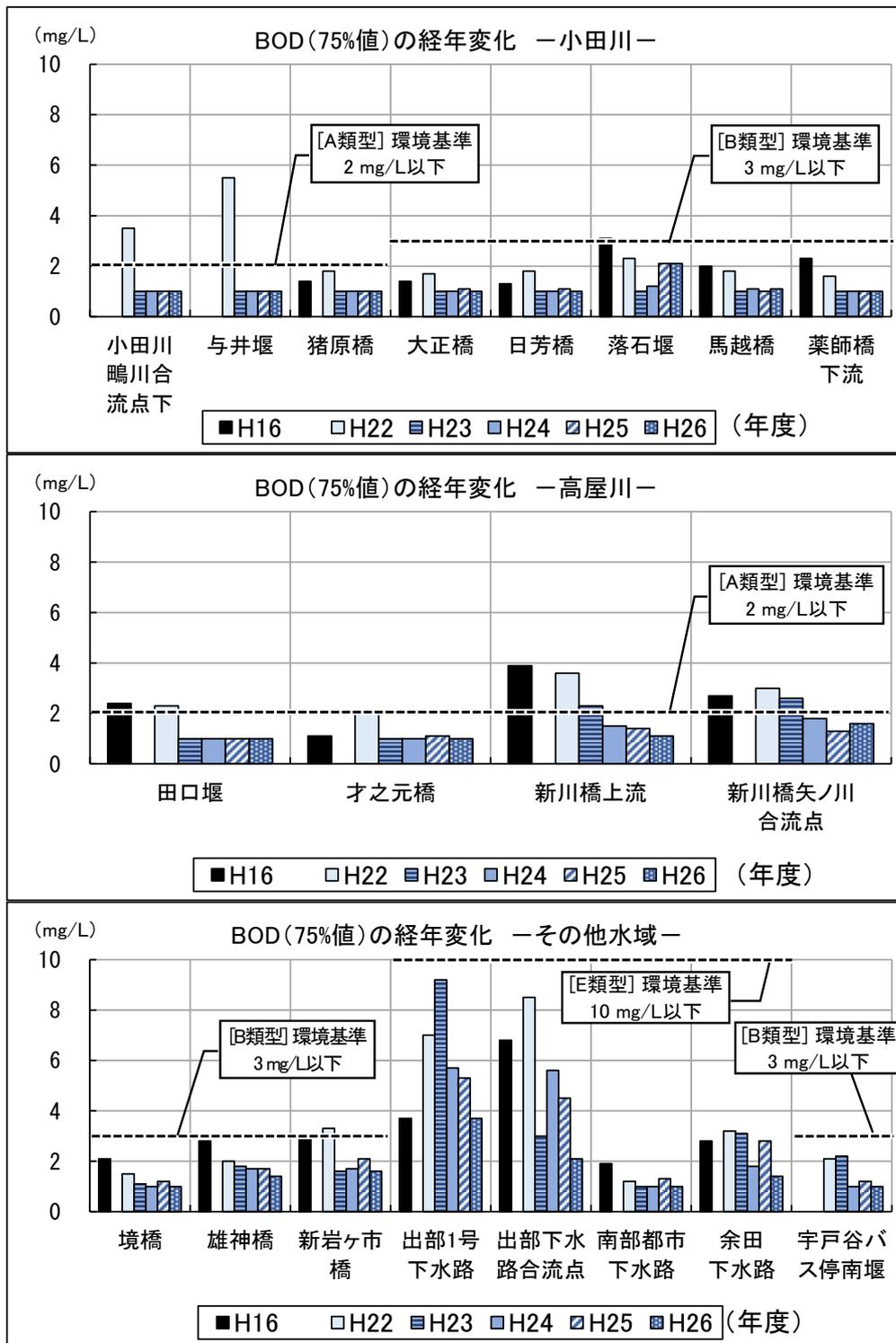
資料：井原市の環境

〔注〕過去 5 年間の測定値と併せて、第 1 次計画策定時（平成 16 年度）の測定値も参考に掲載している。

② 生物化学的酸素要求量 (BOD)

平成 23 年度以前では、75%値が環境基準を超過している地点がありますが、平成 24 年度以降は、全ての測定地点において環境基準を満たしています。平成 26 年度における個々の測定値をみると、小田川（落石堰）で、年間 6 回の測定中 1 回の測定で環境基準を超過していました。

【水質測定結果 (BOD)】



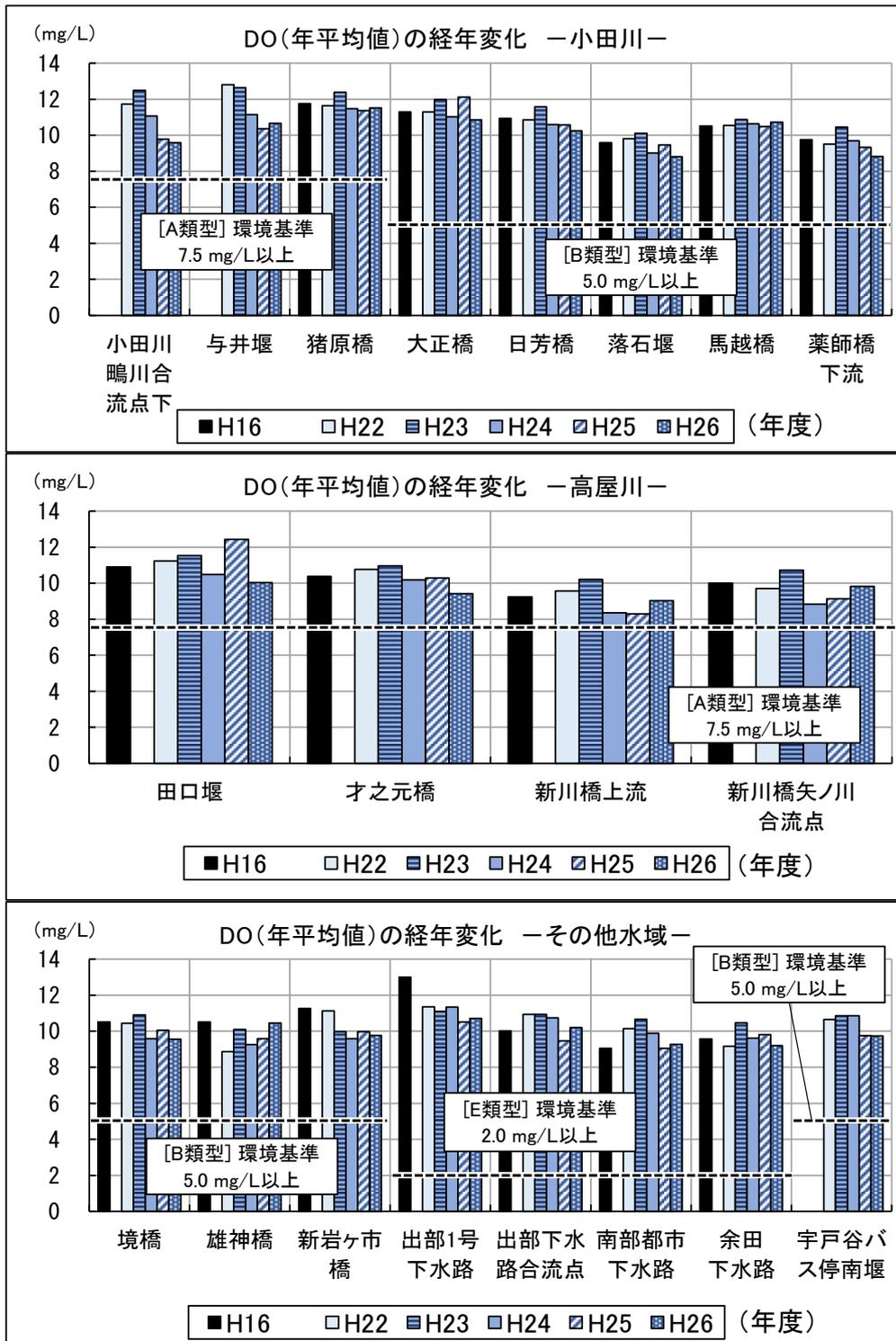
資料：井原市の環境

〔注〕過去 5 年間の測定値と併せて、第 1 次計画策定時（平成 16 年度）の測定値も参考に掲載している。

③ 溶存酸素量 (DO)

平成 16 年度及び過去 5 年間、全ての測定地点において年平均値は環境基準を満たしています。平成 26 年度における個々の測定値をみると、小田川(小田川鳴川合流点下)及び高屋川(才之元橋、新川橋上流)の 3 地点で、年間 6 回の測定中 1 回の測定で環境基準を下回っていました。

【水質測定結果 (DO)】



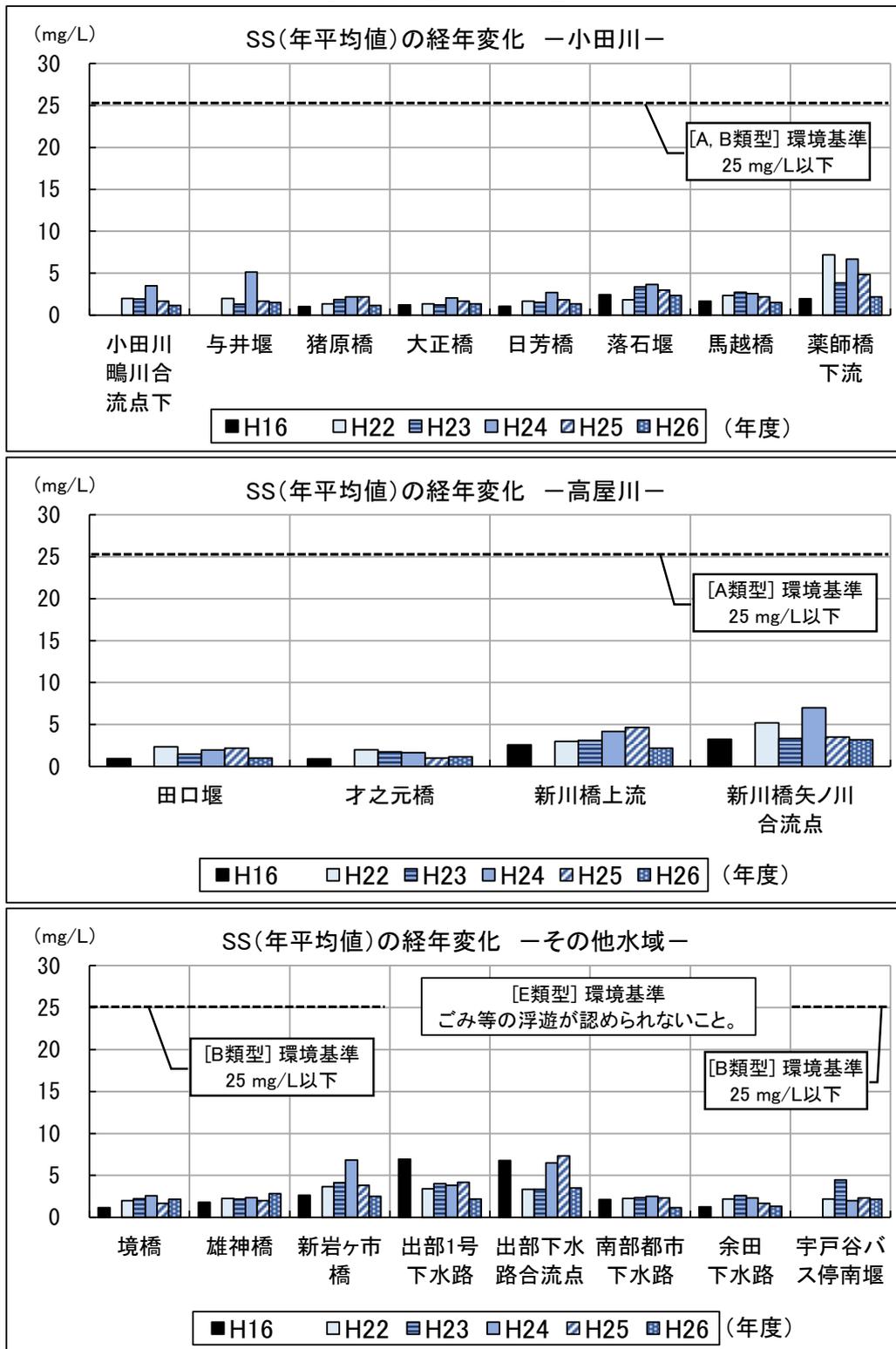
資料：井原市の環境

〔注〕過去 5 年間の測定値と併せて、第 1 次計画策定時（平成 16 年度）の測定値も参考に掲載している。

④ 浮遊物質量 (SS)

平成 16 年度及び過去 5 年間、全ての測定地点において年平均値は環境基準を満たしています。平成 26 年度における個々の測定値をみると、全て環境基準を満たしていました。

【水質測定結果 (SS)】



資料：井原市の環境

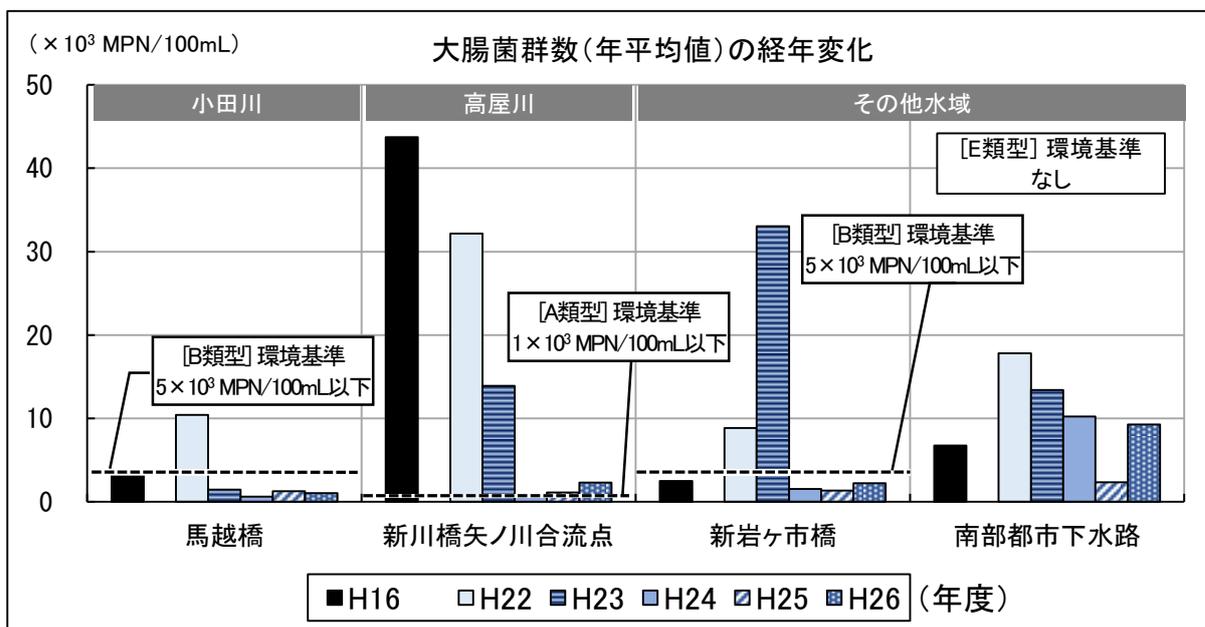
〔注〕 過去 5 年間の測定値と併せて、第 1 次計画策定時（平成 16 年度）の測定値も参考に掲載している。

⑤ 大腸菌群数

高屋川（新川橋矢ノ川合流点）の年平均値については、過去5年間、平成24年度以外は環境基準を超過しています。小田川（馬越橋）については平成23年度以降、その他水域（新岩ヶ市橋）については平成24年度以降、年平均値は環境基準を満たしています。

平成26年度における個々の測定値をみると、高屋川（新川橋矢ノ川合流点）で、年間6回の測定中4回の測定で環境基準を超過し、その他水域（新岩ヶ市橋）で、年間6回の測定中1回の測定で環境基準を超過していました。

【水質測定結果（大腸菌群数）】



資料：井原市の環境

〔注〕過去5年間の測定値と併せて、第1次計画策定時（平成16年度）の測定値も参考に掲載している。

河川の水質については、平成24年度以降は、全測定地点でpH、BOD、DO、SS及び大腸菌群数が概ね環境基準を満たしていましたが、環境基準を超過している測定地点もあることから、今後も測定を継続していくとともに、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備及び下水処理区域内の市民に対する周知・接続促進などの水質汚濁防止対策を引き続き推進していく必要があります。

また、地下水かん養機能の低下等による水循環の悪化は、水質の悪化、湧水の枯渇及び生態系への悪影響等の要因となるため、河川の水質の保全に併せて、健全な水循環の保全に努める必要があります。

(4) 土壌及び地下水

土壌は大気、水とともに環境の重要な構成要素であり、生物の生存の基盤や物質循環の要として、また、水質の浄化や地下水のかん養、食料の生産などにおいて重要な役割を担っています。土壌汚染は、一度発生するとその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染であり、土壌の有する機能を阻害することから、汚染の未然防止と早期回復が重要です。

岡山県では、毎年地点を変えて地下水の水質調査を行っています。平成24年度の「美星町明治」地点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していましたが、周辺調査の結果、一時的な施肥の影響と推定されました。

その他の地点では過去5年間において環境基準を満たしていましたが、今後も県と連携して測定を継続していくとともに、必要に応じて対策を講じていく必要があります。

【地下水測定結果】

(単位:mg/L)

項目及び環境基準	年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	定量下限値 (mg/L)
	調査地点	美星町明治	神代町	美星町明治	芳井町種	美星町宇戸	
	用途	生活用水	生活用水	生活用水	一般飲用	一般飲用	
カドミウム	0.003mg/L 以下	N. D.	0.0003				
全シアン	検出されないこと	N. D.	0.1				
鉛	0.01mg/L 以下	N. D.	0.005				
六価クロム	0.05mg/L 以下	N. D.	0.02				
ひ素	0.01mg/L 以下	N. D.	0.005				
総水銀	0.0005mg/L 以下	N. D.	0.0005				
アルキル水銀	検出されないこと	N. D.	0.0005				
PCB	検出されないこと	N. D.	0.0005				
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	N. D.	0.002				
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	N. D.	0.0002				
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	-	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	N. D.	0.0004				
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	N. D.	0.002				
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	N. D.	0.004				
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	N. D.	0.0005				
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	N. D.	0.0006				
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	N. D.	0.001				
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	N. D.	0.0005				
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	N. D.	0.0002				
チウラム	0.006mg/L 以下	N. D.	0.0006				
シマジン	0.003mg/L 以下	N. D.	0.0003				
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	N. D.	0.002				
ベンゼン	0.01mg/L 以下	N. D.	0.001				
セレン	0.01mg/L 以下	N. D.	0.002				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	0.05	1.6	13	0.09	N. D.	0.03
ふっ素	0.8mg/L 以下	N. D.	0.15	N. D.	0.26	N. D.	0.08
ほう素	1mg/L 以下	N. D.	0.03				
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	-	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.005

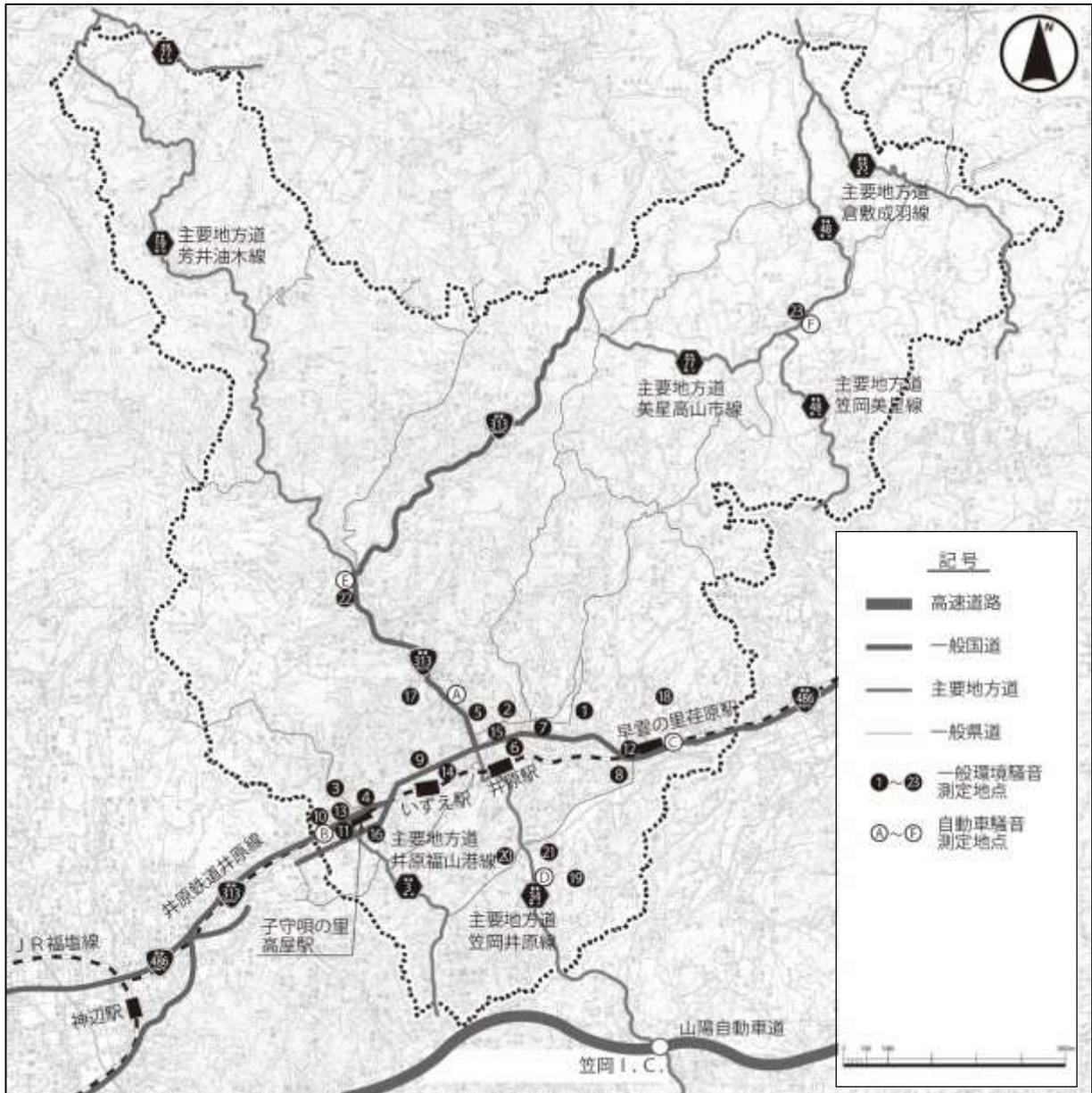
資料：地下水の水質測定結果（岡山県）

[注] 1. 表中の網掛け箇所は、環境基準を超過していることを示す。
2. N. D. は不検出を示す。

(5) 騒音及び振動

本市の騒音の状況を把握するため、一般環境騒音で23地点、自動車騒音で6地点の測定を行っています。本市における騒音の測定地点は下図に示すとおりです。

【騒音測定地点図】



〔注〕 数字は一般環境騒音の測定地点、アルファベットは自動車騒音の測定地点を示す。

① 一般環境騒音

笹賀町（白海公園付近）では平成23年度に夜間の環境基準を超過していますが、その他の全ての地点では過去5年間で継続して環境基準を満たしています。

【一般環境騒音測定結果】

No	測定地点	類型区分	時間区分	環境基準	測定結果 (dB)						
					H16	H17	H22	H23	H24	H25	H26
1	西江原町 山本団地集会所横	A	昼間	55	46	-	44	-	46	-	41
			夜間	45	42	-	37	-	37	-	34
2	西江原町 寺戸公民館付近	A	昼間	55	46	-	48	-	48	-	49
			夜間	45	40	-	38	-	36	-	38
3	高屋町 高屋小学校体育館東	B	昼間	55	47	-	47	-	46	-	49
			夜間	45	34	-	37	-	31	-	41
4	下出部町 高屋大橋付近	B	昼間	55	54	-	47	-	45	-	46
			夜間	45	52	-	42	-	40	-	40
5	井原町 総合福祉センター駐車場	B	昼間	55	50	48	44	39	45	41	45
			夜間	45	39	41	33	38	33	30	34
6	七日市町 武速神社境内	B	昼間	55	-	53	-	52	-	51	-
			夜間	45	-	46	-	40	-	41	-
7	西江原町 東新町公民館付近	B	昼間	55	50	-	51	-	51	-	51
			夜間	45	44	-	36	-	37	-	42
8	木之子町 平木公園付近	B	昼間	55	46	-	41	-	38	-	43
			夜間	45	35	-	33	-	27	-	36
9	笹賀町 白海公園付近	B	昼間	55	-	45	-	49	-	45	-
			夜間	45	-	39	-	46	-	40	-
10	高屋町 高屋吉野最上稲荷南	C	昼間	60	54	50	47	47	44	45	48
			夜間	50	46	41	42	39	37	37	40
11	高屋町 高屋児童会館付近	C	昼間	60	51	-	48	-	48	-	47
			夜間	50	47	-	39	-	38	-	35
12	東江原町 水防倉庫付近	C	昼間	60	56	50	50	49	52	53	50
			夜間	50	55	47	47	47	45	47	48
13	高屋町 池田公園	C	昼間	60	-	46	-	43	-	45	-
			夜間	50	-	34	-	35	-	34	-
14	上出部町 出部郵便局東付近	C	昼間	60	-	52	-	48	-	46	-
			夜間	50	-	44	-	40	-	36	-
15	井原町 市民活動センターつどえ～る	C	昼間	60	-	50	-	48	-	48	-
			夜間	50	-	46	-	38	-	38	-
16	大江町 グランデール大江付近	B	昼間	55	-	48	-	48	-	49	-
			夜間	45	-	38	-	43	-	45	-
17	井原町 市営清迫住宅付近	B	昼間	55	48	-	42	-	41	-	42
			夜間	45	45	-	36	-	30	-	35
18	東江原町 荏原3部機庫付近	B	昼間	55	54	-	49	-	49	-	47
			夜間	45	44	-	41	-	41	-	44
19	門田町 県主小学校	B	昼間	55	-	54	-	52	-	54	-
			夜間	45	-	38	-	41	-	36	-
20	下稲木町 下稲木町天理教付近	B	昼間	55	-	42	-	41	-	45	-
			夜間	45	-	35	-	33	-	34	-
21	西方町 井原市営西方住宅	B	昼間	55	-	53	-	53	-	51	-
			夜間	45	-	45	-	45	-	44	-
22	芳井町吉井 芳井生涯学習センター	B	昼間	55	-	55	48	49	47	48	50
			夜間	45	-	42	41	41	41	42	42
23	美星町三山 美星支所	B	昼間	55	-	48	45	45	42	40	40
			夜間	45	-	30	32	33	31	33	30

資料：井原市の環境

- 〔注〕 1. 表中の網掛け箇所は、環境基準を超過していることを示す。
 2. 過去5年間の測定値と併せて、第1次計画策定時（平成16年度及び平成17年度）の測定値も参考に掲載している。

② 自動車騒音

高屋町（国道 313 号）で平成 16～17 年度及び平成 22 年度、東江原町（国道 486 号）では平成 16～17 年度及び平成 22～25 年度に環境基準を超過していますが、その他の全ての地点では過去 5 年間で継続して環境基準を満たしています。

【自動車騒音測定結果】

No	測定地点	地域区分	時間区分	環境基準	測定結果 (dB)						
					H16	H17	H22	H23	H24	H25	H26
A	井原町 (国道 313 号)	近接 空間	昼間	70	67	68	64	69	68	68	67
			夜間	65	60	61	59	63	62	63	61
B	高屋町 (国道 313 号)	近接 空間	昼間	70	71	69	66	65	63	66	61
			夜間	65	69	68	66	63	61	63	60
C	東江原町 (国道 486 号)	近接 空間	昼間	70	70	70	66	69	67	68	68
			夜間	65	69	69	66	67	66	66	65
D	岩倉町 (主要地方道笠岡井原線)	近接 空間	昼間	70	68	67	63	64	64	64	64
			夜間	65	61	61	60	58	58	59	58
-	芳井町 (国道 313 号)	近接 空間	昼間	70	-	67	61	63	63	64	62
			夜間	65	-	62	55	55	55	56	53
-	美星町 (主要地方道笠岡美星線)	近接 空間	昼間	70	-	61	58	61	60	58	57
			夜間	65	-	45	50	58	57	56	54

資料：井原市の環境

〔注〕 1. 表中の網掛け箇所は、環境基準を超過していることを示す。

2. 過去 5 年間の測定値と併せて、第 1 次計画策定時（平成 16 年度及び平成 17 年度）の測定値も参考に掲載している。

一般環境騒音及び自動車騒音は、平成 26 年度に全測定地点で環境基準を達成しましたが、今後も測定を継続していくとともに、必要に応じて、国・県と連携して騒音防止対策を講じていく必要があります。

③ 騒音及び振動関連法令等に係る指定状況

本市では、騒音規制法に基づき、工場・事業場に対し規制を行っています。規制対象は、次頁の表に示す騒音規制法の指定地域内の、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機、織機等の機械のうち騒音規制法及び井原市公害防止条例で定められた施設です。

なお、振動については、騒音と同様な発生源により発生するため、騒音レベルと振動レベルには正の相関があることがしばしばで、特に自動車では両者の相関が高くなります。これまで、振動についての公害苦情はありませんでしたが、引き続き、振動規制法に基づき、工場・事業場に対し規制を行っていきます。規制対象は、振動規制法の指定地域内の、金属加工機械、圧縮機、織機等の機械のうち振動規制法で定められた施設となります。

【騒音及び振動関連法令等に係る指定状況（用途地域との対応）】

区分	地区	指定区分	指定地域
騒音に係る環境基準	井原地区の全域	類型A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
		類型B	第一種住居地域、用途地域以外
		類型C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
騒音規制法	井原地区の全域	第1種区域	第一種低層住居専用地域
		第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、用途地域以外
		第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
		第4種区域	工業地域
	芳井地区	第3種区域	芳井町梶江、芳井町吉井の各一部
振動規制法	井原地区の全域	第1種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、用途地域以外
		第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(6) 有害化学物質等

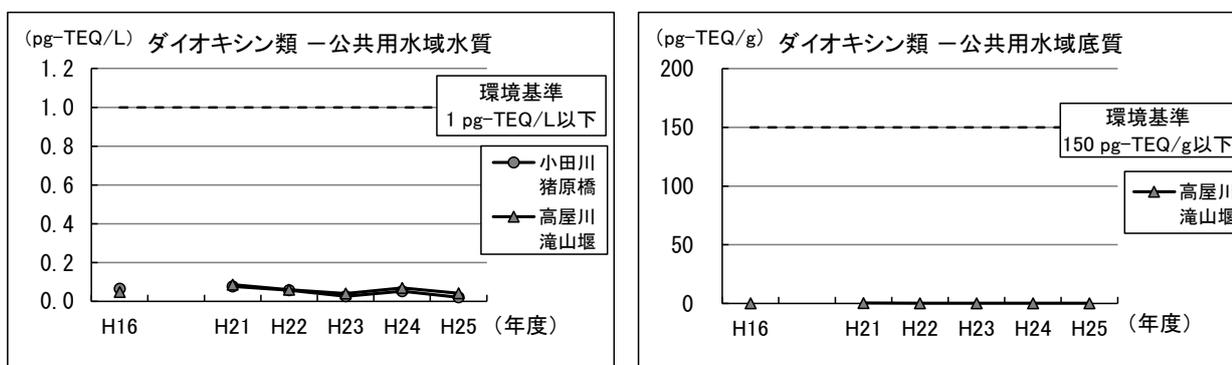
① ダイオキシン類

本市では、岡山県による調査で、小田川（猪原橋）において公共用水域水質、高屋川（滝山堰）において公共用水域水質及び底質のダイオキシン類が測定されており、過去5年間、全ての測定地点において環境基準を満たしています。

また、地下水質及び土壌のダイオキシン類は、広域的な汚染の状況を把握するため、毎年、調査地点を変えて測定されていますが、これまでの調査において、環境基準を超過した地点はありません。

環境基準は満たしていますが、今後も県と連携して測定を継続していくとともに、排出基準遵守のための指導を引き続き行っていく必要があります。

【ダイオキシン類測定結果】



資料：ダイオキシン類環境調査結果（岡山県）

〔注〕 過去5年間の測定値と併せて、第1次計画策定時（平成16年度）の測定値も参考に掲載している。

② 放射線量

平成23年3月に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故以来、本市においても市民から放射線量に対する問い合わせが多数あり、その不安を解消するために、放射線量の測定を平成23年11月より開始しました。

本市の3箇所において月に1回定期的に大気中の放射線量を測定しており、過去3年間における放射線量は、岡山県モニタリングポスト（岡山市南区）において設定されている「過去の平常値（0.043～0.104 μ Sv/h）の範囲」と同程度です。

なお、国際放射線防護委員会（ICRP）が平成19年に示した勧告では、自然放射線及び医療目的の放射線を除き、「一般公衆」が1年間に浴びてもよい被ばく限度量は1mSv/年（1,000 μ Sv/年）とされています。また、環境省では除染の基準を毎時0.23 μ Sv/hとしており、本市では、これらの数値を下回っていましたが、市民の不安に応えるためにも、今後も測定を継続していく必要があります。

【放射線量測定結果（地上1 m）】

測定地点	測定結果（ μ Sv/h）			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
井原市役所 （本庁舎）	0.079～0.085	0.072～0.086	0.071～0.083	0.072～0.098
井原市役所 （芳井支所）	0.061～0.070	0.056～0.064	0.054～0.064	0.053～0.072
井原市役所 （美星支所）	0.070～0.077	0.064～0.074	0.067～0.082	0.065～0.077

資料：井原市の環境

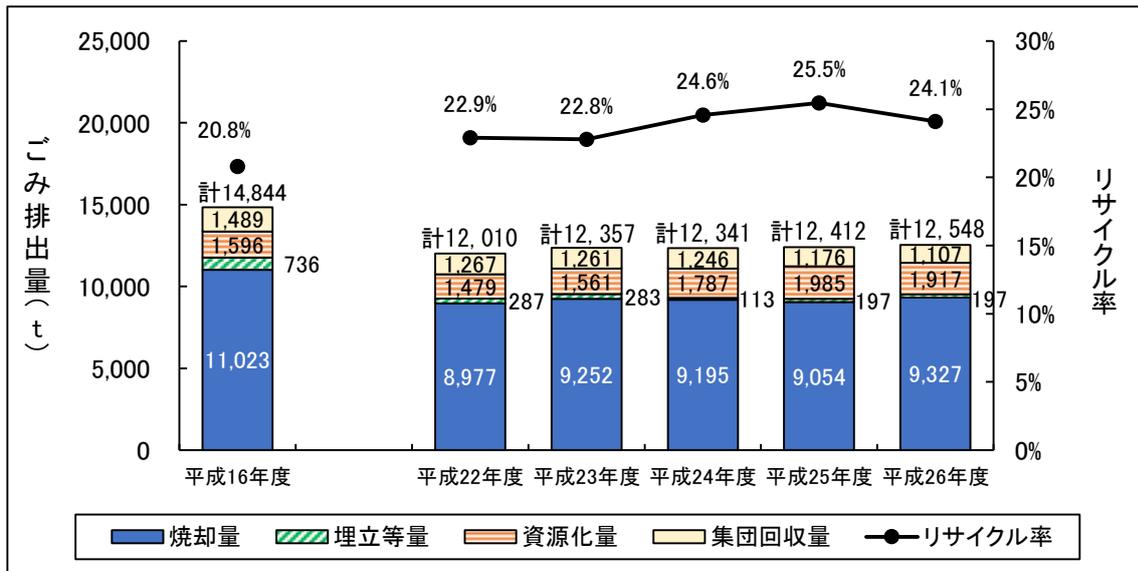
（7）廃棄物及びリサイクル

本市における可燃性のごみは岡山県井原地区清掃施設組合で、不燃性のごみは岡山県西部衛生施設組合と民間施設で、し尿は岡山県西部衛生施設組合で処理しています。

ごみの排出量は、平成21年10月の家庭ごみ袋有料化を機に減少しましたが、平成23年度以降ほぼ横ばいで推移しています。リサイクル率についても、ほぼ横ばいで推移しています。また、平成25年3月より使用済小型家電の回収を始め、本市の3箇所に回収ボックスを設置しており、平成26年度の回収量は3.4 tとなっています。

循環型社会の構築に向けて、今後ごみの発生抑制・再使用・再生利用（3R）を引き続き推進していく必要があります。

【ごみ排出量とリサイクル率の推移】



資料：統計いばら

- [注] 1. 平成16年度は、旧3市町の合計値から算出
 2. 過去5年間の値と併せて、第1次計画策定時（平成16年度）の値も参考に掲載している。

2 自然環境

(1) 生物多様性

① 野生動植物

本市では、自然環境関連の法令・条例により、高梁川上流県立自然公園、千手院地域、高原地域及び星尾神社の社叢などが指定を受けています。これらの地域は、学術上重要あるいは良好な自然環境をあらわす動植物種の生息・生育場となっているため、生物多様性の保全の観点から、県の「自然との共生おかやま戦略行動計画」に基づき、将来にわたる計画的な保護・保全を行っていく必要があります。

② 外来生物

外来生物（海外起源の外来種）のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定されたものを「特定外来生物」といいます。

これらの特定外来生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制されており、必要に応じて防除等を実施することとされています。

本市においてもオオクチバスやオオキンケイギク等の特定外来生物が確認されていることから、これら外来生物の対策を推進していく必要があります。



オオキンケイギク

③ 野生鳥獣

本市では、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ等の野生鳥獣が確認されており、これらの個体数が著しく増加し、分布域が拡大することで、生態系への影響や深刻な農作物被害が発生しています。

特に、本市ではイノシシによる被害が大きく、平成 27 年度の「井原市鳥獣被害防止計画」によると、野生鳥獣の全体被害金額の 50%以上を占めており、被害区域も本市全域に及んでいます。また、頻繁な鳥獣被害により農家の生産意欲が低下するとともに、耕作放棄地が増加傾向にあります。

耕作放棄地はイノシシ及びヌートリア等の活動場所となっていることから、耕作放棄地対策も含めた野生鳥獣対策を推進していく必要があります。

(2) 人と自然とのふれあいの場

① 自然公園

自然公園は、ある一定の開発行為を規制することによって、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然とのふれあいを推進することを目的に、自然公園法(又は条例)に基づいて国又は都道府県によって指定される地域のことです。岡山県の自然公園には、面積や景観の状況、管理主体の違いなどにより、国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類があります。

本市では、天神峡周辺が高梁川上流県立自然公園に指定されています。

【自然公園の指定状況】

指定区分	名称	面積	指定年月日
県立自然公園	高梁川上流県立自然公園	13,478 ha	昭和41年3月25日

〔注〕面積は本市以外の市町村を含む、当該公園全体の面積である。

資料：平成26年版岡山県環境白書

② 郷土自然保護地域等

岡山県では、岡山県自然保護条例に基づき、すぐれた自然の地域などを岡山県自然環境保全地域や郷土自然保護地域等に指定し、その保護に努めています。

本市では、下表に示すとおり、郷土自然保護地域(自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域)が2件、郷土記念物(樹木及び地質鉱物で、県民に親しまれているもの又は由緒あるもの)が1件、指定されています。

【自然環境保全に係る指定状況】(平成20年3月31日現在)

指定区分	名称	面積	指定年月日
郷土自然保護地域	千手院地域(野上町)	3.84 ha	昭和58年3月25日
	高原地域(芳井町上嶋)	15.87 ha	昭和58年3月25日
郷土記念物	星尾神社の社叢(美星町星田)	-	平成5年3月12日

資料：おかやまの自然公園HP(岡山県環境文化部自然環境課)

③ 自然歩道

中国自然歩道は、中国5県を一周する総延長約2,200kmの長距離自然歩道です。四季を通じて手軽に、楽しく、安全に自らの足で歩くことを通じて、豊かな自然や歴史、文化とふれあい、自然保護に対する理解を深めることをその目的としています。

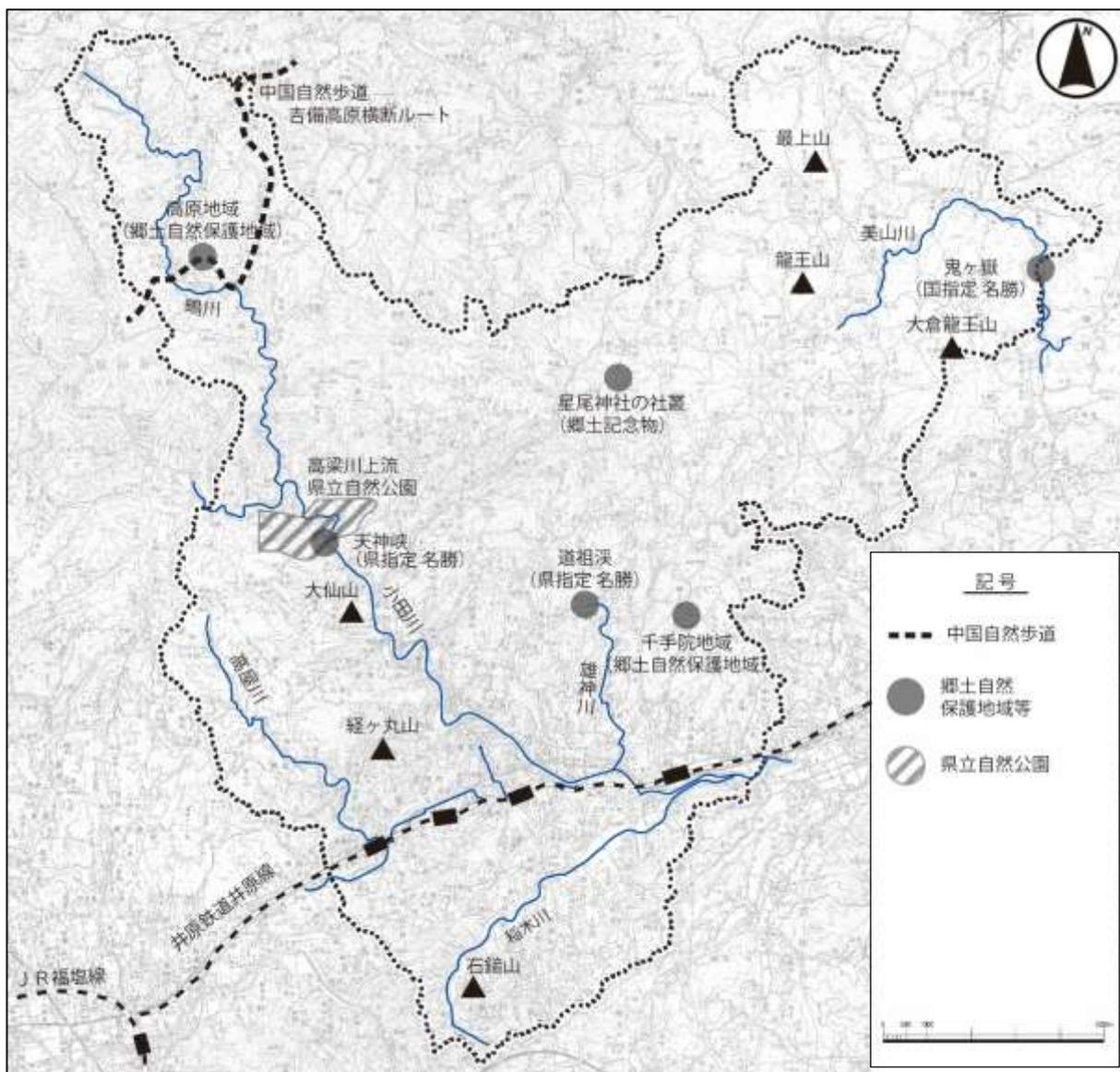
吉備高原横断ルートは、本市から、吉備高原、中国山地を横断する全長246kmのルートです。

【中国自然歩道岡山県ルートの井原市における興味地点】

ルート	延長	通過興味地点	近傍興味地点	所在地
吉備高原横断ルート(246km)	13 km	上嶋地区(石灰岩台地の特徴)、高原荘(農村型リゾート)	天神峡	芳井町

資料：平成26年版岡山県環境白書

【自然環境関連の指定状況】



〔注〕高梁川上流県立自然公園は、井原市の範囲のみ図示している。

④ 星空とのふれあいの場

夜空の星がきれいに見えるまちとして有名な美星地区では、光害防止条例により、美しい星空を守る取組を推進しています。また、同地区内にある美星天文台では星空観望会等の自然学習が行われています。



美星天文台

本市では、前述のとおり自然環境関連の法令・条例により、自然公園、郷土自然保護地域等が指定されています。市民の自然環境の保全意識を高めるため、これらの地域を活用し、自然とのふれあいができる場を充実させていく必要があります。また、本市の特徴である美しい星空を保つべく、光害防止の取組を継続して推進していく必要があります。

3 快適環境

(1) 文化財

文化財や伝統芸能などの歴史的・文化的遺産は、その地域の自然と調和した良好な景観を形成しており、まちづくりにうるおいをもたらすという観点から、快適な環境づくりに欠かせないものです。

本市には、国指定文化財が4件、県指定文化財が17件、市指定文化財が69件あり、合計で90件となっています。

【井原市の指定文化財の件数】

指定区分		国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	-	1	-	1
	石造美術	-	-	8	8
	絵画	-	1	6	7
	彫刻	2	7	6	15
	古文書	-	1	2	3
	工芸考古	-	1	1	2
	工芸品	-	-	1	1
	考古資料	-	-	1	1
民俗文化財	有形民俗文化財	-	-	1	1
	無形民俗文化財	1	1	1	3
記念物	史跡	-	1	19	20
	名勝	1	2	-	3
	天然記念物	-	2	23	25
計		4	17	69	90

資料：統計いばら（平成25年3月31日現在）

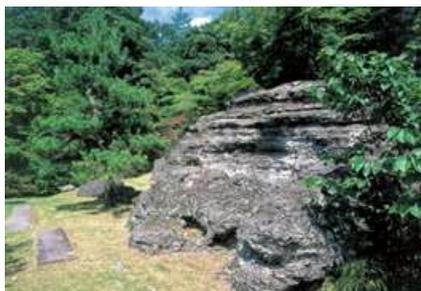
国・県の指定文化財は次頁の表に示すとおりです。このように、本市では国指定重要文化財の木造地蔵菩薩立像、木造不動明王坐像、国指定重要無形民俗文化財の備中神楽、国指定名勝の鬼ヶ嶽及び県指定名勝の天神峽をはじめ、貴重な有形・無形の文化財を数多く有しています。

これらの文化財を活用しながら、個性ある地域の魅力づくりを推進していく必要があります。

【国・県の指定文化財】

名称	所在地	指定区分	指定年月日
善福寺釈迦堂	井原町	県指定重要文化財 (建造物)	平成 14 年 3 月 12 日
絹本著色普賢菩薩像 絹本著色文殊菩薩像	野上町智勝院	県指定重要文化財 (絵画)	平成元年 4 月 4 日
木造地藏菩薩立像	高屋町高山寺	国指定重要文化財 (彫刻)	明治 34 年 8 月 2 日
木造不動明王坐像	高屋町高山寺	国指定重要文化財 (彫刻)	明治 34 年 8 月 2 日
木造十一面千手観音立像	門田町金剛福寺	県指定重要文化財 (彫刻)	昭和 31 年 7 月 3 日
木造十一面観音立像	高屋町高山寺	県指定重要文化財 (彫刻)	昭和 31 年 7 月 3 日
不動明王立像	芳井町吉井成福寺	県指定重要文化財 (彫刻)	昭和 30 年 7 月 19 日
木造金剛力士立像	笹賀町金敷寺・金鷲寺	県指定重要文化財 (彫刻)	平成元年 4 月 4 日
木造実峰良秀像	西江原町永祥寺	県指定重要文化財 (彫刻)	平成 11 年 3 月 16 日
木造古かん仁泉像	西江原町法泉寺	県指定重要文化財 (彫刻)	平成 11 年 3 月 16 日
木造伝薬師如来坐像	西江原町法泉寺	県指定重要文化財 (彫刻)	昭和 31 年 7 月 3 日
法泉寺文書 (附 伊勢盛時禁制札)	西江原町法泉寺	県指定重要文化財 (古文書)	平成 18 年 3 月 17 日
梵鐘	高屋町高山寺	県指定重要文化財 (工芸品)	昭和 34 年 3 月 27 日
備中神楽	その他(備中地方)	国指定重要無形民俗 文化財	昭和 54 年 2 月 3 日
糸崎八幡神社・中山天神 社の神事	芳井町西三原・東三原	県指定重要無形民俗 文化財	昭和 56 年 4 月 7 日
興譲館	西江原町	県指定史跡	昭和 34 年 3 月 27 日
鬼ヶ嶽	美星町烏頭・矢掛町 上高末	国指定名勝	昭和 5 年 10 月 3 日
道祖溪	西江原町	県指定名勝	昭和 30 年 7 月 19 日
天神峡	芳井町吉井	県指定名勝	昭和 31 年 4 月 1 日
浪形岩	野上町(千手院)	県指定天然記念物	昭和 31 年 4 月 1 日
成羽の化石層	美星町明治・高梁市 成羽町成羽	県指定天然記念物	昭和 30 年 7 月 19 日

資料：おかやまの文化財（岡山県教育庁文化財課）



浪形岩



備中神楽



道祖溪



鬼ヶ嶽



天神峡

(2) 景観

都市の景観は、まちの文化水準を象徴するとともに市民の生活や感性に大きな影響を与える市民共通の財産です。近年、経済社会の安定的な成長と豊かさの増進に伴い、人々の精神的・文化的豊かさへの要求が高まり、うるおいやアメニティを重視したまちづくりが求められています。

県内のすぐれた100箇所の景観を選定した「晴れの国おかやま景観百選」に、本市では3箇所が選定されています。

うるおいあるまちづくりのためにも、これらを始めとする良好な景観を今後も保全していく必要があります。

【晴れの国おかやま景観百選の選定状況】

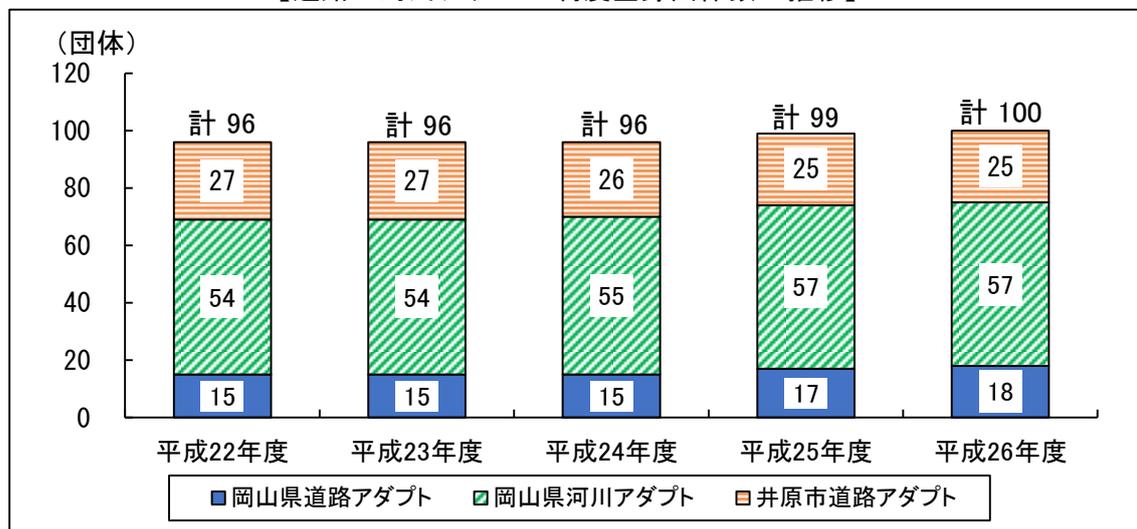
分野	名称	所在地	見どころ
公園	田中苑	井原町	市民のいこいの場となっている日本庭園で平櫛田中翁から名付けられた公園です。苑内にはさまざまな樹木や草花があり一年を通して楽しめます。中でも3本ある楷の木は学問の木とも言われ、秋には鮮やかに紅葉します。
	井原堤	井原町	本市の中心部を流れる小田川の堤防の桜が植えてある区間の通称で、桜の名所です。約2kmの桜並木があり「井原桜まつり」の開催期間は、夜間にはぼんぼりによるライトアップもあり、昼間とはまた違った幻想的な桜を見ることができます。
自然	天神峡	芳井町	高梁川上流県立自然公園の中にあり、小田川渓谷の約1kmにわたる渓谷美を楽しめます。11月上旬～中旬には渓谷一帯が紅葉で彩られます。

資料：岡山県 環境文化部環境企画課

(3) まちの美観

本市及び岡山県ではアダプト制度を設け、道路や河川の清掃美化活動を行う団体を支援しており、平成26年度における登録団体数は100団体でした。

【道路・河川アダプト制度登録団体数の推移】



資料：環境課

本市の道路・河川アダプト制度登録団体数は増加傾向にあり、更なるまちの美観向上のため、今後も活動を推進していく必要があります。

4 地球環境

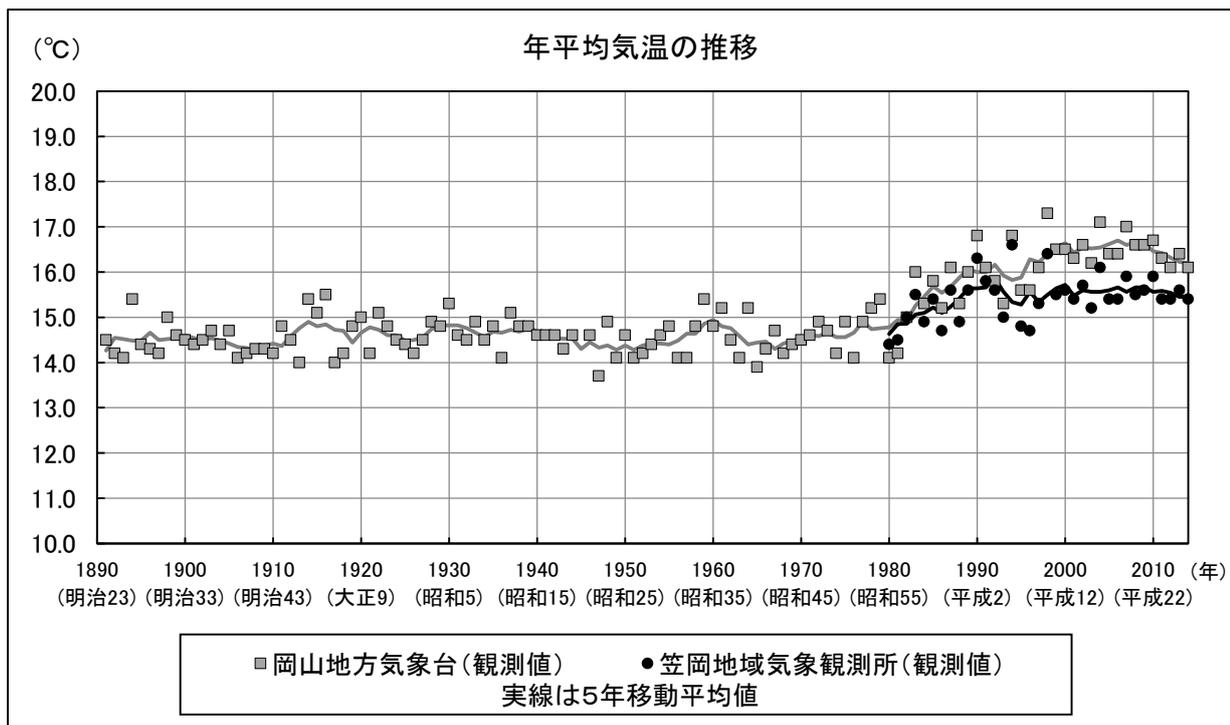
(1) 地球温暖化

① 年平均気温の推移

本市には気温を観測している気象観測所がありませんが、隣接する笠岡市に設置されている笠岡地域気象観測所と、岡山市に設置されている岡山地方気象台で観測された2014年（平成26年）までの年平均気温の推移は下図に示すとおりです。笠岡地域気象観測所は1980年（昭和55年）以降、岡山地方気象台は1891年（明治24年）以降の観測値が公表されています。

岡山市の年平均気温は、この120年余りの期間に14.5℃程度から16.5℃程度まで、2℃程度上昇しており、特に1980年（昭和55年）から2000年（平成12年）にかけての上昇が顕著となっています。笠岡市においても、公表されている1980年（昭和55年）以降の観測値に同様の上昇傾向がみられます。

【年平均気温の推移（岡山市、笠岡市）】



資料：気象庁

② 二酸化炭素排出量

平成24年度の市民1人当たりの二酸化炭素排出量は10.89 t-CO₂^{*1}で、国民1人当たりの排出量である10.16 t-CO₂^{*2}と比べて0.73 t-CO₂多くなっています。

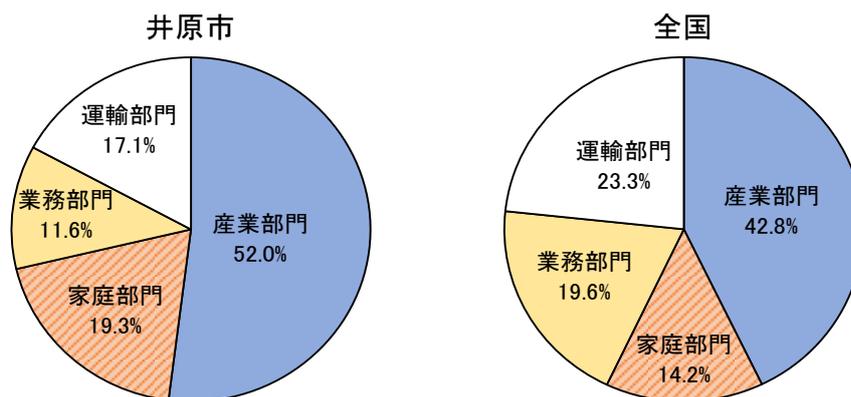
〔注〕※1 市民1人当たりの排出量：「井原市再生可能エネルギー推進ビジョン」（平成26年3月）

※2 国民1人当たりの排出量：「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」（平成27年4月、国立研究開発法人国立環境研究所）

また、本市では、特に産業部門のエネルギー需要比率が、全国の比率に比べて高くなっています。

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出量を削減するため、市民・事業者・行政等が環境に配慮した行動を行っていくよう、引き続き、普及啓発に努める必要があります。

【部門別エネルギー需要比率（平成 24 年度）】



資料：井原市再生可能エネルギー推進ビジョン（平成 26 年 3 月）

〔注〕 端数処理のため、合計が 100%とならない場合がある。

③ エネルギー

省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及に係る本市の取組の現状は以下のとおりです。

- 平成 21 年度から住宅用太陽光発電システムや太陽熱温水器の設置補助を実施しています。平成 26 年度の設置補助件数は、住宅太陽光発電システムが 89 件、住宅太陽熱温水器が 65 件でした。平成 27 年度からは、新たに住宅用定置型蓄電池の設置補助を実施しています。
- 市役所本庁舎等への太陽光発電設備及び蓄電池の設置を推進しています。
- 電気自動車の導入、電気自動車の急速充電器設置等、低公害車のインフラ整備を推進しています。

- 家庭から出される廃食油を資源ごみとして回収し、石鹼やバイオディーゼル燃料（BDF）として使用する取組を行っています。平成 21 年度からモデル地区（井原町 倉掛・夏目地区）で廃食油の回収を開始し、平成 23 年度から回収場所を本市全域に拡大し、平成 26 年度の回収量は 2,640 L となっています。なお、回収した廃食油からの自動車のバイオディーゼル燃料の製造は、民間事業者と連携して行っています。

【廃食油の回収量】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
廃食油回収量	422 L	2,483 L	2,980 L	1,965 L	2,640 L
	(井原町全域)	(井原市全域)			

資料：環境課

今後も、温室効果ガスの排出量削減による地球温暖化対策を推進していくため、省エネルギーの推進及び地域資源を活用して創り出す再生可能エネルギーを導入していく必要があります。

(2) オゾン層破壊

オゾンは成層圏（10～50km上空）に多く存在しており、このオゾンの多い層をオゾン層といいます。オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。オゾンホールは、南極上空のオゾン量が極端に少なくなる現象で、気象庁によると平成 26 年のオゾンホールの年最大面積は、過去（平成 16 年～平成 25 年）の平均と同程度の大きさで拡大傾向はみられなくなりましたが、現在もオゾン層の破壊は続いており、今後もオゾン層破壊物質の抑制に向け対策を継続していく必要があります。

このオゾン層を破壊するフロン類は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（以下、「フロン回収破壊法」という。）に基づき、適正な回収が行われてきましたが、フロン回収破壊法では、特定機器の使用済みフロン類の回収・破壊のみが制度の対象でした。そこで、平成 27 年 4 月に同法を改正し、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下、「フロン排出抑制法」という。）として全面施行されました。フロン排出抑制法では、フロン類の回収・破壊にとどまらず、排出抑制を図ることとされています。

このフロン類はオゾン層を破壊するだけでなく、地球温暖化の原因にもなることから、大気への放出を防ぐため、フロン排出抑制法に基づき、フロンを使用した製品等の適切な管理・処理を行っていく必要があります。

(3) 酸性雨

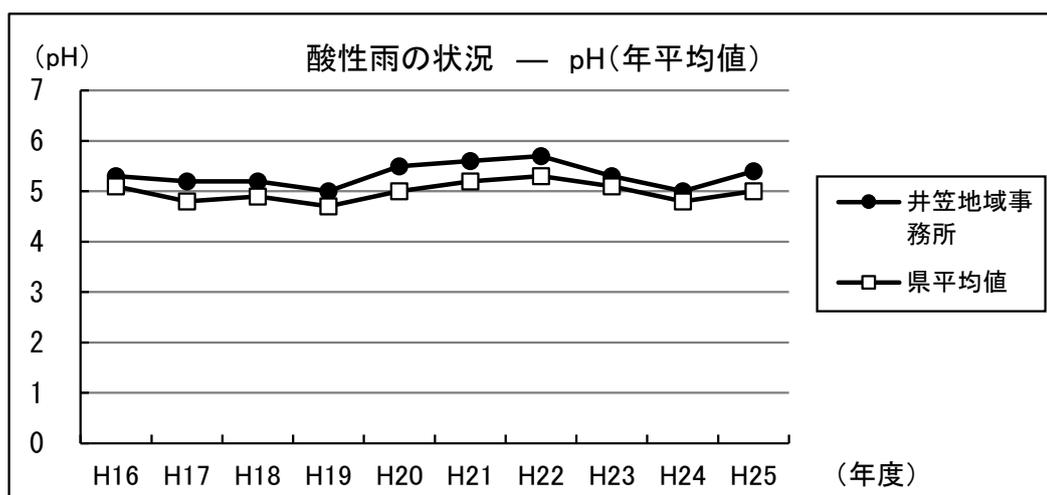
酸性雨は、国内外の工場の排煙や自動車の排ガスなどに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物などの酸性物質が、雨や雪に溶け込んで地表に降ってくる現象であり、pH 5.6 以下の雨水を指します。

本市周辺では、岡山県により、井笠地域事務所（笠岡市）における雨水のpHが測定されています。県の調査によると、井笠地域事務所における過去 10 年間のpHの平均値は 5.3、県全体では 5.0 でした。

また、環境省が実施した越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング（平成 20 年度～24 年度）報告における全国のpHの年平均値は 4.72 でした。

酸性度の著しい変化はみられませんが、今後も県と連携して測定を継続していくとともに、本市で排出される硫黄酸化物等の原因物質について、大気汚染物質の排出基準の遵守等を引き続き指導していく必要があります。

【酸性雨測定結果】



資料：平成 26 年版岡山県環境白書

5 環境教育・環境保全活動

環境教育・環境保全活動に係る本市の取組の現状は以下に示すとおりです。

- 学校では、総合学習の時間に環境教育が行われています。平成 26 年度は本市の 9 小学校で講師を招き、ごみ処理について学習しました。また、「いばら de ecoる課」と協働し、ごみ処理や水環境についての環境教育を行っています。
- 学校以外の地域の教育プログラムに参加してポイントをもらう「学びのポイントラリー井原」を実施し、各種団体が実施する自然体験活動や野外教育プログラムを児童・生徒へ紹介し、参加を促進しています。
- 地球環境問題に対する理解を深めた環境マイスター（名人）を育成する「井原市環境マイスター養成講座」を平成 27 年度から開催しています。
- 毎年 6 月に「井原市環境フェア」を実施しています。フェアには環境ボランティアグループもリサイクル品の販売等で参加するなど、協働による環境保全活動に取り組んでいます。

自然豊かな本市の環境を保全していくためには、市民一人ひとりが身近な環境に関心をもち、「自分たちのまちの環境は自分たちで守る」という意識のもと、市民・事業者・行政等のエコパートナーシップの確立を図り、協働による環境保全活動を推進していく必要があります。

6 安全・安心

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、広域的に甚大な被害をもたらしました。今後、東海・東南海・南海連動型地震等、大規模な地震の発生も予想されています。さらに、各地で異常気象等による風水害も頻繁に発生しています。このため、本市においても、全ての市民が安全に安心して暮らせる環境づくりを行っていく必要があります。

また、地球温暖化の進行、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故を契機に、エネルギー政策の転換に向けた議論が活発化したことにより、エネルギーの地産地消の実現が重要な課題となっています。このため、本市においても、再生可能エネルギー設備等の導入による防災拠点機能の強化を図りつつ、自立分散型エネルギーシステムの構築を推進していく必要があります。

第2節 市民等意識調査の分析

本計画の策定に当たって、市民、中学生及び事業者の環境に対する意識、行政に対する意見や要望を施策に反映させるため、平成27年度にアンケート調査を実施しました。

【調査対象と回収率】

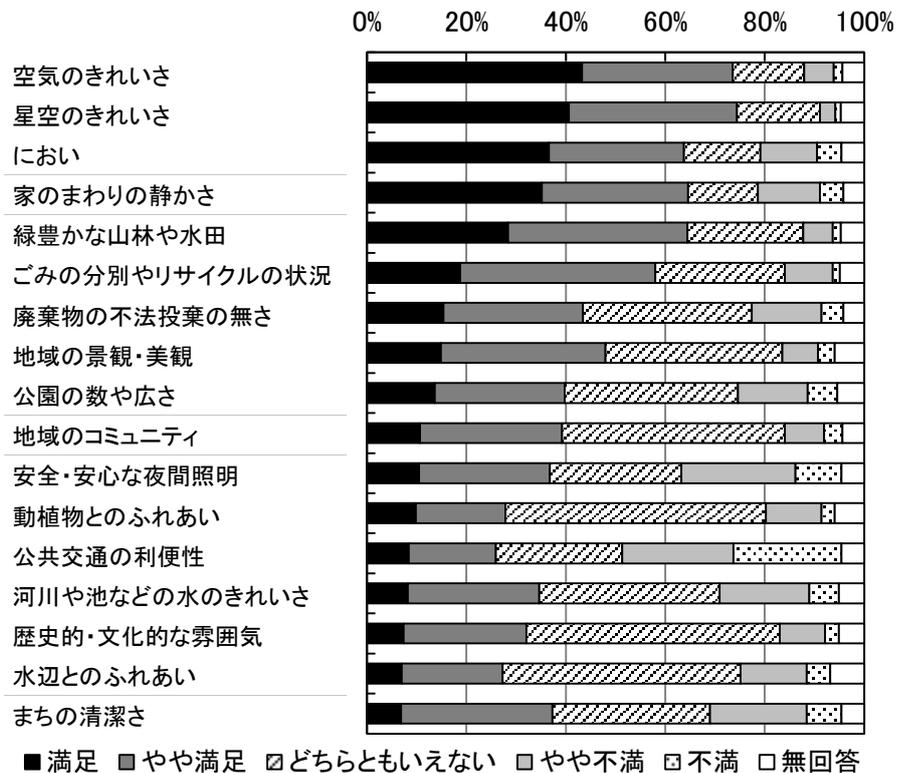
	調査対象	調査票の配布数	調査票の回収数	調査票の回収率
市民	市内の18歳以上の市民	1,500通	571通	38.1%
中学生	市内全中学校の中学2年生全員	382通	370通	96.9%
事業所	市内の事業所	98通	68通	69.4%

(1) 現在の環境に対する満足度及び改善度

① 満足度

現在の環境に対して、「満足」と回答した市民の割合が高かった項目は、「空気のきれいさ」、「星空のきれいさ」、「におい」などでした。一方、「不満」と回答した市民の割合が高かった項目は、「公共交通の利便性」、「安全・安心な夜間照明」、「まちの清潔さ」などでした。

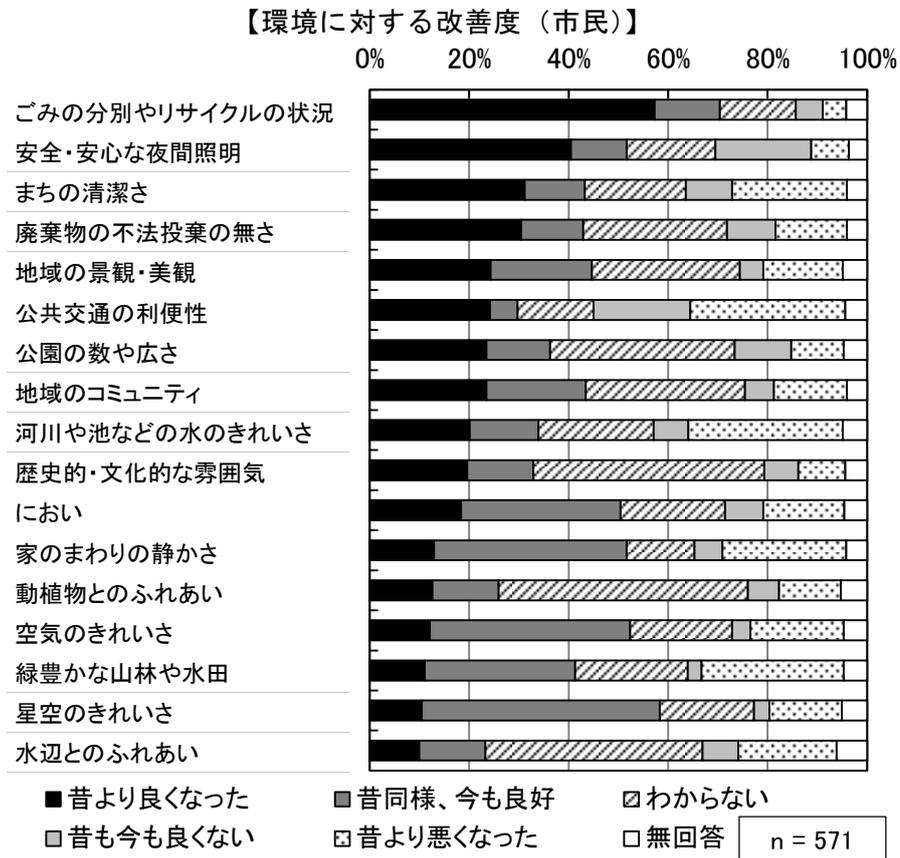
【環境に対する満足度（市民）】



n = 571

② 改善度

現在の環境に対して、「昔より良くなった」と回答した市民の割合が高かった項目は、「ごみの分別やリサイクルの状況」、「安全・安心な夜間照明」などでした。一方、「昔より悪くなった」と回答した市民の割合が高かった項目は、「公共交通の利便性」、「河川や池などの水のきれいさ」などでした。



③ 満足度と改善度の相関

市民の現在の環境に対する満足度と改善度の関係を見ると、満足度が高い項目は、「空気のきれいさ」、「星空のきれいさ」でした。また、改善度が高い項目は「ごみの分別やリサイクルの状況」でした。一方、満足度及び改善度共に最も低い項目は「公共交通の利便性」であり、主に芳井地区及び美星地区で「不満」と回答した市民の割合が高くなっていました。

また、「水辺とのふれあい」、「水のきれいさ」、「動植物とのふれあい」、「まちの清潔さ」などの項目についても、満足度及び改善度が低くなっていました。

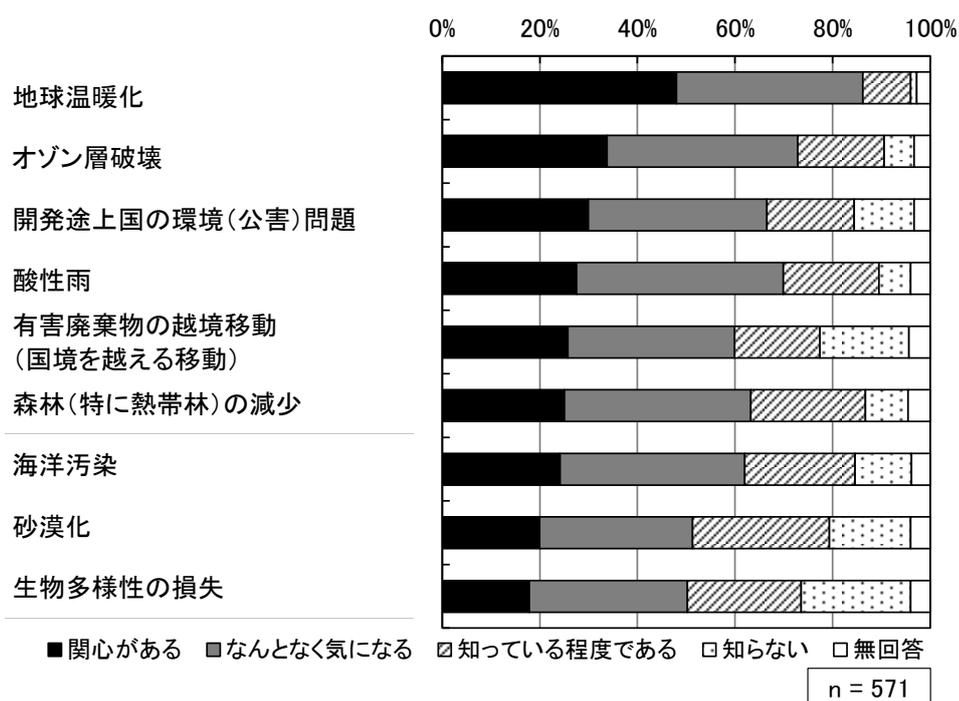
これらの満足度及び改善度の低い項目に対して、今後も重点的に取組を推進する必要があります。

(2) 地球環境問題への関心

市民及び中学生の地球環境問題に対する関心は、「地球温暖化」が最も高く、一方、「生物多様性の損失」が低くなっていました。

「水辺とのふれあい」、「動物とのふれあい」に対する市民及び中学生の満足度及び改善度も低くなっていたことから、市民が自然とふれあう場をより充実させ、生物多様性に関する市民の意識を高めていく必要があります。

【地球環境問題に対する関心（市民）】

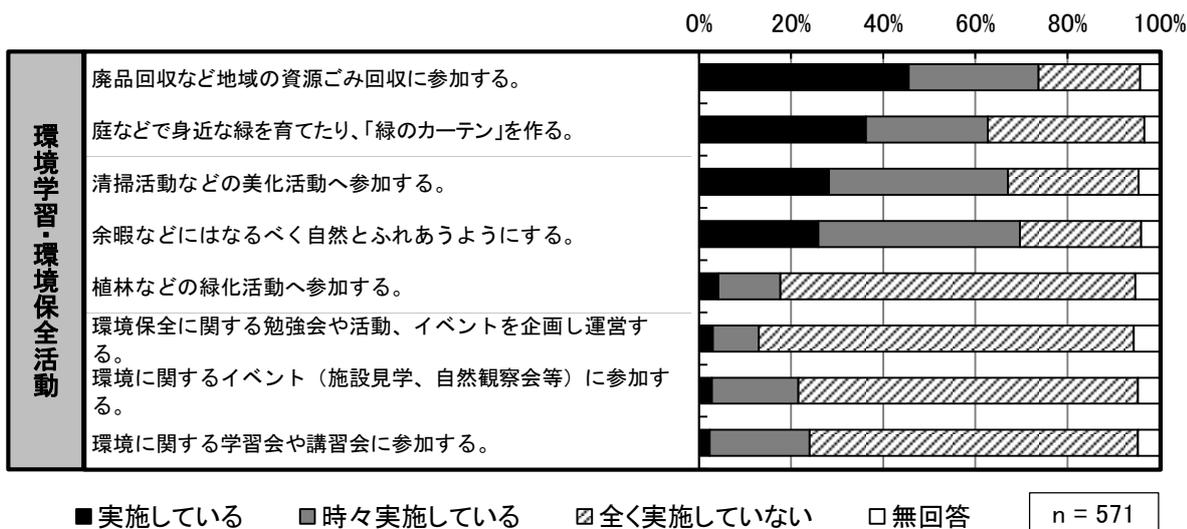


(3) 環境保全活動への参加状況

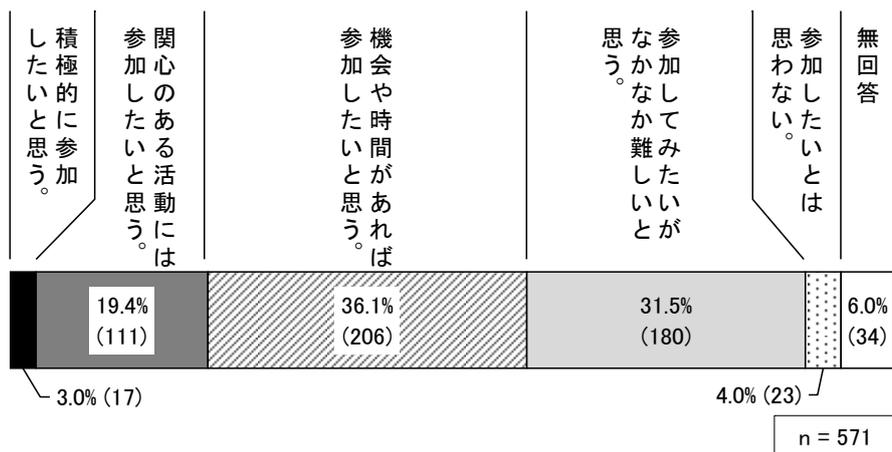
環境に関する学習会や講習会、環境に関するイベント及び緑化活動に参加している市民、事業者及び中学生は2~3割程度と低い状況です。一方で、環境保全活動に今後参加したいと思う市民及び事業者は半数以上を占めており、参加意欲は高いものと見受けられます。

そこで、環境保全活動への参加を促進するため、環境教育・環境学習の充実を図るとともに、これらの活動に参加する機会を拡充し、情報提供に努める必要があります。

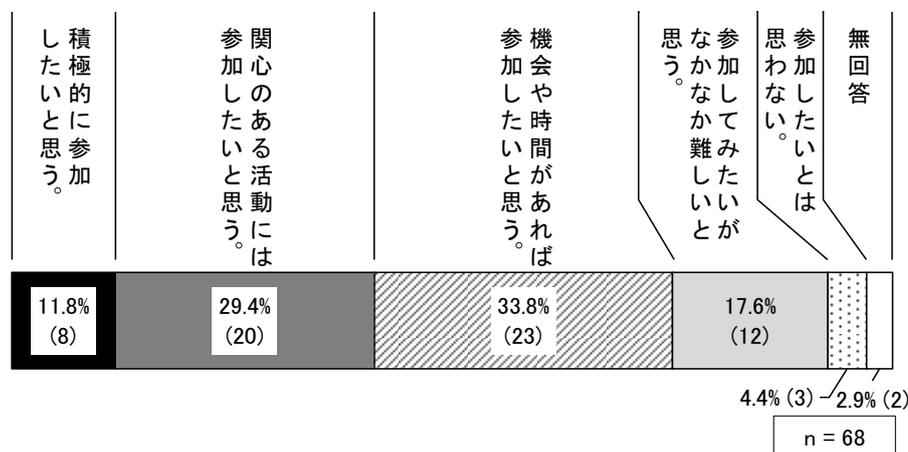
【環境学習・環境保全活動に関する取組について（市民）】



【市民・事業者・行政等の協働による環境保全活動について（市民）】



【市民・事業者・行政等の協働による環境保全活動について（事業所）】

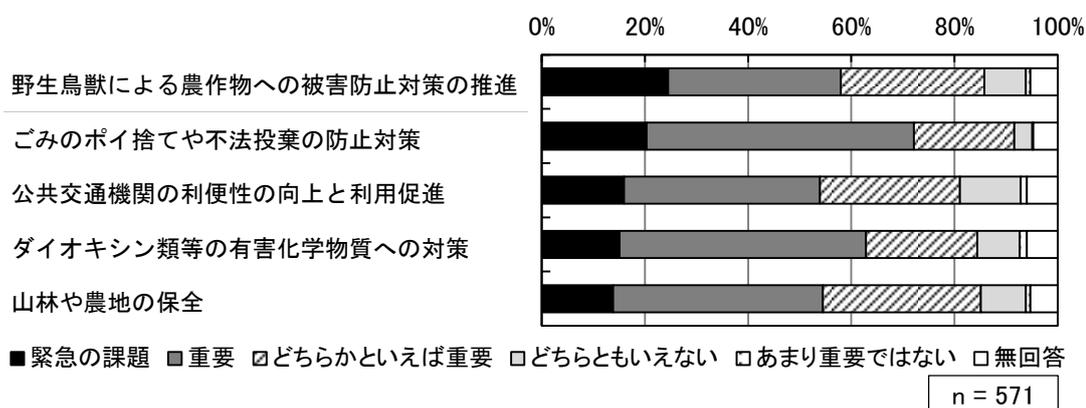


【注】 端数処理のため、合計が 100% とならない場合がある。

(4) 市役所の取組に対する重要度

市役所の取組に対する重要度としては、「野生鳥獣による農作物への被害防止対策の推進」を緊急の課題としてあげた市民の割合が最も高くなっており、野生鳥獣に対する一層の対策が求められています。

【市役所の取組に対する重要度 上位5項目（市民）】



(5) 自由意見

環境保全や本市への要望についての市民の自由意見では、「河川や道路脇の草や木の手入れ」、「公共交通機関・道路の整備」、「ごみのポイ捨て等のまちの美観」に対する要望が多くありました。

第3節 環境の課題

前述した各環境の現状、市民等への意識調査結果及び近年の社会状況の変化から考えられる課題について、総括したものを下表に示します。

【本市の環境の課題】

環境の範囲		内容
生活環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダントについて、原因物質である窒素酸化物、炭化水素、揮発性有機化合物等の更なる削減及び市民に対しての情報提供や緊急時の連絡等について、国・県と連携して対応していく必要があります。 ・微小粒子状物質について、光化学オキシダントと同様に、国・県と連携して対応していく必要があります。
	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・測定を継続していくとともに、悪臭防止対策の指導等を行っていく必要があります。
	水質及び水循環	<ul style="list-style-type: none"> ・測定を継続していくとともに、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備及び下水処理区域内の市民に対する周知・接続促進などの水質汚濁防止対策を引き続き推進していく必要があります。 ・河川の水質の保全に併せて、健全な水循環の保全に努める必要があります。
	土壌及び地下水	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して測定を継続していくとともに、必要に応じて対策を講じていく必要があります。
	騒音及び振動	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音測定を継続していくとともに、必要に応じて、国・県と連携して防止対策を講じていく必要があります。
	有害化学物質等	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類について、県と連携して測定を継続していくとともに、排出基準遵守のための指導を引き続き行っていく必要があります。 ・放射線量について、今後も測定を継続していく必要があります。
	廃棄物及びリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の構築に向けて、ごみの発生抑制・再使用・再生利用(3R)を引き続き推進していく必要があります。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「自然との共生おかやま戦略行動計画」に基づき、自然環境関連の法令・条例により指定を受けている地域について、将来にわたる計画的な保護・保全を行っていく必要があります。 ・外来生物対策を推進していく必要があります。 ・耕作放棄地対策も含めた野生鳥獣対策を推進していく必要があります。 ・市民の自然環境の保全意識を高めるため、自然とのふれあいができる場をより充実させ、生物多様性に関する市民の意識を高めていく必要があります。 ・本市の特徴である美しい星空を保つべく、光害防止の取組を継続して推進していく必要があります。 	

【本市の環境の課題】

環境の範囲		内容
快適環境		<ul style="list-style-type: none"> ・本市の文化財を活用しながら、個性ある地域の魅力づくりを推進していく必要があります。 ・本市の良好な景観を今後も保全していく必要があります。 ・道路・河川アダプト制度について、更なるまちの美観向上のため、今後も活動を推進していく必要があります。
地球環境	地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の排出量を削減するため、市民・事業者・行政等が環境に配慮した行動を行っていくよう、引き続き、普及啓発に努める必要があります。 ・省エネルギーの推進及び地域資源を活用して創り出す再生可能エネルギーを導入していく必要があります。
	オゾン層破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層破壊物質の抑制に向け対策を継続していく必要があります。 ・フロン排出抑制法に基づき、フロンを使用した製品等の適切な管理・処理を行っていく必要があります。
	酸性雨	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して測定を継続していくとともに、本市で排出される硫黄酸化物等の原因物質について、大気汚染物質の排出基準の遵守等を引き続き指導していく必要があります。
環境教育・環境保全活動		<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動への参加を促進するため、環境教育・環境学習の充実を図るとともに、これらの活動に参加する機会を拡充し、情報提供に努める必要があります。 ・市民・事業者・行政等のエコパートナーシップの確立を図り、協働による環境保全活動を推進していく必要があります。
安全・安心		<ul style="list-style-type: none"> ・全ての市民が安全に安心して暮らせる環境づくりを行っていく必要があります。 ・再生可能エネルギー設備等の導入による防災拠点機能の強化を図りつつ、自立分散型エネルギーシステムの構築を推進していく必要があります。

第4章 目指す環境像及び基本目標並びに計画の体系

第1節 目指す環境像及び基本目標

1 目指す環境像

本計画は、井原市環境基本条例に基づいて策定するものであり、「井原市第6次総合計画」を環境面から推進していくものです。このことから、目指す環境像については、井原市環境基本条例の基本理念、「井原市第6次総合計画」等を受け、以下の取組方針に則り、国や県の共通理念である「持続可能な社会」を創ることを目指して設定します。

- ・市民・事業者・行政等の協働により、地球温暖化や廃棄物問題等の環境問題の解決を図ります。
- ・学校における環境教育や「井原市環境マイスター養成講座」等、幅広い世代を対象とした環境学習の推進により、市民の環境に対する関心・知識を高めるとともに、自主的・積極的行動を促進し、協働による環境保全活動の拡大を図ります。

目指す環境像

美しい自然と歩むまち 歴史・文化の薫るまち 井原

～みんなで学び、創る 持続可能な社会～

2 基本目標

「目指す環境像」である「美しい自然と歩むまち 歴史・文化の薫るまち 井原 ～みんな学び、創る 持続可能な社会～」の実現に向けて計画を推進していくための目標として、5つの基本目標を設定しました。本計画の5つの基本目標は、第1次計画の基本目標の理念を継承し、より市民が理解しやすい表現に改めたほか、基本目標の4番目に、近年の社会状況を踏まえて「安全・安心」の理念を追加しました。

(1) 恵まれた生活環境を守り育てるまちづくり

良好な大気質、水質及び土壌並びに静穏な環境は、市民が健康で文化的な生活を確保する上で基本的な条件であるため、大気質、水質、土壌その他の環境を汚染のない良好な状態に保持し、騒音、振動、悪臭などの公害のない暮らしを実現するとともに、これらを守り育て、次世代に引き継いでいくための施策を推進します。

(2) 自然と共生するまちづくり

森林、農地、水辺等における多様な自然環境を総合的に保全することにより、人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、市民が本市の自然環境を誇りとし、ますます大切にしていくための施策を推進します。

(3) 環境への負荷の少ないまちづくり

廃棄物問題、資源やエネルギーの枯渇の問題、並びに地球温暖化、オゾン層の破壊及び酸性雨などの地球環境問題等について、市民一人ひとりの意識改革を促し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

また、地球温暖化の主な原因である温室効果ガスを削減していくため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入などの施策を推進します。

(4) 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

市民・事業者・行政等が一体となった環境美化活動によるまちの美観の向上及び再生可能エネルギー設備等の導入による防災拠点機能の強化など、市民が安全・安心で快適に暮らしていくための施策を推進します。また、歴史的・文化的遺産の保全に配慮し、市民が環境面から積極的にまちづくりに取り組んでいけるような施策を推進します。

(5) みんなで環境保全に取り組むまちづくり

市民一人ひとりが「自分たちのまちの環境は自分たちで守る」という意識を持てるよう環境学習を推進するとともに、市民・事業者・行政等のエコパートナーシップの確立を図り、協働による環境保全活動を普及させていくための施策を推進します。

第2節 計画の体系

第1節で設定した「目指す環境像」や「基本目標」を達成していくために、「施策の方向」及び「基本的な施策」を次頁に示すとおり体系づけ、各施策を推進します。

目指す環境像

基本目標

施策の方向

基本的な施策

リーディングプロジェクト

美しい自然と歩むまち 歴史・文化の薫るまち 井原
 みんなで学び、創る 持続可能な社会

基本目標 1
 恵まれた生活環境を守り
 育てるまちづくり

基本目標 2
 自然と共生するまちづくり

基本目標 3
 環境への負荷の少ない
 まちづくり

基本目標 4
 安全・安心で快適に暮らせる
 まちづくり

基本目標 5
 みんなで環境保全に
 取り組むまちづくり

大気質の保全及び悪臭の防止

水質及び水循環の保全

土壌及び地下水の保全

騒音及び振動の防止

有害化学物質等の対策

生物多様性の保全

自然環境の保全及び人と自然との豊かなふれあいの確保

廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

廃棄物の適正処理の推進

省資源・省エネルギー等の推進及び再生可能エネルギーの導入と活用

地球環境保全対策の推進

快適な環境づくりの推進

歴史的・文化的遺産の保全

地域の良好な景観の保全

環境教育の推進

環境保全活動の推進

- ①自動車排出ガス対策
②工場・事業場等の大気汚染物質・悪臭物質の発生源対策
③監視観測体制の充実
- ①下水道等処理施設の整備
②工場・事業場の排水対策
③その他の汚濁負荷削減対策
④水の健全な循環の保全
⑤水質監視体制の充実
- ①土壌保全対策
②地下水保全対策
- ①自動車騒音・振動対策
②工場・事業場等の騒音・振動対策
③近隣騒音対策
- ①ダイオキシン類対策
②環境放射線の監視
③その他の化学物質対策
- ①野生動植物の保護
②野生動植物の生息・生育環境の整備・充実
- ①自然環境の保全に配慮した土地利用の推進
②自然環境の保護・保全
③人と自然とのふれあいの場の充実
④人と自然とのふれあいの機会の充実
- ①廃棄物の発生抑制
②廃棄物のリサイクルの推進
- ①廃棄物の適正処理の推進
②不法投棄・不適正な野外焼却の防止
- ①省資源・省エネルギー等の推進
②再生可能エネルギーの導入と活用
- ①地球温暖化対策の推進
②オゾン層破壊の防止
③酸性雨の防止
- ①公園整備と適切な維持管理及び緑化の推進等
②まちの美観の向上
③安全・安心な環境づくり
- ①文化財保護意識の高揚
②歴史的・文化的遺産を活用したまちづくり
- ①自然景観や歴史的・文化的景観資源を生かした景観の保全
②景観啓発活動の推進
- ①児童・生徒に対する環境教育の推進
②社会における環境教育の推進
③環境情報の整備及び提供
- ①エコパートナーシップづくりの推進
②市民・事業者・行政等の協働による環境保全活動の推進

再生可能エネルギー等の導入による地域づくり
 エコパートナーシップによる環境保全活動の普及
 星空とのふれあいの推進
 河川の水辺環境整備

第5章 環境施策の展開

本章では、前章で記載した「計画の体系」に沿って、施策の内容を記載しています。

本計画は、「井原市第6次総合計画」を環境面から推進していくものであることから、同計画で策定された施策との整合を図り、それ以外については、国等の施策の動向を踏まえ、本市の実情に合った施策を推進します。

第1節 恵まれた生活環境を守り育てるまちづくり

1 大気質の保全及び悪臭の防止

(1) 施策の概要と計画目標

- ① 道路沿道の大気汚染の状況を把握するとともに、これを改善するよう努めます。
- ② 工場、事業場（畜産事業場を含む）及び野焼き等による悪臭の発生防止に努めます。
- ③ 現在、環境基準値を超過している光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）については、県と連携し、原因物質の発生防止や監視観測体制の充実に努めます。

【計画目標】

成果指標名	現状	目標	
	平成26年度	平成32年度	平成37年度
夏期対策期間における光化学オキシダント情報等発令日数	1日	0日	0日
電気自動車急速充電器利用車数	設置・利用開始	400台	600台

(2) 基本的な施策

①自動車排出ガス対策

ア 公共交通機関の利用促進 [担当課：企画課]

本市の公共交通機関としては、井原鉄道井原線が東西の軸として走り、バス路線については民間3社が運行しているほか、井原地区では公共施設や観光施設を結んだ循環バス「井原あいあいバス」が運行され、芳井地区、美星地区ではスクールバスを兼ねた循環バスが運行されています。また、バス停から離れた集落については、予約型乗合タクシーを運行することにより公共交通空白地を解消しています。

自動車排出ガスの削減に向け、引き続き公共



井原あいあいバス

交通体系の見直しなどにより、公共交通機関の利用を促進し、自動車交通量の低減を図ります。特に通勤時間帯の交通量を低減させるため、行政機関が率先して公共交通機関による通勤を推進するほか、各企業にも協力を要請していきます。

イ 自転車の利用促進 [担当課：都市建設課]

市街地の移動や通勤には自転車が便利だと感じられるよう、公共施設を中心に駐輪場の環境整備をするとともに自転車・歩行者道路の整備を進め、自転車の利用を促進することにより、自動車交通量の低減を図ります。

ウ 交通渋滞の改善 [担当課：都市建設課]

幹線道路として、東西軸となる国道 313 号及び国道 486 号、南北軸となる国道 313 号及び県道の整備並びに幹線市道の整備を引き続き促進し、交通渋滞を改善して交通の円滑化を促すことで、排出ガスによる大気汚染の改善を図ります。

エ 樹木の植栽による道路環境整備 [担当課：都市建設課]

樹木を植栽することにより、沿道大気の浄化や夏季の高温の抑制、自動車騒音の低減などの効果が期待でき、道路沿道の景観にもうるおいをもたらします。道路沿道地域の環境改善を図るため、道路の緑化及び維持管理に努めます。

オ エコドライブの推進 [担当課：環境課]

不用なアイドリングなどを止め、燃費のよくなる運転(適切な走行速度を維持し、急発進・急停車・急加速をしない、当面不用な物を積載しないなど)を心がけるよう、引き続き普及・啓発を行います。

カ 低公害車の普及 [担当課：環境課]

本市の公用車の買い替えや新規購入時には、ハイブリッド自動車や電気自動車などの低公害車の導入を促進するとともに、電気自動車用の急速充電器を設置し、市民や事業者への普及・啓発を図ります。また、次世代自動車の情報収集及び調査、研究を行っていきます。



急速充電器 (田中美術館)

②工場・事業場等の大気汚染物質・悪臭物質の発生源対策

ア 公害防止施設の指導 [担当課：環境課]

工場・事業場から排出される大気汚染物質については、県と連携し、各種規制措置を継続して実施します。また、規制対象とならない小規模な工場・事業場については、操業時間帯や公害防止施設の維持管理等の指導を通じて、周辺環境への影響を低減化するよう促します。

イ 野焼きの禁止の徹底及び法令等の周知 [担当課：環境課]

廃棄物処理法により禁止されている野焼きについては、広報や回覧板などで法の遵守についての指導を強化し、引き続き、工場・事業場のほか、市民の日常生活における野焼きの禁止を徹底します。

ウ 悪臭対策 [担当課：環境課、農林課]

工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、特定悪臭物質の排出規制などの指導を継続して行います。また、畜産事業場については、養鶏場を対象とした特定悪臭物質の濃度測定を継続して行うとともに、畜舎内での早期の糞尿分離、糞尿の早期の搬出、畜舎の清掃、悪臭発生場所の密閉化等の悪臭防止対策を県と連携し、指導します。また、糞尿の搬出先としての堆肥化施設の設置及び堆肥の有効利用の方法についても指導します。

③監視観測体制の充実

ア 大気汚染監視システムの充実 [担当課：環境課]

県と連携し、井原一般環境大気測定局の観測データをインターネットで情報提供し、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）などの監視観測体制の充実に努めるとともに、緊急時には屋外の活動を控える、屋内では窓を閉めるなどの注意喚起を行います。

イ 近隣市町との連携 [担当課：環境課]

自動車公害など広域的な取組が必要とされる課題に関しては、笠岡市や福山市など近隣市町との連携を強化し、情報交換及び広域的対策を検討します。

2 水質及び水循環の保全

(1) 施策の概要と計画目標

- ① 環境基準の類型指定がなされている小田川と高屋川については、水質の環境基準を満たすよう努めます。また、環境基準の類型指定がなされていない河川や都市下水路についても、水質の改善に努めます。
- ② 水の健全な循環の保全に努めます。

【計画目標】

成果指標名		現状	目標	
		平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
水質環境基準 達成率 ^{※1} (小田川 8 地点 高屋川 4 地点)	pH	91.7%	100%	100%
	BOD	98.6%	100%	100%
	DO	95.8%	100%	100%
	SS	100%	100%	100%
	大腸菌群数	66.7%	100%	100%
公共下水道事業 (井原処理区)	普及率 ^{※2}	79.5%	95.1%	100%
	水洗化率 ^{※3}	61.0%	72.8%	83.3%
公共下水道事業 (芳井処理区)	普及率 ^{※2}	57.0%	85.8%	100%
	水洗化率 ^{※3}	29.4%	60.4%	84.4%
合併処理浄化槽 ^{※4} (下水道事業認可 区域外)	普及率 (水洗化率も同じ)	53.9%	77.1%	86.8%
合 計 ^{※5}	普及率	68.5%	87.9%	95.1%
	水洗化率	56.3%	73.6%	84.7%

[注] ※1 水質環境基準達成率：小田川と高屋川水域における、pH、BOD、DO、SS、大腸菌群数の生活環境項目について、(環境基準を満たしている検体数)/(総検体数)を百分率で示したものを。

※2 普及率：各処理区における計画処理人口のうち、下水道を利用できる環境になった人口の割合

※3 水洗化率：各処理区における計画処理人口のうち、実際に下水道へ接続した人口の割合

※4 合併処理浄化槽の欄：行政人口から下水道計画処理人口を減じた人口のうち、合併処理浄化槽を利用している人口の割合

※5 合計の欄：行政人口に対するそれぞれの割合

(2) 基本的な施策

① 下水道等処理施設の整備

ア 公共下水道の整備及び早期の接続 [担当課：下水道課]

公共用水域の水質保全と市民の衛生的で快適な生活環境を確保するために、公共下水道の整備を引き続き進めるとともに、整備済の区域については早期に下水道に接続するよう、市民や事業者へ啓発します。また、終末処理場(井原浄化センター)については、放流水質の適正管理に努めます。

イ し尿・生活排水対策 [担当課：環境課、下水道課]

公共下水道に接続していない民家等のし尿及び浄化槽汚泥は、井笠広域クリーンセンターで処理されていますが、今後も公共下水道の整備状況を考慮しながら計画的に設備の更新や維持管理及び放流水質の監視を適切に行います。

生活排水については、合併処理浄化槽の適切な維持管理を指導していくとともに、既設単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。また、家庭でできる生活排水対策（廃食油をそのまま流さない、食器を洗う際には食べ残しを拭いてから洗う、水切りネットを使用するなど）の普及・啓発に努めます。

②工場・事業場の排水対策 [担当課：環境課]

特定施設を設置する工場・事業場に対しては、県と連携し、排水基準の遵守を徹底します。また、小規模事業場や未規制事業場については、引き続き、汚濁負荷の削減についての指導や助言を行います。

③その他の汚濁負荷削減対策 [担当課：環境課、農林課、都市建設課]

水質保全の上では、特定汚染源（工場・事業場など排出を特定しやすい汚染源、点源）に加えて、非特定汚染源（市街地や荒れ地等からの流出水など排出を特定しにくい汚染源、面源）の対策が重要です。

このため、市街地等に降った雨水が濁って汚染源とならないよう、市街地及び造成地の緑化、維持管理に努めるほか、山林の適正な管理を推進します。また、農業については、農薬・化学肥料の適正使用、除草剤の軽減及び有機無農薬栽培の研究と実践など、環境保全型農業を推進し、畜産事業者には、家畜排せつ物法の遵守による水質汚濁防止を徹底します。

④水の健全な循環の保全

ア 水の有効利用の促進 [担当課：環境課、上水道課]

上水道については、漏水調査を実施し、老朽配水管の布設替え及び老朽施設の耐震化による漏水対策を行うことで、上水道有収率の向上を図ります。また、必ずしも上水道と同等の水質を必要としない水洗トイレや散水の用水として、雨水貯留施設の普及を検討し、水の有効利用を図ります。

イ 雨水の地下浸透の促進 [担当課：農林課、都市建設課]

近年、都市開発による不浸透域の拡大の影響で、降雨が地下に浸透せず短時間で河川に流出するようになってきています。降雨をできるだけ地下に浸透させ、地下水をかん養するなど健全な水循環を構築するため、山林の保全と育成、公共工事・公共施設整備における透水性の向上等を通じて、雨水の地下浸透を促進し、水循環の適正化を図ります。

⑤水質監視体制の充実 [担当課：環境課]

小田川及び高屋川をはじめとする河川の水質調査を毎年継続して実施し、河川の水質監視に努めます。

3 土壌及び地下水の保全

(1) 施策の概要と計画目標

土壌や地下水の汚染を未然に防止します。

(2) 基本的な施策

①土壌保全対策

ア 有害物質の適正処理の指導 [担当課：環境課]

県と連携し、有害物質を使用する工場・事業場に対し、有害物質の適正処理の指導を継続して行います。

イ 土地所有者による調査 [担当課：環境課]

県と連携し、工場や事業場の跡地では、土地所有者に土壌汚染調査を実施してもらい、適切な措置をとるよう指導します。

ウ 農薬・肥料の適正使用 [担当課：農林課]

農産物に対する「健康・安全・安心」への関心の高まりを受け、農業普及指導センターや農業協同組合と連携し、農薬・肥料の軽減や有機・無農薬栽培等の環境保全型農業を推進します。

②地下水保全対策

ア 地下水調査の継続 [担当課：環境課]

県と連携し、地下水（井戸水）調査を継続して実施し、地下水の監視に努めます。

イ 汚染修復技術の情報収集 [担当課：環境課]

土壌・地下水が汚染された場合に対処するため、処理技術の先進事例の情報収集に努めます。

4 騒音及び振動の防止

(1) 施策の概要と計画目標

- ① 交通量の多い道路を中心に、国や県など関係機関と連携し、自動車騒音の低減に努めます。
- ② 工場・事業場については、引き続き騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を行い、市民生活に著しい影響がないように努めます。
- ③ 近隣の生活騒音を改善するよう、普及・啓発に努めます。

【計画目標】

成果指標名	現状	目標	
	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
一般環境騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%
自動車騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%

(2) 基本的な施策

①自動車騒音・振動対策

ア 自動車騒音や振動の監視 [担当課：環境課]

毎年実施している一般環境騒音調査及び主要な道路沿道における自動車騒音調査を継続して実施し、特に交通量が多い道路については、必要に応じて、振動調査を併せて実施します。

イ 沿道環境対策 [担当課：都市建設課]

道路沿道の交通騒音の緩和を図るため、国や県と連携し、道路緑化等による環境施設帯の整備及び維持管理など、沿道環境の改善に努めます。

ウ エコドライブの推進 [担当課：環境課] (再掲)

不用なアイドリングなどを止め、燃費のよくなる運転(適切な走行速度を維持し、急発進・急停車・急加速をしない、当面不用な物を積載しないなど)を心がけるよう、引き続き普及・啓発を行います。

②工場・事業場等の騒音・振動対策

ア 工場・事業場の騒音・振動対策 [担当課：環境課]

工場や事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法や振動規制法に基づき、引き続き公害防止の指導を行います。

イ 建設工事における騒音・振動対策 [担当課：環境課]

建設工事に当たっては、事前の地元説明、低騒音・低振動型の建設機械の導入及び作業時間に係る環境配慮を徹底するよう指導します。

③近隣騒音対策 [担当課：環境課]

家庭の生活騒音など規制対象とならない日常生活に起因する近隣騒音が多くなっていることを踏まえ、自治会の回覧など地域社会のルールづくりや環境保全意識の向上を図るための啓発に努めます。

5 有害化学物質等の対策

(1) 施策の概要と計画目標

ダイオキシン類について、大気、水質、土壌の環境基準を達成するとともに維持します。その他の有害物質については基礎データの収集に努めます。

【計画目標】

成果指標名	現状	目標	
	平成 25 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
水質中のダイオキシン類濃度の環境基準達成率	100%	100%	100%
底質中のダイオキシン類濃度の環境基準達成率	100%	100%	100%

(2) 基本的な施策

①ダイオキシン類対策

ア 定期的な環境調査の検討 [担当課：環境課]

ダイオキシン類については、県や周辺自治体と協議の上で適切な調査場所を選定し、大気、河川水・池水、土壌におけるダイオキシン類の実態把握に努めます。

イ 特定施設等の監視 [担当課：環境課]

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく焼却炉等の特定施設については、県と連携し、適切な維持管理の徹底を指導するとともに、排ガス、排出水、焼却灰等のダイオキシン類について監視に努めます。

②環境放射線の監視 [担当課：環境課]

引き続き、本市の放射線量を測定し、測定結果を広報や市ホームページで市民に情報提供します。

③その他の化学物質対策 [担当課：環境課]

PRTR（環境汚染物質排出移動登録）制度の普及に努めるとともに、一般廃棄物の最終処分場における化学物質の排出量等のデータを市民に情報提供します。

第2節 自然と共生するまちづくり

1 生物多様性の保全

(1) 施策の概要と計画目標

本市の動植物の現状を把握し、貴重な種の保護に努めるとともに、市民アンケートで緊急の課題として多くの人があげていた野生鳥獣や外来種による被害を防止し、本市本来の野生動植物が生息・生育できる環境を保全することにより、生物の多様性を保全していきます。

(2) 基本的な施策

①野生動植物の保護

ア 野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全 [担当課：環境課]

本市に生息・生育する希少な動植物を保護するとともに、溪谷や自然を残す樹林など多様な生物が生息・生育できる環境を、一体的に保全します。また、県の「自然との共生おかやま戦略行動計画」に基づく施策を推進します。

イ 外来種対策の推進 [担当課：環境課]

本来、本市に生息・生育していない外来種の侵入は、既存の生態系を破壊し、生物多様性に深刻な影響を与えるものとして認識されています。このため、本市の外来種の生息・生育状況を把握するとともに、オオクチバス等の放流の禁止、輸入動物のペット飼育に関するモラル向上、植物栽培に関するモラル向上等の普及・啓発を推進し、必要に応じて外来種の駆除に努めます。

ウ 野生鳥獣対策の推進 [担当課：農林課]

近年、本市全域において深刻な問題となっている野生鳥獣による農林業及び自然植生への被害について、「井原市鳥獣被害防止計画」に基づき、総合的な対策を推進します。



捕獲したイノシシ

②野生動植物の生息・生育環境の整備・充実 [担当課：環境課]

多様な野生動植物が生息・生育できる湿地、ため池、小川などの保全や復元・充実を進め、地域の動植物の生息・生育場所の整備に努めます。

2 自然環境の保全及び人と自然との豊かなふれあいの確保

(1) 施策の概要と計画目標

- ① 豊かな自然環境を守り育て、後世に引き継ぐため、自然環境保全の意識高揚を図るとともに自然環境の保護・保全に努めます。
- ② 市民の価値観や生活様式が、心の豊かさや自然とのふれあいを重視する方向に変化していることに対応して、生活の中で自然とふれあえる環境づくりに努めます。

【計画目標】

成果指標名	現状	目標	
	平成 23 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
美星地区の夜空の明るさ	20.6 等級	20.6 等級	20.6 等級

〔注〕夜空の明るさを示す等級は、値が大きいほど夜空が暗く、星が見えやすいことを示す単位であり、環境省の平成 24 年度「全国星空継続観察」（平成 25 年度より休止）によると、「夜空の明るさ」は、全国 57 地点の平均が 20.0 であり、小都市（36 地点）の平均が 20.2 であった。

(2) 基本的な施策

①自然環境の保全に配慮した土地利用の推進

ア 計画的土地利用の推進〔担当課：企画課〕

土地は、市民の生活・生産の基礎となる重要な資源です。土地利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、「井原市第 6 次総合計画」に基づいて、保全すべきところと開発・活用すべきところを区分し、引き続き計画的な土地利用の推進を図ります。

イ 適正な開発への誘導〔担当課：企画課〕

開発事業に際しては、国土利用計画法、岡山県県土保全条例及び井原市開発事業の調整に関する条例などを的確に運用し、周辺地域の自然環境や生活環境に配慮した事業とするよう指導します。

②自然環境の保護・保全

ア 森林の適正な管理〔担当課：農林課〕

森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止（温室効果ガスの吸収源）、生物多様性の確保、レクリエーションの場の提供などの重要な役割を果たしていますが、近年の木材価格の低下や林業の後継者不足により、適正な管理が行われずに荒廃が進む森林が増加しています。

このため、森林の公益機能に配慮し、将来的には森林ボランティアによる管理も視野に入れて、健全で多様な森林の保全を図ります。また、市街地周辺の森林については、良好な生活環境を保全するための貴重な緑地空間として、自然景観の保全・保護に配慮しつつ、井原市森林組合が開催している「おかやま共生の森」（西江原町）

での除間伐等の林業体験ができる「保育のつどい」など、市民のレクリエーションや林業体験の場としても活用を図ります。

イ 農地の適正な管理 [担当課：農林課]

農地は食糧生産の場として、さらに洪水防止、土砂崩壊防止、水質浄化、生物多様性の確保など森林同様、重要な役割を果たしていますが、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地が増加しており、多面的機能を有する農地をいかに保全していくかが課題となっています。このため、農業地域については、農地の無断転用、遊休農地化や耕作放棄地の増加を防ぐため、農地パトロールを実施して、その把握に努め、農地保全活動を推進します。また、農業後継者、新規就農者等の育成と支援を推進するため、農業協同組合や県と連携し、受入体制の整備及び研修等を実施します。農山村地域の耕作放棄地は、貸し農園、市民農園、鳥獣被害の少ない薬用シヤクヤクの栽培等としての活用を検討します。

ウ 河川生態系の維持 [担当課：農林課、都市建設課]

河川や農業用水路の整備に当たっては、必要とされる安全性を確保しつつ、多自然型護岸を採用するなど、自然環境の保全及び生態系の維持に配慮します。

エ 光害の少ないきれいな星空の保全 [担当課：生涯学習課]

本市の美星地区は、夜空の星がきれいに見えるまちとして有名であり、美星天文台が設置されています。この我が国有数の天体観測に適した星空の保全を図るため、美星天文台の望遠鏡を使って夜空の明るさを測定し、市ホームページで測定結果を公開することで、市民や事業者に光害防止の普及・啓発を行います。さらに、美星地区内の屋外照明の現状を調査し、「光害防止条例」による光害の少ない環境の創出に引き続き努めます。

③人と自然とのふれあいの場の充実

ア 自然とふれあえる河川環境整備 [担当課：都市建設課]

親水性や生態系に配慮した多自然型護岸の設置、川に沿って茂る河畔林の整備や川に沿った散策路の整備など、市民が憩い、自然とふれあえる河川環境の整備に努めます。また、市民アンケートや中学生アンケートで、将来も残したい場所として多くの人があげた小田川及び井原堤については、散策の場、スポーツ・レクリエーション活動の場、環境教育の場、親水イベントの場等としての活用を図ります。



井原堤

イ 緑地の整備及び森林の総合的活用〔担当課：農林課、都市建設課〕

市民が日常的に自然とふれあい、憩い、安らぐ場として市街地周辺の緑地の整備及び維持管理を図るとともに、レクリエーションや保健休養的な空間として、森林の総合的な活用を図ります。

ウ 自然探勝・自然体験ゾーンの設定〔担当課：芳井振興課、美星振興課、地域創生課、文化課〕

井原地区の経ヶ丸周辺地区は、都市部からのアクセスが容易であることから、市民が気軽に自然体験やレクリエーションができる環境整備に努めます。芳井地区の天神峡周辺は、自然探勝ができる環境整備により、小中学校における体験学習や市民の健康増進への活用にも努めます。また、美星地区の北部は、星空とふれあう機会の創出による自然体験やレクリエーションなど、地域の特徴を生かした自然探勝・自然体験ゾーンを設定し、環境整備に努めます。

エ 農林業の観光化や市民農園の整備〔担当課：美星振興課、農林課〕

健康志向や環境意識への高まりの中、農山漁村の自然や文化に触れ、地域の人々と交流する新しい旅行の形態として、「グリーン・ツーリズム」があります。これはひとつの場所に滞在し、様々な「田舎暮らし」体験をするもので、単なる観光旅行にはない体験ができると期待が寄せられています。

すぐれた自然環境や農業・林業資源を有する本市は、岡山市・倉敷市・福山市といった都市部からのアクセスも良く、グリーン・ツーリズムが発展する可能性を秘めています。このため、農産物直産品の販売拠点である「井原市地域農産物総合交流センター 葡萄浪漫館」（青野町）や「星の郷青空市」（美星町）及び体験施設である「星空農園」（美星町）の利用促進など、農林業による観光の振興を図り、人と自然とのふれあいの場を充実します。



葡萄浪漫館



星空農園

オ 星空とふれあう場や機会の創出 [担当課：環境課、美星振興課、生涯学習課]

美星天文台及び歴史公園「中世夢が原」による星と中世をテーマにした交流を促進し、星空とふれあう場や機会を創出するとともに、大気環境、光害といった地球環境問題についての関心や認識を深めてもらう契機とします。



中世夢が原

④人と自然とのふれあいの機会の充実

ア グリーン・ツーリズムの推進 [担当課：環境課]

身近に自然とふれあうことができる場所についての情報を収集整理して、市ホームページで情報を提供することで、グリーン・ツーリズムを推進します。

イ 自然観察会等の開催による市民参加の促進 [担当課：環境課、農林課、学校教育課]

自然観察会の開催、自然体験活動や野外教育プログラムの実施など自然環境保全のためのイベント開催を通じ、市民や児童生徒が自然とふれあう機会を提供し参加を促進します。

第3節 環境への負荷の少ないまちづくり

1 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

(1) 施策の概要と計画目標

循環型社会の実現を目指すため、市民・事業者と連携し、3R（Reduce：廃棄物の発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：ごみの再生利用）を推進します。

【計画目標】

成果指標名	現状	目標	
	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
ごみ総排出量	12,548 t	11,613 t	11,043 t
リサイクル率	24.1%	29.0%	30.0%

(2) 基本的な施策

①廃棄物の発生抑制

ア 一般廃棄物処理基本計画の推進 [担当課：環境課]

「井原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の発生抑制、再利用、資源化、適正処理を推進します。

イ 生ごみの減量化の推進 [担当課：環境課]

生ごみは「食」との関係が深く、食品廃棄物の発生を抑えることが最も重要であることから、市民・事業者ともに、賞味期限の過ぎた食品や食べ残しを廃棄することがないように、適切な量を購入し、無駄を出さずに調理することを心がける必要があります。また、生ごみは水切りによる減量化や堆肥化による排出抑制が大いに期待できるため、これらについての普及・啓発に努め、ごみ減量化推進補助金（ボカシ容器、コンポスト、生ごみ処理機）の交付や、ボカシの販売による生ごみの減量化を推進します。

ウ ごみを出さない生活習慣の推進 [担当課：環境課]

中古品や再生品の斡旋や販売、修理による活用等を通じて、ごみを出さない生活習慣の普及・啓発を図るほか、市民によるフリーマーケットや市場の開催を支援します。また、ごみの排出抑制などのために、事業者・各種団体・行政の協働によるレジ袋削減推進懇話会での啓発活動を行います。さらに、広報などにより、マイバッグ持参運動、エコマーク商品の購入、リターナブルびんの使用など、ごみ減量化の取組を周知・推進します。

エ ごみを出さない事業活動の推進 [担当課：環境課]

リサイクル可能な材料・原料の使用促進、製造・販売過程で発生した廃棄物の分別・再資源化の徹底、過剰包装の抑制等により、事業活動における廃棄物の減量化を推進します。

②廃棄物のリサイクルの推進

ア 分別・回収の徹底 [担当課：環境課]

市民へ「ごみの正しい出し方・分け方ガイド」を配布し、家庭での正しいごみの出し方の普及・啓発に努めます。また、分別状況の公表、再生過程等の周知、リサイクルに関する情報のPRや出前講座等により、分別の必要性を市民に周知するとともに、より徹底した分別の協力を依頼します。

資源の回収については、各種団体の資源回収活動への支援を引き続き行うとともに、毎月第2土曜日を資源の日と定め、分別収集の徹底を図ることで、再資源化を推進します。また、平成25年度より実施している使用済小型家電リサイクル事業を推進し、鉄、アルミ、レアメタル等の有用な金属の再利用を促進します。



使用済小型家電回収ボックス（市役所本庁舎）

イ グリーン購入の推進 [担当課：総務課]

グリーン購入法、グリーン製品や認定制度に関する情報提供、岡山県に認定された「岡山県エコ製品」（制服、土木資材、紙製品等）の紹介により、環境に配慮した製品の購入を促進します。

ウ 建設工事等における再生資源の活用 [担当課：都市建設課、下水道課]

公共工事においては、埋戻し材や骨材として再生品を積極的に利用します。また、下水汚泥については堆肥化の検討や建設資材としての活用方法の検討を行うなど、引き続き、公共事業において積極的に再生資源を活用します。

2 廃棄物の適正処理の推進

(1) 施策の概要と計画目標

- ① 一般廃棄物の適正処理を引き続き推進するとともに、産業廃棄物については県及び関係機関と連携を図り、適正処理の推進に努めます。
- ② 不法投棄や不適正な野外焼却の防止に努めます。

【計画目標】

成果指標名	現状	目標	
	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
不法投棄監視パトロール活動による撤去件数	50 件	40 件	30 件

(2) 基本的な施策

① 廃棄物の適正処理の推進

ア 一般廃棄物の適正処理の推進 [担当課：環境課]

井原クリーンセンターにおいて、安全で衛生的なごみ処理を進めるとともに、ダイオキシン類対策等に伴う焼却炉補修・修繕など施設の適正な維持管理に努めます。

一般廃棄物最終処分場においても、安全で衛生的な処理と適正な維持管理に努め、施設の延命化を図ります。また、必要に応じて井原クリーンセンターや最終処分場周辺の環境モニタリングを行います。さらに、現在建設を計画している、井笠地域の3市2町による広域での最終処分場及びごみ焼却施設の稼働を踏まえたごみの分別区分の統一や収集頻度の見直しを行います。

イ 産業廃棄物の適正処理の推進 [担当課：環境課]

産業廃棄物の処理については、事業者の自己処理責任の原則を徹底し、県及び関係機関と連携を図り、不適正処分、不法投棄の防止に努めます。

ウ 災害廃棄物の適正処理 [担当課：環境課]

地震や水害等の災害時に発生する廃棄物については、「井原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、近隣市町との連携を図りながら迅速に適正処理ができる体制を構築します。



井原クリーンセンター

②不法投棄・不適正な野外焼却の防止

ア 地域の環境美化活動への支援 [担当課：環境課]

ポイ捨て防止の看板設置をはじめ、環境美化意識の高揚を図るための啓発活動を積極的に推進するとともに、クリーンキャンペーンをはじめとする環境美化活動への支援を引き続き行います。



クリーンキャンペーン

イ 不法投棄監視パトロール活動の充実 [担当課：環境課]

平成 14 年度からスタートした地域環境美化推進員による不法投棄監視パトロール活動を、より一層充実させ、地域環境の整備に努めます。

ウ 野焼き禁止の徹底及び法令等の周知 [担当課：環境課] (再掲)

廃棄物処理法により禁止されている野焼きについては、広報や回覧板などで法の遵守についての指導を強化し、引き続き、工場・事業場のほか、市民の日常生活における野焼きの禁止を徹底します。

3 省資源・省エネルギー等の推進及び再生可能エネルギーの導入と活用

(1) 施策の概要と計画目標

あらゆる分野で資源やエネルギーの効率的利用を心がけ、省資源・省エネルギー対策の推進に努めるとともに、自然エネルギーやリサイクルエネルギーなど、再生可能エネルギーの導入を推進します。

【計画目標】

成果指標名	現状	目標	
	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
住宅用太陽光発電システム設置補助件数	89 件	100 件	110 件
住宅用太陽熱温水器設置補助件数	65 件	70 件	80 件
蓄電池設置補助件数	-	20 件	30 件
廃食油の回収量	2,640 L	2,700 L	2,800 L

(2) 基本的な施策

①省資源・省エネルギー等の推進

ア 省エネルギー機器の普及 [担当課：環境課]

自動車や家電製品等の買い替え時には、高性能な省エネルギー機器やエネルギー消費効率が良い空調システム等を積極的に導入するよう、市民や事業者に対し情報提供を行い、省エネルギー機器の普及に努めます。

イ 住宅・建築物の省エネルギー化 [担当課：環境課]

住宅の新築や増改築に当たっては、断熱材やペアガラスの使用、自然通風の活用、敷地や屋上の緑化等、省エネルギー住宅づくりを行うよう情報提供します。また、事務所や工場については省エネルギー診断を活用して、省エネルギーが図れるよう情報提供します。

ウ 省資源・省エネルギー運動の推進 [担当課：環境課]

各家庭に環境家計簿を配布して記入してもらうことにより、節電、燃料の節約、節水など省資源・省エネルギー活動を普及促進します。事業所については、後述の ISO14001 や環境省のエコアクション 21 の認証取得などへの支援を通じて、省資源・省エネルギーの取組を支援します。

エ 環境に配慮した自動車の利用 [担当課：環境課]

公共交通機関の利用促進、自転車利用促進、交通渋滞の改善、樹木の植栽による道路環境整備、エコドライブの推進、低公害車の普及など「自動車排出ガス対策」で掲げた各施策を実施することにより、大気質の保全と併せて省エネルギーを図ります。

オ 食材の地産地消の推進 [担当課：農林課、学校給食センター]

地産地消は、生産地と消費地が近くなることによりフードマイレージ（移動重量×移動距離）を減らし、輸送経費や交通機関の燃料をはじめとするエネルギーなどの節減につながることから、学校給食における地元産食材を使用した献立作りの推進等の地産地消運動を推進します。

②再生可能エネルギーの導入と活用

ア 再生可能エネルギー推進ビジョンの推進 [担当課：環境課]

「井原市再生可能エネルギー推進ビジョン」に基づき、積極的に太陽光発電、太陽熱利用及び低公害車等の導入を図ります。そして、これらの導入に伴う温室効果ガス削減効果について公表することにより、地球環境保全意識の高揚を併せて図ります。

イ エコまちモデル事業の推進 [担当課：環境課]

環境学習の拠点となる公共施設へ太陽光発電、エネルギー管理システム、LED照明、蓄電システム及び電気自動車急速充電器等を導入したモデル施設を整備し、市民の省エネルギーや再生可能エネルギーへの関心を高めます。

ウ 再生可能エネルギー設備の導入促進 [担当課：環境課]

太陽光発電システム及び蓄電池、太陽熱温水器の補助金交付等により、家庭での再生可能エネルギー設備の導入を支援します。

エ 地域バイオマス資源の利活用 [担当課：環境課]

民間事業者と連携し、本市で回収した廃食油からバイオマスエタノールを製造し、自動車のバイオディーゼル燃料として利用します。



市役所本庁舎の太陽光発電設備

4 地球環境保全対策の推進

(1) 施策の概要と計画目標

市民・事業者・行政等が今一度地球環境問題の重要性を認識するとともに、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、森林など温室効果ガスの吸収源の保全と整備、大気汚染物質の削減などの地球環境保全対策を推進します。

(2) 基本的な施策

①地球温暖化対策の推進 [担当課：総務課、環境課]

省資源・省エネルギー対策、再生可能エネルギー導入、水資源の有効利用、ごみの発生抑制・減量化等の各対策及び森林整備や都市緑化による吸収源対策を総合的に推進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。

また、前述の温室効果ガスの排出量削減及び吸収源対策のための「緩和策」や、地球温暖化に伴う気候変動による影響を軽減するための「適応策」を掲げた「井原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定も検討し、地域全体での地球温暖化対策を推進します。

②オゾン層破壊の防止

ア フロン回収の徹底 [担当課：環境課]

県や回収業者と連携し、オゾン層を破壊する原因物質であるフロンの回収を徹底するとともに、フロンを使用する機器の適正管理について指導を行います。

イ オゾン層・紫外線に関する情報提供 [担当課：環境課]

オゾン層・紫外線に関する情報を提供するとともに、特に子どもや保護者に対して、有害紫外線対策の啓発に努めます。

③酸性雨の防止 [担当課：環境課]

酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出を抑制するため、自動車や工場・事業場の排出ガス対策を推進します。

第4節 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

1 快適な環境づくりの推進

(1) 施策の概要と計画目標

- ① 公園の適正な維持管理と緑化の推進に努め、緑豊かで快適な環境形成を図ります。
- ② 市民アンケートで本市への要望として多くの人があげていた環境美化活動を全市レベルで推進し、まちの美観の向上に努めます。
- ③ 防災対策等を推進し、市民が安全・安心に暮らせる環境づくりに努めます。

【計画目標】

成果指標名	現状	目標	
	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
道路・河川アダプト制度登録団体数	100 団体	125 団体	127 団体

(2) 基本的な施策

①公園整備と適切な維持管理及び緑化の推進等

ア 公園の整備 [担当課：協働推進課、都市建設課]

市民の快適な生活を支え、防災空間としての機能を併せ持つ公園については、人口・生活圏など地域バランスを考慮しながら、児童の遊び場、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として充実を図ります。

イ 公園の適正な維持管理 [担当課：農林課、都市建設課]

公園が美しく快適に利用できるよう、地元自治会や子ども会等に委託した維持管理を推進するとともに、公園利用者のモラルの向上を図るための啓発に努めます。

ウ 緑化の推進 [担当課：農林課、都市建設課]

公園や道路、河川、学校、広場等の公共施設における緑化の促進及び維持管理に努めます。また、広報活動や生涯学習の場を通じて緑化意識の高揚を図るとともに、市民ぐるみで緑化運動を推進します。

②まちの美観の向上

ア 市民・事業者の参画による公共施設の管理 [担当課：協働推進課、都市建設課]

前述の公園をはじめとして、道路、河川等の公共施設の美化を図るため、「アダプト制度」や「井原市快適生活環境づくり制度」を活用し、市民・事業者・行政等が一体となった環境美化活動を引き続き展開します。

アダプト制度（環境美化里親制度）

行政等が管理する公園、道路、河川など公共の場所を「子ども」に見立て、「里親」になるボランティアとの間で「養子縁組」をし、市民が主体の環境美化活動を行うことをいいます。



井原市快適生活環境づくり制度

住みよいまちづくりを目的に地域ぐるみで道路などの草刈り奉仕活動を行う団体などに対して、報奨金を交付する制度です。

イ 市街地の美観の維持 [担当課：環境課、都市建設課]

市街地の美観を維持していくため、屋外広告物やビラの撤去を指導するとともに、ボランティア組織等と連携して落書きを消去します。また、まちの美観や通行の障害となる放置自転車については、放置を禁止するとともに、早急に撤去するよう指導します。

ウ 空き缶や吸い殻等のポイ捨て及び飼い犬のふん害防止のための啓発 [担当課：環境課]

ポイ捨てによる空き缶や吸い殻等の散乱防止及び犬のふん害防止のため、看板の設置及び「井原市環境美化条例」の周知徹底など、引き続き普及・啓発を行います。

③安全・安心な環境づくり

ア 防災対策の推進 [担当課：協働推進課]

防災拠点に太陽光発電設備や蓄電池を設置するなど、平常時の使用電力の削減に寄与するとともに、停電時等の非常用電源として活用できる体制を構築します。

イ 防犯対策の推進 [担当課：協働推進課]

関係機関、地域、団体との連携による防犯活動を推進し、LED防犯灯、防犯カメラ設置の補助金交付による支援を行います。

2 歴史的・文化的遺産の保全

(1) 施策の概要と計画目標

貴重な歴史的・文化的遺産や伝統文化の将来にわたる保存・継承に努め、文化財を活用した個性豊かなまちづくりを進めます。

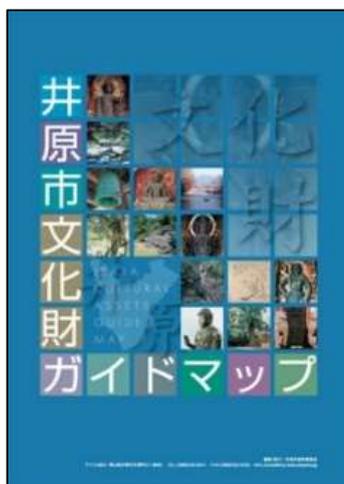
(2) 基本的な施策

①文化財保護意識の高揚 [担当課：文化課]

文化財ガイドマップ及び文化財紹介冊子を作成し、市ホームページに「いばら歴史館」を開設することで、本市の指定文化財を周知し、市民の文化財への保護意識の高揚を図ります。

②歴史的・文化的遺産を活用したまちづくり [担当課：文化課]

市民の郷土に対する関心や愛着を深めるために、文化財センター講座において、歴史的・文化的遺産を活用した市民交流や文化財めぐり、体験講座などのイベントの開催を推進します。



井原市文化財ガイドマップ



井原市文化財センター「古代まほろば館」

3 地域の良い景観の保全

(1) 施策の概要と計画目標

自然景観や歴史的・文化的景観資源を生かした、本市ならではの特色ある景観の維持・向上を図ります。

(2) 基本的な施策

①自然景観や歴史的・文化的景観資源を生かした景観の保全

ア 井原市シンボルゾーンの景観づくり [担当課：都市建設課]

井原駅から井原駅前通り線及び田中美術館周辺については、野外彫刻やポケットパークの適切な管理を引き続き実施するとともに、水や緑の活用に努め、本市のシンボルゾーンにふさわしい景観形成を図ります。

イ それぞれの地域の特性を生かした景観づくり [担当課：地域創生課、農林課、都市建設課、生涯学習課、文化課]

本市は緑豊かな、良好な自然景観に恵まれています。この自然景観を将来にわたって維持していくため、景観の構成要素である山林、水田、水辺、星空等を保全します。また、主要な歴史的建造物、観光・文化施設を景観スポットとして保全します。

②景観啓発活動の推進

ア 市民や企業への景観に関する情報提供や啓発活動の推進 [担当課：環境課、都市建設課]

まちづくりなど各種イベントの開催などを通じて、市民や企業へ、景観向上のための情報の提供や啓発活動を行うとともに、市民や企業が景観づくりを行う場合の活動の支援に努めます。

イ 公共事業等におけるデザインや色彩の配慮 [担当課：都市建設課]

道路、河川、建築物などの公共事業等の実施に当たっては、より快適な環境づくりを進める観点に立って事業を進め、周辺の環境や地域の特性に配慮したデザイン・色等による施工に努めます。

第5節 みんなで環境保全に取り組むまちづくり

1 環境教育の推進

(1) 施策の概要と計画目標

- ① 学校、地域社会、職場などにおいて、地域に根ざした、かつ、生涯にわたる環境教育を充実させ、環境保全意識の高揚に努めます。
- ② 環境教育のための情報を整備し提供できる体制を充実します。

【計画目標】

成果指標名	現状	目標	
	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
環境マイスター認定者数	-	100 人	200 人

(2) 基本的な施策

①児童・生徒に対する環境教育の推進

ア 学校における環境教育の推進 [担当課：環境課、学校教育課]

各学校にこどもエコクラブへの加入を呼びかけるとともに、生活科及び総合的な学習の時間を中心に、水辺の学習、農業体験、林業体験など自然に学ぶ環境教育を継続して推進します。また、環境学習用副読本の配布や、「いばら de ecoる課」等の環境団体と協働し、ごみ処理や水環境についての環境教育を行います。

いばら de ecoる課

本市がごみ収集運搬業務を委託している3業者で構成する団体であり、小学校あるいは児童クラブ等に出向き、小学校中・高学年を対象とした環境教育を行っています。

イ 地域における自然体験・観察など体験学習の充実 [担当課：生涯学習課]

「学びのポイントラリー井原」を実施し、同ポイントラリーでの成果を全校の前で表彰するなどの啓発を行います。

学びのポイントラリー井原

小学校4年生から高校生までもを対象に、地域で各種団体が実施する自然体験活動や野外教育などの教育プログラムに参加してポイントを集め、ポイントがたまると、認定証がもらえる制度。



ウ 環境教育の指導員の確保 [担当課：環境課、学校教育課]

環境教育を推進する指導者や指導者を補佐して環境教育に当たる人材の確保と活用を図ります。このため関係機関と連携し、指導者が環境教育に係る知識や技術を習得するための研修を支援していくとともに、次項で記載するリーダーバンクを設立し活用します。

②社会における環境教育の推進

ア 市民一人ひとりによる都市・生活型公害の防止 [担当課：環境課]

近隣の生活騒音、自動車騒音、廃棄物の野焼き、ごみのポイ捨てによる近年の都市・生活型公害は、市民一人ひとりの小さな行動によって発生しています。これらの都市・生活型公害に対する理解と協力を得るため、広報や自治会の回覧等による啓発活動を推進します。

イ 地域における環境リーダーの人材育成 [担当課：環境課]

各種研修会、「井原市環境マイスター養成講座」などの講座を開催し、地域における専門知識や技術を有する指導者を養成するとともに、さまざまな環境分野の指導者を登録するリーダーバンクを設立して、人材の確保及び活用を図ることにより、多様な学習機会の充実を図ります。これらの人材については、井原市環境マイスター以外にも一般市民、各種団体・NPOの構成員、企業の社員、シルバー人材など幅広く門戸を開け、公募や推薦により登録することとします。

井原市環境マイスター養成講座

身近なごみ問題をはじめとして、エネルギーや自然環境といった地球環境問題に対する理解を深めた環境マイスター（名人）の育成講座です。講座を受講すると、「井原市環境マイスター」に認定されます。



ウ 環境教育の支援 [担当課：環境課]

自治会や女性会等、地域ぐるみで、市民が自ら企画して環境教育を行っていく場合など、出前講座による講師の派遣・斡旋、講習会場や見学先等の紹介・斡旋などにより支援します。

③環境情報の整備及び提供 [担当課：環境課]

行政の測定による環境情報及び環境アセスメントにおいて測定された環境情報等をデータベース化し、ホームページ等で公開するシステムを構築します。ホームページにはQ&Aや相談コーナーを設け、市民の利便性向上に努めます。

2 環境保全活動の推進

(1) 施策の概要と計画目標

市民・事業者・行政等のエコパートナーシップを確立し、協働による環境保全活動を推進します。

【計画目標】

成果指標名	現状	目標	
	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
道路・河川アダプト制度登録団体数（再掲）	100 団体	125 団体	127 団体

(2) 基本的な施策

①エコパートナーシップづくりの推進

ア 環境審議会と連携した環境基本計画の推進 [担当課：環境課]

本計画を推進していくためには、今日の環境問題の広がりに応じ、広い視野に立った多角的な判断のもとで、市民・事業者・行政等の協働による自主的・積極的な取組が必要です。このため、各種団体、事業者、市民の代表及び行政機関等で構成される「井原市環境審議会」において、毎年度の計画の進行状況をチェックするとともに、重点的に取り組むプロジェクト等を推進します。

イ 市民・事業者・行政等の情報交換及び交流の場の設置 [担当課：環境課]

環境保全活動を行っている市民・事業者・行政等が情報を交換し、交流を深める場を設置して活動の活性化を図ります。

②市民・事業者・行政等の協働による環境保全活動の推進

ア 井原市のISO14001等の認証取得 [担当課：環境課]

本市がISO14001等の第三者認証を取得し、環境マネジメントシステム（EMS）の構築を目指します。

イ 事業者への支援 [担当課：環境課]

ISO14001又は環境省のエコアクション21の認証を取得しようとする事業所を積極的に支援します。また、ISO14001、環境関連法令、グリーン製品の紹介その他の研修を推進し、事業者の環境保全に係る取組を支援していきます。

ウ 地域の環境保全活動への事業者の参加 [担当課：環境課]

より多くの事業者が地域の一員として、市民・市民団体・NPOなどと連携を密にし、地域の環境保全活動へ積極的に参加することを呼びかけるとともに、それらの機会を提供します。

エ 協働による環境保全活動の推進 [担当課：環境課]

市民・事業者・行政等の協働により、市民や事業者向けの環境学習会、講習会、「井原市環境フェア」などのイベント等を企画・開催し、地域社会における環境教育及び環境保全活動を推進します。

井原市環境フェア

毎年、6月の環境月間に合わせて開催するイベントで、環境団体と連携し、環境学習コーナー、各種団体の展示・販売、エコスタンプラリー、廃食油からの石鹸作り等を行っています。



第6章 リーディングプロジェクト

第1節 リーディングプロジェクトとは

本計画に掲げる目標を着実に実現していくためには、市民・事業者・行政等の各主体の適切な役割分担のもとで、環境施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。

このような中、環境施策のうち、緊急性や重要性、さらには市民の関心が高いなど、市民や事業者の参加が大いに見込まれ、その施策を呼び水として計画を先導し、本計画の実効性を高める役割が期待できるものを「リーディングプロジェクト」として取り上げ、計画期間中の早い時期に取り組みます。

第2節 リーディングプロジェクトの内容

選定したリーディングプロジェクトは、次の4件です。

- ①河川の水辺環境整備
- ②星空とのふれあいの推進
- ③エコパートナーシップによる環境保全活動の普及
- ④再生可能エネルギー等の導入による地域づくり

1 河川の水辺環境整備

(1) プロジェクトの概要

本市の河川の水質は概ね環境基準を満たしていますが、本計画策定に当たって実施した意識調査では、「水のきれいさ」及び「水辺とのふれあい」に対する市民の満足度及び改善度はともに低くなっていました。また、多くの人々が小田川を「将来も残したい、大切にしたい自然」にあげていたことから、小田川をはじめとする河川の水辺環境を整備し、市民の憩いの場所、レクリエーションの場所、生物とふれあう場所等として活用します。このほか、アダプト制度等を活用した環境美化活動により散乱ごみのない環境づくりを行い、自然観察会等の環境イベントの開催と併せて、市民の環境保全意識の高揚の場として活用します。さらに、流域の生活排水対策を推進し、河川の水質改善を図ります。

(2) 各主体の役割

1. 環境基本計画推進組織（次章で記載）

各年度の事業内容の検討、進捗管理

2. 市民及び事業者

水辺の積極的な活用、環境美化活動への参加

3. 行政（井原市・岡山県）

水辺環境の整備、環境美化活動の推進、環境教育の場としての活用、普及・啓発活動の実施

(3) プロジェクトの内容

1. 水辺環境の整備

本市の河川の水辺環境を整備し、市民の憩いの場所、レクリエーションの場所、生物とふれあう場所等として活用することで、市民と水や水辺の豊かな自然とのふれあいを促進します。また、次頁の図に示すとおり、小田川の井原堤については、桜並木周辺の風景を楽しみながらゆったりと散策できるゾーンとしての整備を推進します。

2. アダプト制度等を活用した環境美化活動の推進

本市及び岡山県のアダプト制度等を活用し、堤防の草刈りやごみ拾い等の環境美化活動を推進することで、散乱ごみのない環境づくりを行います。

3. 自然観察会等の環境イベント開催

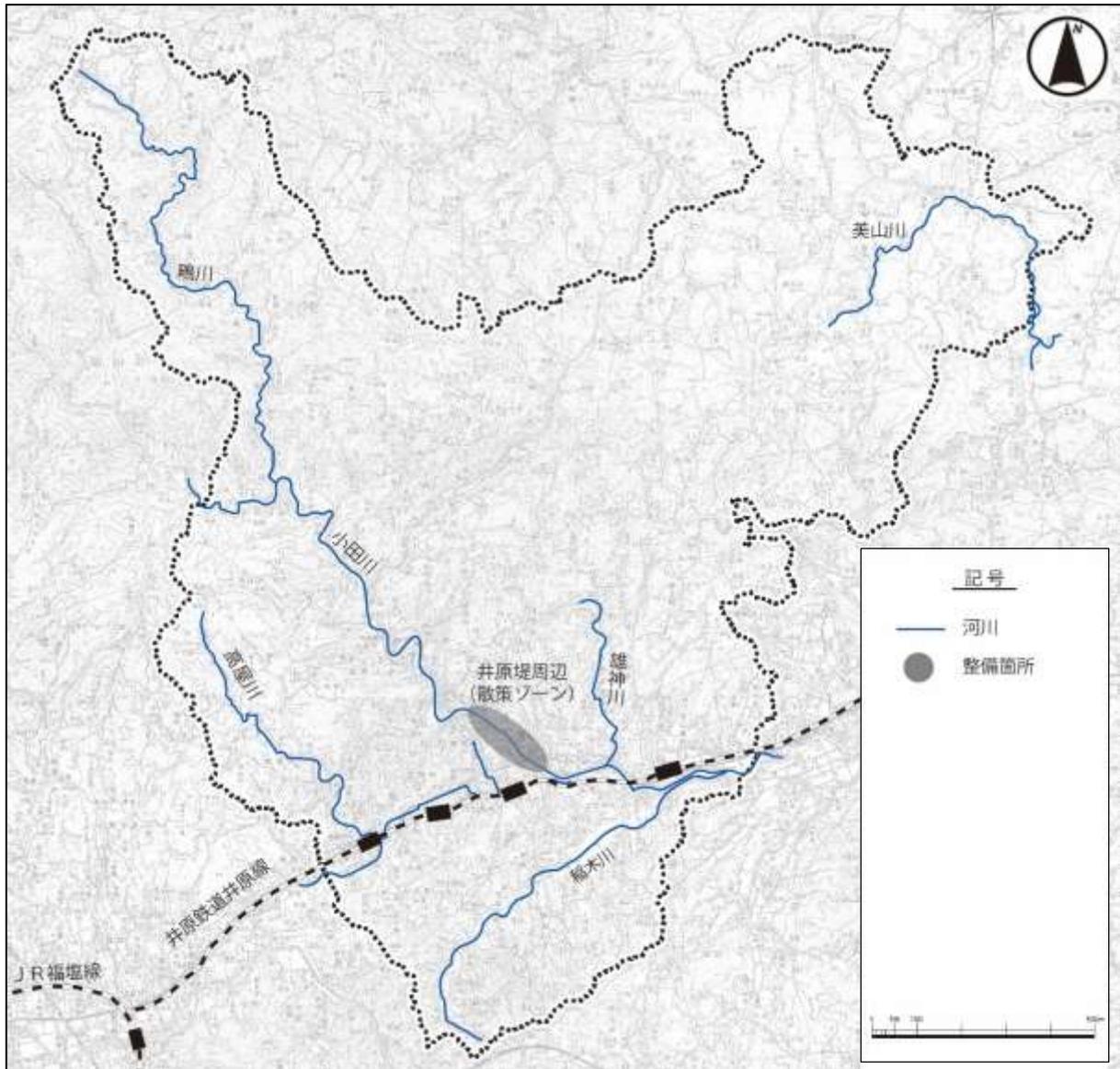
自然観察会や市民による水質調査等の環境イベントを開催することで、市民の環境保全意識の高揚を図ります。

4. 家庭でできる生活排水対策の普及・啓発

本市の各河川の水質調査結果を公表するとともに生活排水対策について広報・回覧板により周知します。また、イベント開催に併せて水切りネット等を配布し、遊歩

道沿いには生活排水対策について紹介した掲示板を設置します。

【水辺環境の整備位置】



小田川の桜並木

2 星空とのふれあいの推進

(1) プロジェクトの概要

本計画策定に当たって実施した意識調査で、現在の環境に対して市民及び中学生の満足度が高かった項目は「星空のきれいさ」でした。このきれいな星空を将来の世代へ引き継いでいくため、豊かな自然環境のもとで星空を観望することにより、大気汚染及び光害並びに自然環境保全などへの問題意識を持つ契機とし、環境保全意識の高揚を図ります。

(2) 各主体の役割

1. 環境基本計画推進組織（次章で記載）

各年度の事業内容の検討、進捗管理

2. 市民及び事業者

星空観望会等への積極的な参加

3. 行政（井原市・美星天文台）

星空観望会の実施、普及・啓発活動の実施

(3) プロジェクトの内容

1. 美星天文台における星空観望会の実施

多くの市民や児童生徒にきれいな星空を見せることにより、「星の見える環境を守り続ける」意識付けを行います。また、事業者にも、社員の環境教育の一環として、社員研修などに星空観望会を組み入れることを呼びかけます。

2. 星空とのふれあいの場の充実

美星ナイトウォークなど、星空とふれあうイベントを開催し、市民へ参加を呼びかけます。

3. 星空環境についての普及・啓発

美星地区が天体観測の場所として選ばれている理由について市民に周知するとともに、夜空の明るさの測定結果や屋外照明の現状を公開することで、天体観測の目的、光害や大気汚染が観測に与える影響等について普及・啓発を行います。



美星天文台

3 エコパートナーシップによる環境保全活動の普及

(1) プロジェクトの概要

近年の環境問題の多くは、直接的又は間接的に、市民一人ひとりの活動及び事業活動に起因していることから、本市の良好な環境を今後も維持し、次世代へ引き継ぐためには、市民・事業者・行政等の協働により環境保全活動に取り組む「エコパートナーシップ」の確立が必要不可欠です。

そのため、さまざまな環境分野の指導者を活用した環境学習を推進することによって、環境保全に関する意欲の高い人材を育成し、エコパートナーシップによる環境保全活動の普及を目指します。

(2) 各主体の役割

1. 環境基本計画推進組織（次章で記載）

各年度の事業内容の検討、進捗管理

2. 市民及び事業者

環境学習・環境保全活動への積極的な参加

3. 行政（井原市）

環境学習及び環境保全活動の拠点整備、環境学習・環境保全活動の実施及び支援、普及・啓発活動の実施

(3) プロジェクトの内容

1. 環境リーダーの登録

環境保全活動に関する専門的な知識・経験を有する、さまざまな環境分野の指導者を、各種団体・NPOの構成員、企業の社員、退職したシルバー人材などから、公募や推薦により、環境リーダーとしてリーダーバンクに登録します。

さらに、市民を対象とした「井原市環境マイスター養成講座」を開催し、修了者のうち希望される方に関しても環境リーダーとして登録します。

2. 環境について学ぶ場の設置及び機会づくり

市民・事業者・行政等が情報を交換し交流ができるような、環境学習及び環境保全活動の拠点を設置します。また、地域において公民館等も積極的に活用し、環境に関する学習及び活動の機会を提供します。

さらに、井原市市民活動センター「つどえ〜る」に登録しているまちづくりの団体と連携したり、本市に限らず、県と連携し広域的に環境分野の指導者や団体を活用するなど、幅広いネットワークの形成に努めます。

3. 環境学習の推進

市民・事業者・行政等の協働により、市民や事業者向けの環境学習会、講習会、井原市環境フェアなどのイベント等を企画・開催します。また、学校等へ環境リーダ

一を派遣し、環境学習を実施することで、身の回りの環境や環境問題に対する知識を養い、環境保全に関する意欲の高い人材の育成に努めます。

4 再生可能エネルギー等の導入による地域づくり

(1) プロジェクトの概要

地球温暖化は、その原因と影響が地球規模にわたる、世界全体で取り組まなければならない喫緊の課題ですが、本市の環境や市民生活にも多大な影響をもたらす問題でもあることから、これを防止し、限りある大切な資源や本市の良好な環境を次世代へ引き継ぐ必要があります。

そのため、本市においては、再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備及び低公害車等の導入拡大といった、地球温暖化対策が広く普及した地域づくりを目指していきます。取組に当たっては、本市が率先的に、再生可能エネルギー設備等を防災拠点や環境学習の拠点となる公共施設に導入し、その後本市全域への導入拡大を図ります。

(2) 各主体の役割

1. 環境基本計画推進組織（次章で記載）

各年度の事業内容の検討、進捗管理

2. 市民及び事業者

再生可能エネルギー設備等の導入、省エネルギー活動の実施

3. 行政（井原市）

再生可能エネルギー設備等の導入及び支援、普及・啓発活動の実施

(3) プロジェクトの内容

1. 防災拠点への再生可能エネルギー設備等の導入

防災拠点となる市役所本庁舎、美星支所及び芳井生涯学習センターなどの公共施設に太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、市役所本庁舎等への電力供給を行い、温室効果ガス排出量の削減に努めます。また、災害時には非常用電源として利用することで、災害に強い自立分散型エネルギーシステムを構築します。

2. 環境学習の拠点への再生可能エネルギー設備等の導入

環境学習の拠点となる公共施設へ太陽光発電、エネルギー管理システム、LED照明、蓄電システム及び電気自動車用急速充電器等を導入し、エコまちモデルとして電力の見える化や、地域と連携した啓発イベントを行うことで、市民の再生可能エネルギーや省エネルギーへの関心を高め、導入を促進します。

3. 再生可能エネルギー等の導入促進に向けた支援

再生可能エネルギー設備等の導入促進のため、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の交付等による支援を行います。また、事務所や工場については省エネルギー診断を活用して、省エネルギーが図れるよう情報提供します。

4. 低公害車の普及促進とインフラ整備

温室効果ガスの削減につながるハイブリッド自動車や電気自動車を中心とした低公害車の普及を促進します。特に本市では、災害時に蓄電装置として利用可能なシステムを有する電気自動車を市公用車に導入し、インフラ整備として本市に電気自動車用の急速充電器を設置することで、電気自動車の普及拡大を図ります。



市公用車の電気自動車

第7章 計画の推進

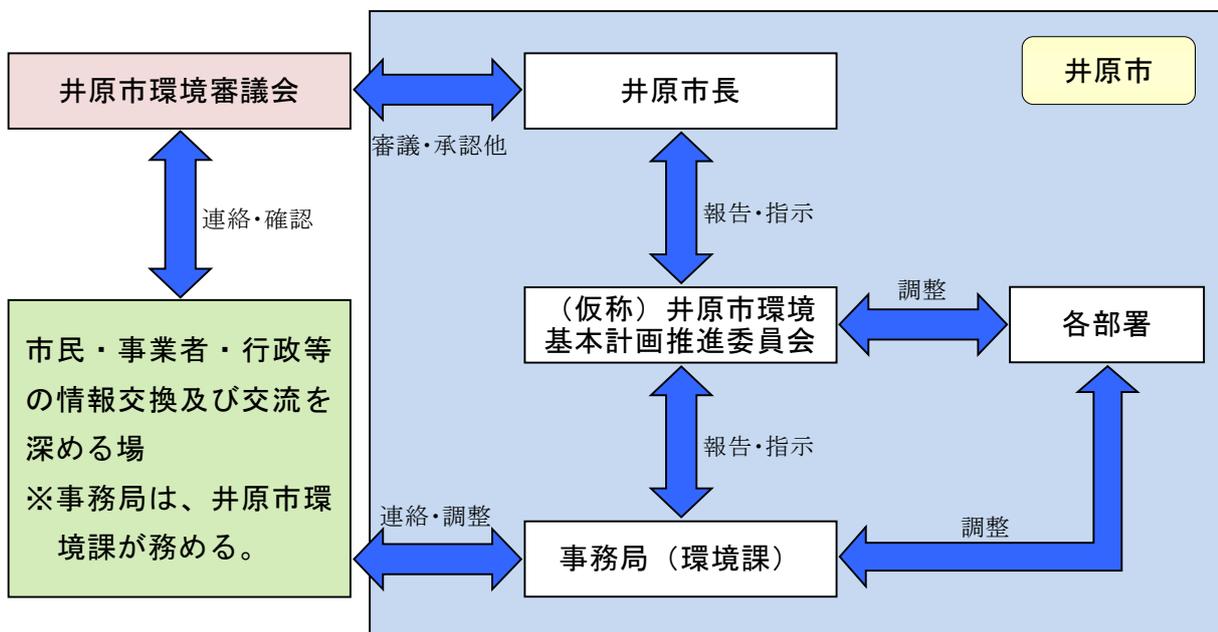
第1節 計画の推進体制の整備

市民・事業者・行政等の連携と協働のもと、環境施策や重点的取組を推進するため、第5章第5節「エコパートナーシップづくりの推進」で記載した推進体制を整備します。進行管理や各会議等の事務作業は、環境課が事務局となって担当します。

各種団体、事業者、市民の代表及び行政機関等から構成される「井原市環境審議会」で、毎年度の計画の進行状況をチェックするとともに、年度ごとの取組内容を検討し実施します。また、本計画では、環境保全活動を行っている市民・事業者・行政等が情報を交換し、交流を深める場を設置することとしており、この場において、井原市環境審議会で出された意見を踏まえて、事務局とともに、各主体が協働で取り組むプロジェクト等について実行内容を検討し実施します。

なお、本市内部の計画推進組織として、「(仮称)井原市環境基本計画推進委員会」を設置し、計画推進に係る庁内調整を行うものとします。

【計画推進体制】



【計画推進組織】

名称	役割と構成
井原市環境審議会	<p><役割></p> <p>本計画に係る以下の事項について、専門的な立場及び市民・事業者・行政等を代表し調整する立場から検討し、助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の進捗状況、各年度の取組内容の審議、課題の整理に関する事項 ・個々の取組状況の進行管理及びその後の各主体の取組に対する提言 ・本計画の変更に関する事項 ・その他本計画を推進するために必要と考えられる事項の審議 <p><構成></p> <p>各種団体、事業者、市民の代表、行政機関</p>
市民・事業者・行政等の情報交換及び交流を深める場	<p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全及び環境保全活動に係る情報の交換及び交流を深めることにより活動の活性化を図る。 ・本計画に係る具体的な取組のうち、市民・事業者・行政等が協働して取り組むもの等について、井原市環境審議会で出された意見を踏まえて、事務局とともに実行内容を検討し実施する。 <p><構成></p> <p>公募や各種団体等の推薦により登録した者及び事務局(環境課)</p>
(仮称)井原市環境基本計画推進委員会	<p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・井原市環境基本条例に基づく環境調整会議として庁内各部署における施策の実施及び施策の進捗状況の把握、部署間の調整などを行う。 ・庁内の各種計画策定に当たっては、それぞれの施策が本計画と整合するよう調整する場となる。 <p><構成></p> <p>関連する庁内の各部署の代表で構成する。</p>
事務局(環境課)	<p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の年次報告書の作成 ・各年度の実施計画の作成及び取組内容の検討 ・環境審議会、計画推進委員会の事務及び関係部署との調整 ・「情報交換及び交流を深める場」の事務及び関係部署との調整

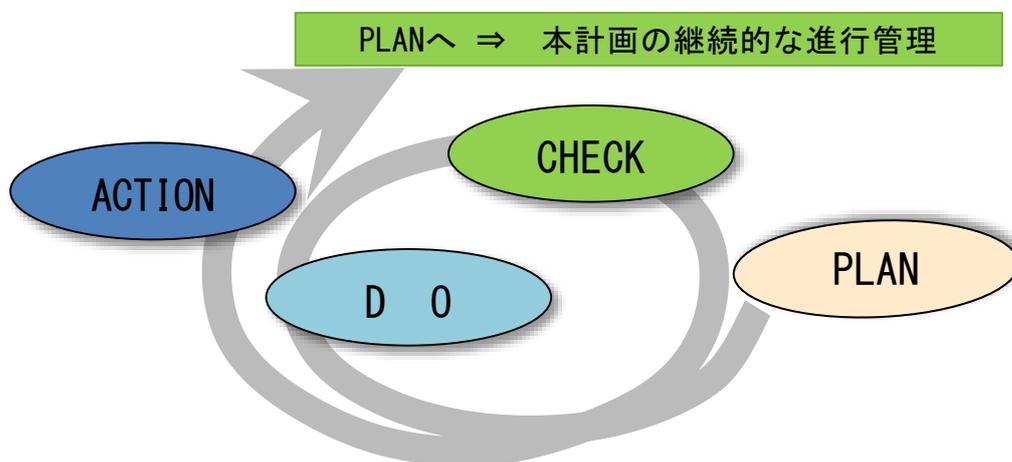
第2節 PDCAサイクルによる進行管理

環境マネジメントシステムの考え方は、環境保全の取組の進行管理を、計画（Plan）⇒実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒見直し（Action）⇒計画（Plan）⇒……と繰り返す「PDCAサイクル」により、継続的に行っていくものです。

本計画の進行管理においてもこの考え方を取り入れ、リーディングプロジェクトや各環境施策の担当課及びそれらの実施時期を示した実施計画を作成し、それらプロジェクト等を実施していきます。また、井原市環境基本条例第10条で規定されている環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を取りまとめた年次報告書である「(仮称)井原市環境報告書」を作成し、井原市環境審議会では本計画の進捗状況を点検・評価し、その結果を踏まえて実施計画を見直すシステムとします。また、市のホームページを利用して、市民や事業者に進捗状況を報告します。

- 環境マネジメントシステムによる進行管理（PDCAサイクル）
 - ・Plan : リーディングプロジェクトや各環境施策の実施計画作成
 - ・Do : 作成した実施計画を実行
 - ・Check : 本計画の進捗状況の評価
 - ・Action : 実施計画の見直し

【PDCAサイクルによる進行管理】



資料編

資料 1 計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 27 年 6 月 16 日	第 1 回井原市環境基本計画策定検討会議幹事会 (1) 第 2 次井原市環境基本計画策定の概要について (2) 第 2 次井原市環境基本計画策定のスケジュールについて (3) アンケート調査について
平成 27 年 7 月 1 日	第 1 回井原市環境基本計画策定検討会議 (1) 第 2 次井原市環境基本計画策定の概要について (2) 第 2 次井原市環境基本計画策定のスケジュールについて (3) アンケート調査について
平成 27 年 7 月 3 日	第 1 回井原市環境審議会 (1) 第 2 次井原市環境基本計画策定に係る諮問及び概要について (2) 第 2 次井原市環境基本計画策定のスケジュールについて (3) アンケート調査について
平成 27 年 7 月 6 日	アンケート調査票（中学 2 年生）を、学校を通じて市内 5 中学校へ配布、回収
平成 27 年 7 月 10 日	アンケート調査票（市民 1,500 通、事業所 98 通）を郵送により配布 → 8 月 10 日を投函期限とし、郵送により回収
平成 27 年 10 月 26 日	第 2 回井原市環境基本計画策定検討会議幹事会 (1) 第 2 次井原市環境基本計画（素案）の概要について (2) 今後のスケジュールについて
平成 27 年 11 月 9 日	第 2 回井原市環境基本計画策定検討会議 (1) 第 2 次井原市環境基本計画（素案）の概要について (2) 今後のスケジュールについて
平成 27 年 11 月 19 日	第 2 回井原市環境審議会 (1) 第 2 次井原市環境基本計画（素案）の概要について (2) 今後のスケジュールについて
平成 28 年 1 月 4 日	第 2 次井原市環境基本計画（素案）のパブリック・コメント実施 → 2 月 3 日 閲覧期間及び意見提出期限（意見なし）
平成 28 年 3 月 11 日	第 3 回井原市環境審議会 (1) 第 2 次井原市環境基本計画（素案）のパブリック・コメント実施結果について (2) 第 2 次井原市環境基本計画策定に係る答申について

資料2 井原市環境審議会委員名簿

氏名	役職名	備考
河合 恭廣	井原医師会 会長	会長
川井 眞治	井原商工会議所 会頭	職務代理
佐能 直樹	岡山西農業協同組合 理事	
森本 潔	井原市農業委員会 会長	
藤原 清和	井原市環境衛生協議会 会長	
猪原 俣江	井原市女性協議会 会長	
大森 祐宏	備中県民局地域政策部環境課 課長	
高木 正広	井原警察署 署長	
渡邊 初美	井原市廃棄物減量等推進審議会 副会長	
辺本 哲史	備中繊維技術研究会環境保全委員会 委員長	
山室 孝之	備中西商工会 監事	
宮本 幸枝	環境ボランティア団体 代表	
藤井 絹子	井原市消費生活問題研究協議会 会長	

〔注〕 順不同

資料3 井原市環境基本計画策定検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)の規定に基づき、本市が実施すべき環境保全施策の基本目標としての方向性を示す井原市環境基本計画(第2期)(以下「計画」という。)を、全庁的な取組の中で円滑に策定するため、井原市環境基本計画策定検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る重要事項の調査・審議に関すること。
- (2) 計画の策定に関し、関係部署間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長を、副委員長は、市民生活部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に定める職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(幹事会)

第6条 検討会議に付議する事項に関し必要な事項を調査協議するため、検討会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、市民生活部長を、副幹事長は、市民生活部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の企画立案及び調整協議に関すること。
 - (2) 計画の策定に係る必要な資料の収集及び調整に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 幹事会に出席する幹事は、付議事項により幹事長がその都度定める者とする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、計画の策定が完了したときに、その効力を失う。

附 則 (平成27年 7月 1日告示第92号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務部長、健康福祉部長、建設経済部長、水道部長、消防長、教育次長

別表第2 (第6条関係)

総務部次長、健康福祉部次長、建設経済部次長、企画課長、財政課長、 協働推進課長、介護保険課長、健康医療課長、地域創生課長、農林課長、 学校教育課長、下水道課長、芳井支所長、美星支所長、市民生活部部内 調整事務取扱、健康福祉部部内調整事務取扱、教育委員会部内調整事務 取扱、井原市社会福祉協議会事務局長
--

資料4 環境基本条例等

1 井原市環境基本条例

平成17年3月22日

条例第15号

前 文

私たちのまち井原市は、美しい星空のもと小田川の清流と緑の山々に囲まれた自然環境に恵まれ、県西南部の中核都市として発展してきた。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、さまざまな形で環境に大きな負荷をかけ、地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは健全で良好な環境を享受する権利を有するとともに、次の世代へこれを引き継ぎ発展させていく責務を有している。

私たちは、このような認識のもと、市、市民及び事業者の協働により、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本指針及び環境基本計画に基づき総合的な施策を推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉の向上に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に資するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の状態が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に対する被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を確保するために欠くことのできないものであるという認識のもと、その良好な環境を次世代に引き継いでいくことを目指して行

われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生に鑑み、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加により行われなければならない。

3 地球環境の保全が人類共通の課題であることから、市、市民及び事業者がそれぞれの活動において環境の保全を積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等による環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本指針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、その実施にあたっては、次に掲げる基本指針に基づき、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を総合的に保全することにより、人と自然との豊かなふれあいを確保する。

(3) 廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築する。

(4) 歴史的・文化的遺産の保全に配慮し、地域の個性を生かした快適な環境づくりを推進する。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、井原市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画の策定にあたっては、市民及び事業者の参画又は協力が得られるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画の策定にあたっては、あらかじめ次条に規定する井原市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(井原市環境審議会の設置)

第9条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、井原市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 井原市公害防止条例（昭和50年井原市条例第8号）に定める規制基準等の設定、変更又は廃止に関すること。
- (3) 井原市公害防止条例に定める特定施設の指定に関すること。
- (4) その他環境保全に関する基本的事項に関すること。

(年次報告書)

第10条 市長は、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、審議会へ報告するとともに、これを公表するものとする。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定し、実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に対し、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備)

第13条 市は、環境の保全に関する公共的施設の整備を推進するものとする。

(環境資源の活用等)

第14条 市は、潤いと安らぎを与える河川、ため池等の水辺及び緑等の自然的資源並びに先人から引き継いだ歴史的資源等の環境資源を確保し、活用するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めなければならない。

(情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(環境教育及び啓発活動の推進)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解と関心を深めるため、環境に配慮した活動の支援に努めるとともに、環境教育及び啓発活動の推進を図らなければならない。

(自主的活動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境の保全に関する活動が促進されるよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組みを必要とする施策の実施にあたっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(関係条例の改正)

2 井原市公害防止条例（昭和50年井原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に井原市公害防止条例による井原市環境審議会の会長及び委員の職にある者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による井原市環境審議会の会長及び委員とみなす。

2 井原市環境美化条例

平成11年12月17日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、まちの美化について、市、市民等、事業者、所有者等及び飼い主の責務を明らかにするとともに、粗大ごみ等の不法投棄並びにポイ捨てによる空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 粗大ごみ等 不用となった家電製品、家具その他の生活不用品及び自動車、オートバイ、自転車その他これらに類する物をいう。
- (2) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器をいう。
- (3) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類する物で、容易に投棄され、かつ、その散乱した状態がまちの美化を妨げるおそれのある物をいう。
- (4) ポイ捨て 空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨てることをいう。
- (5) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (6) ふん害 飼い犬のふんにより公共の場所及び他人が所有している場所を汚すことをいう。
- (7) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (8) 事業者 消費されることによって粗大ごみ等、空き缶等又は吸い殻等になる物を製造し、又は販売する者をいう。
- (9) 所有者等 土地及び建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (10) 飼い主 飼い犬の所有者又は管理者をいう。
- (11) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、粗大ごみ等の不法投棄並びにポイ捨てによる空き缶等及び吸い殻等の散乱並びにふん害（以下「粗大ごみ等の不法投棄等」という。）の防止に関する施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、粗大ごみ等を法令の定めるところに従い適正に処理するとともに、空き缶等及び吸い殻等をポイ捨てにより散乱させないため、家庭のほかで自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器等に収納するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、粗大ごみ等の不法投棄並びにポイ捨てによる空き缶等及び吸い殻等による散乱防止のために消費者に対する啓発に努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する場所に粗大ごみ等の不法投棄等による散乱を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めなければならない。

(禁止行為)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所において次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 粗大ごみ等の不法投棄
- (2) 空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨てること。

(回収容器の設置義務)

第9条 自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところによりその販売する場所に回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない。

(飼い主の遵守義務)

第10条 飼い主は、飼い犬のふんを処理するための用具を携行するなどし、飼い犬が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(指導及び助言)

第11条 市長は、市民等、事業者及び飼い主に対し、投棄された粗大ごみ等、空き缶等、吸い殻等又は放置された飼い犬のふんの処理その他必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告及び命令)

第12条 市長は、第8条、第9条又は第10条の規定に違反した者に対し、投棄された粗大ごみ等、空き缶等、吸い殻等又は放置された飼い犬のふんの処理その他必要な処置を講ずるよう書面により勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に従うべきことを書面により命令することができる。

(立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に必要な場所に立ち入らせ、投棄された粗大ごみ等、空き缶等、吸い殻等又は放置された飼い犬のふんの処理その他必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第8条第2号又は第9条の規定に違反し、第12条第2項の規定による命令に従わない者は、50,000円以下の罰金に処する。

2 第10条の規定に違反し、第12条第2項の規定による命令に従わない者は、30,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料5 環境に関するアンケート調査結果

1 市民アンケート

(1) 調査の概要

調査対象： 市内の 18 歳以上の住民

抽出方法： 単純無作為抽出

調査方法： 郵送

調査実施日： 平成 27 年 7 月 10 日発送、平成 27 年 8 月 10 日締切
(平成 27 年 9 月 8 日まで回収)

配布数： 1,500 通

回収数： 571 通 (回収率 38.1%)

(2) グラフの見方

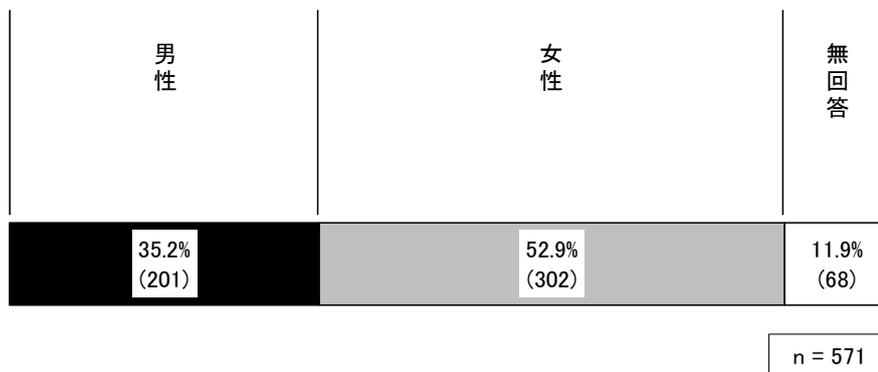
- ・グラフ中のnは各設問の全回答者数、()内の数字は各選択肢の回答者数を示します。
- ・端数処理のため、合計が 100% とならない場合があります。
- ・複数回答の設問については、合計が 100% を超える場合があります。

(3) 調査結果

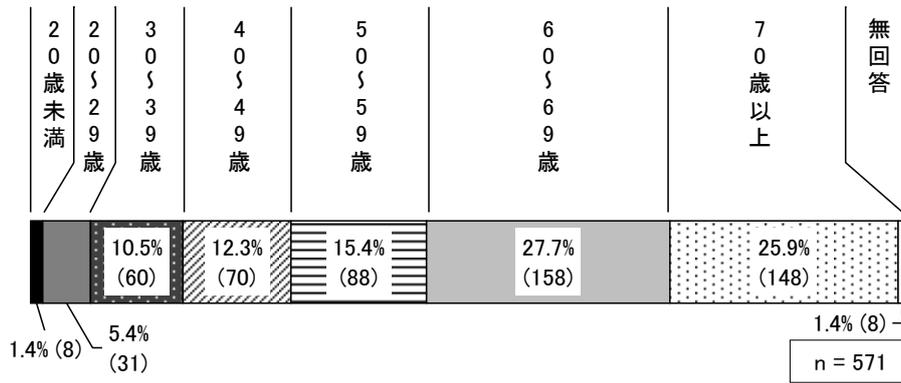
ご自身のことについて

問1 各項目について、あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

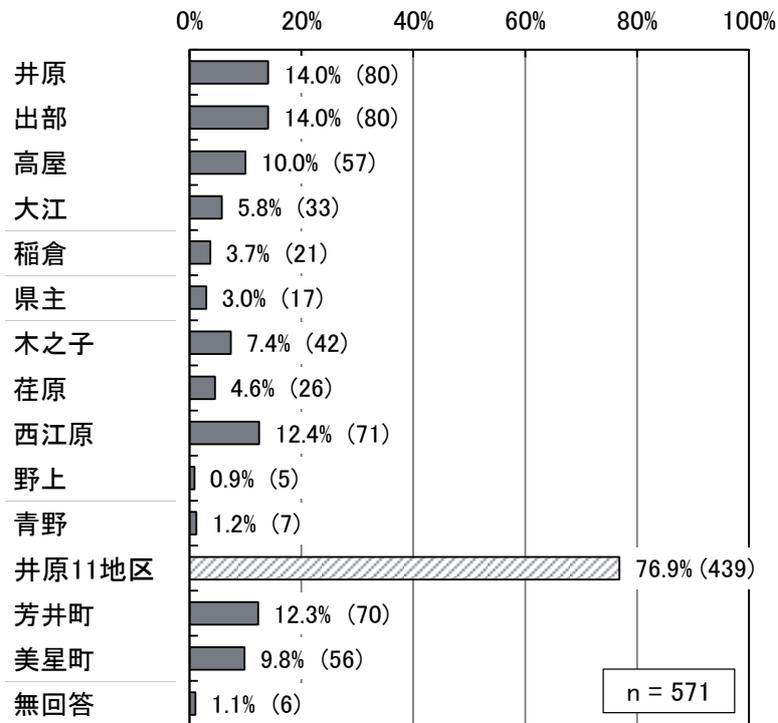
① あなたの性別



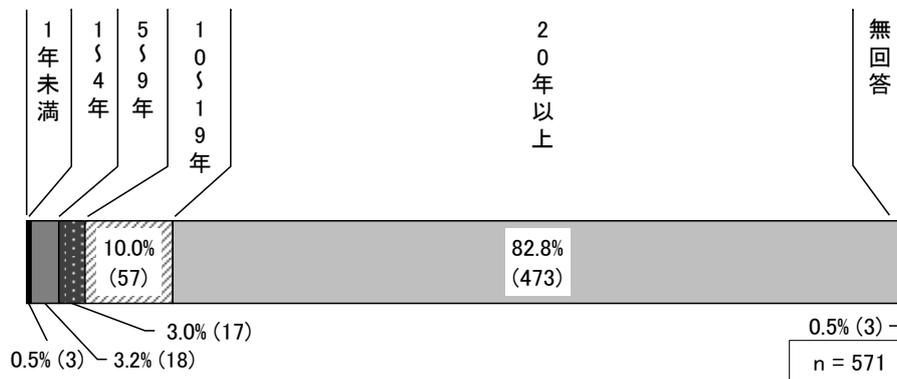
② あなたの年齢



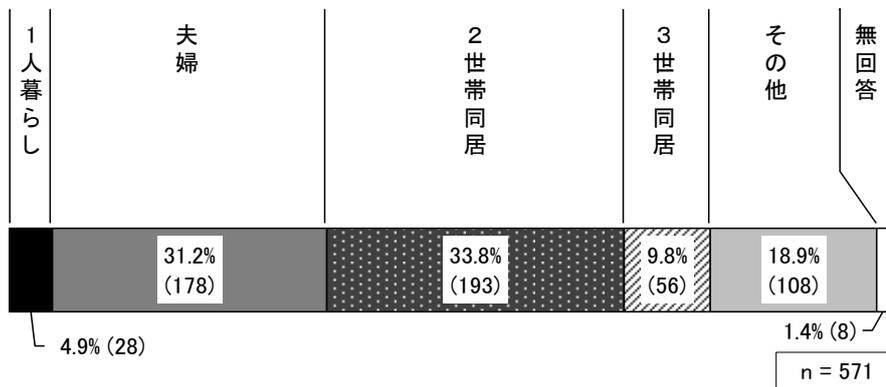
③ お住まいの地区



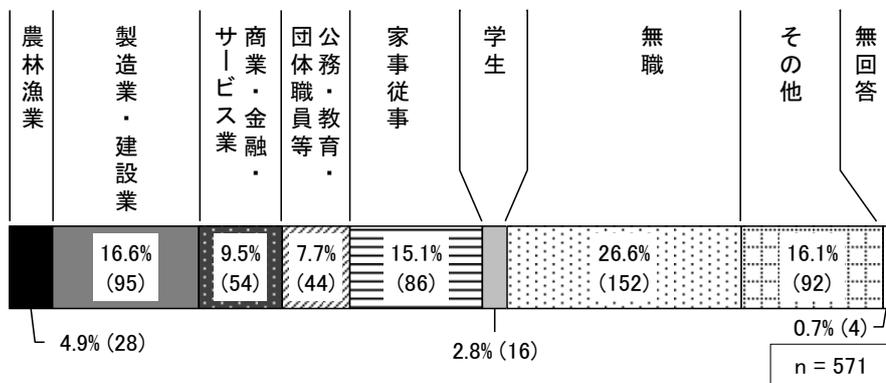
④ 井原市での居住年数



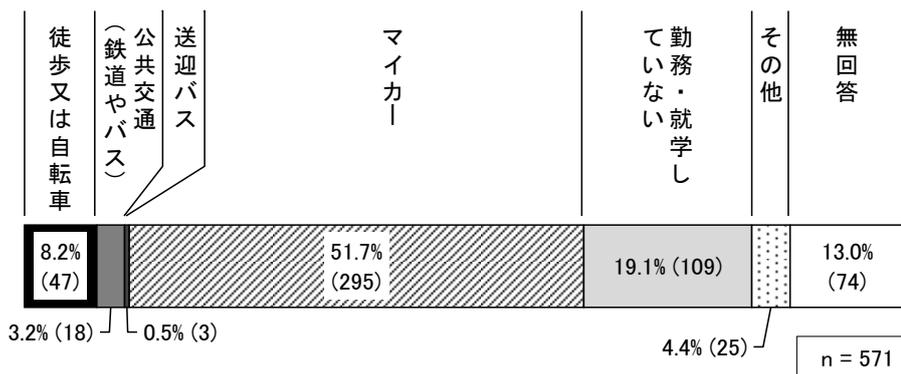
⑤ 家族構成



⑥ あなたの職業

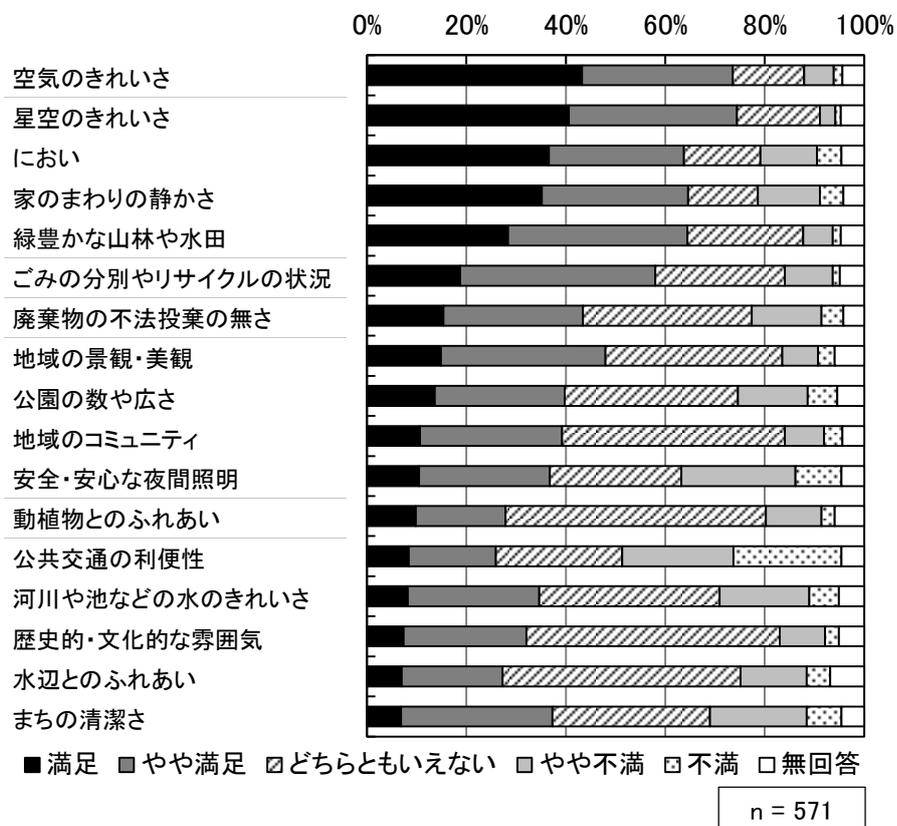


⑦ 通勤・通学の主な交通手段



現在の環境について

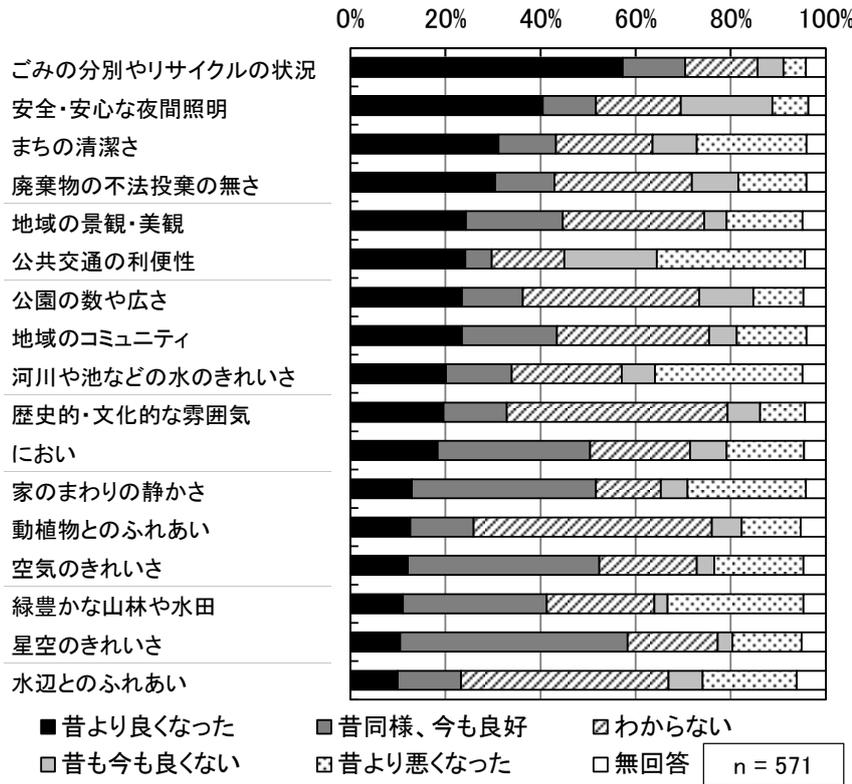
問2 あなたの住んでいる地域を中心とした環境について、どう思いますか？
各項目について、1~5のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。



問3 井原市で、将来も残したい、大切にしたい自然や歴史的建造物・文化財がありましたら、それらの名称や場所を記入してください（複数可）。

自然	件数	歴史的建造物・文化財	件数
小田川	49	田中美術館・田中苑	31
天神峡	45	嫁いらず観音院	17
井原堤の桜	27	高越城址	10
美星町の星空・景観	12	備中神楽・神楽	10
経ヶ丸	8	中世夢が原	9

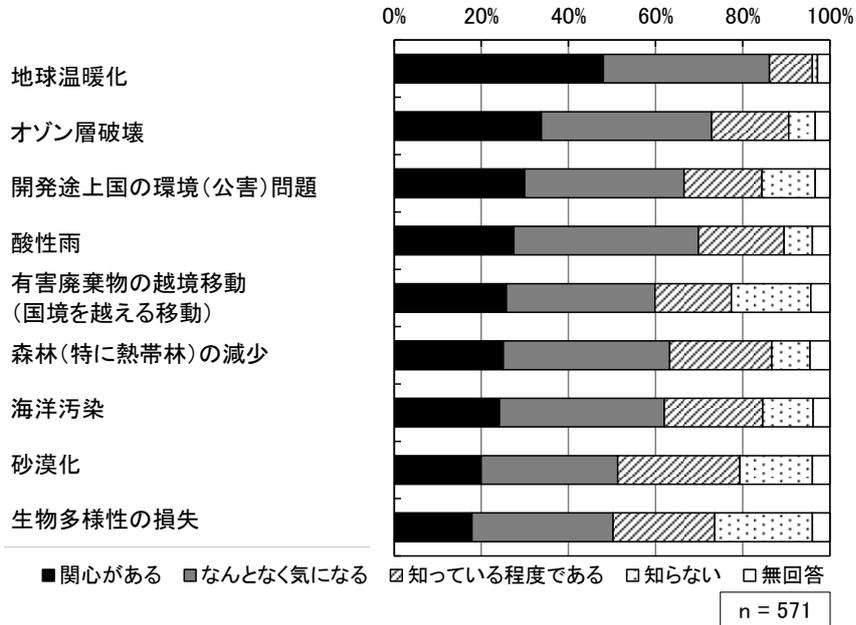
問 4 現在の井原市の環境を、昔（10年前）の環境と比べて、どう思いますか？
各項目について、1～5のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。



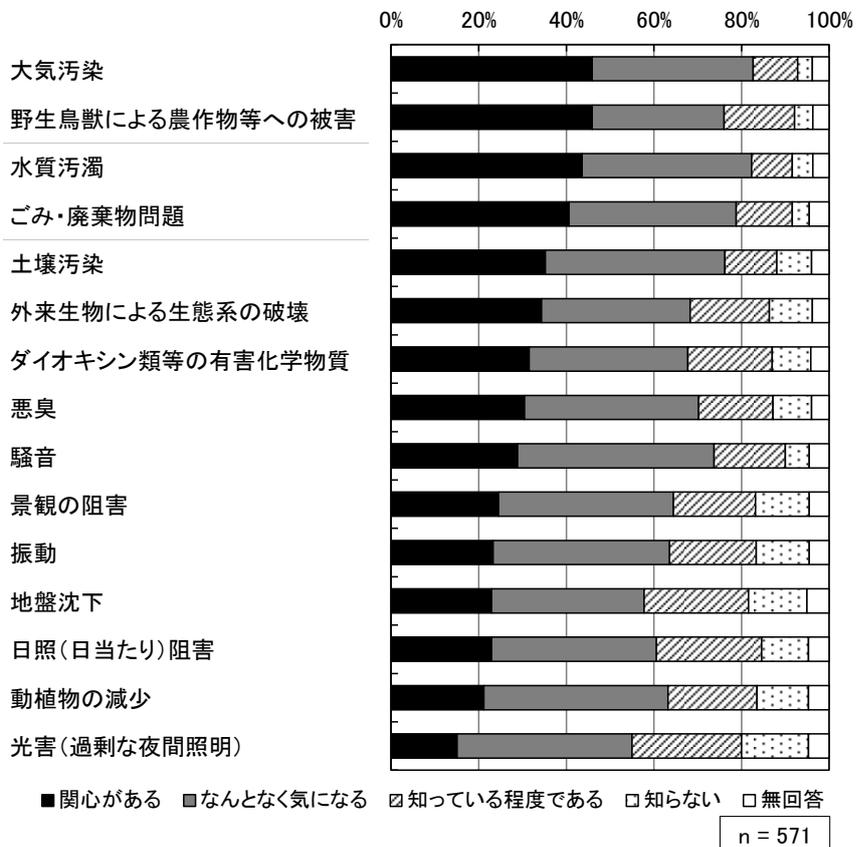
関心のある環境問題について

問 5 次にあげる環境問題について、どの程度関心がありますか？
各項目について、1~4のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

<地球環境問題>

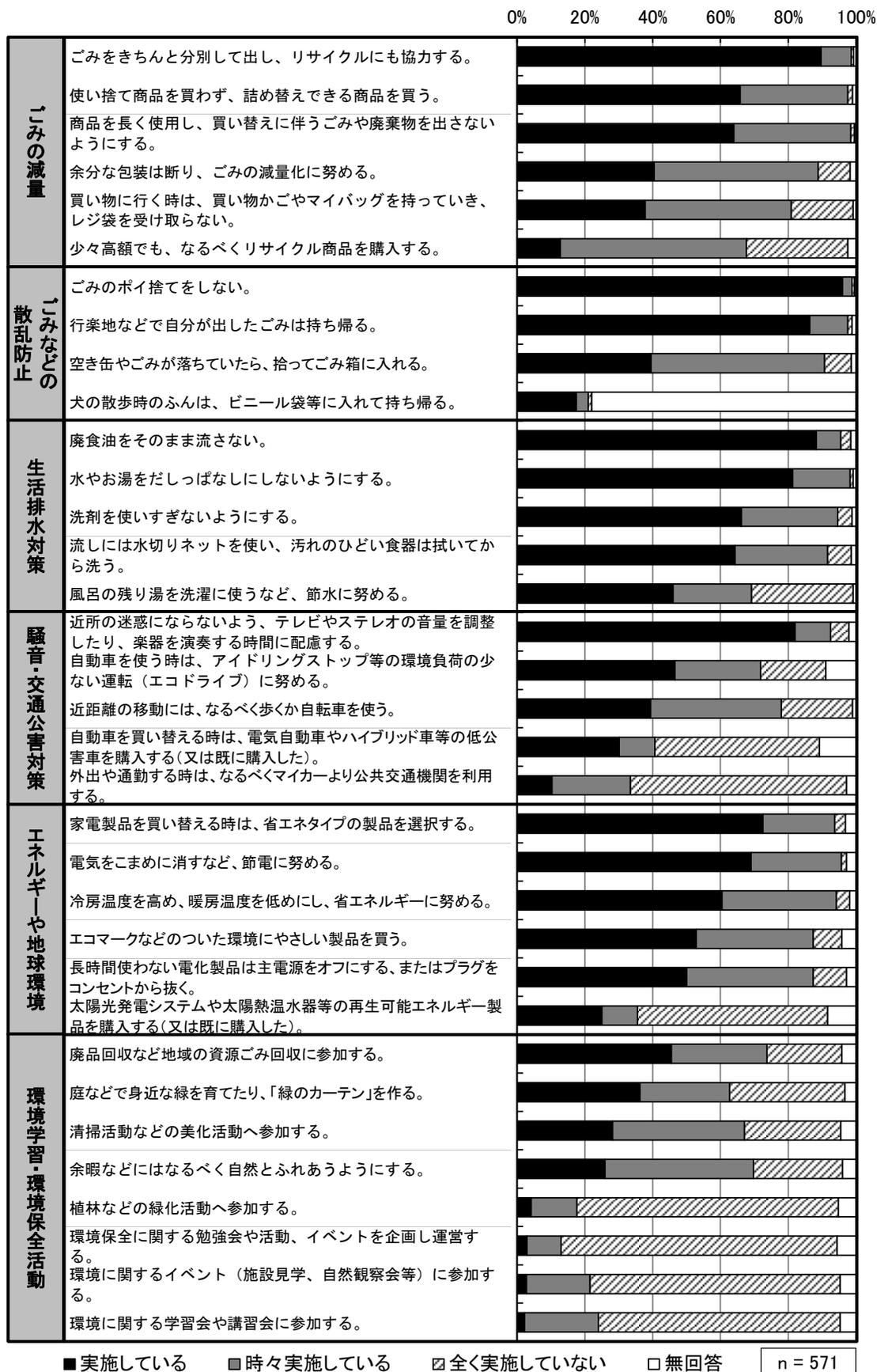


<身近な環境問題>

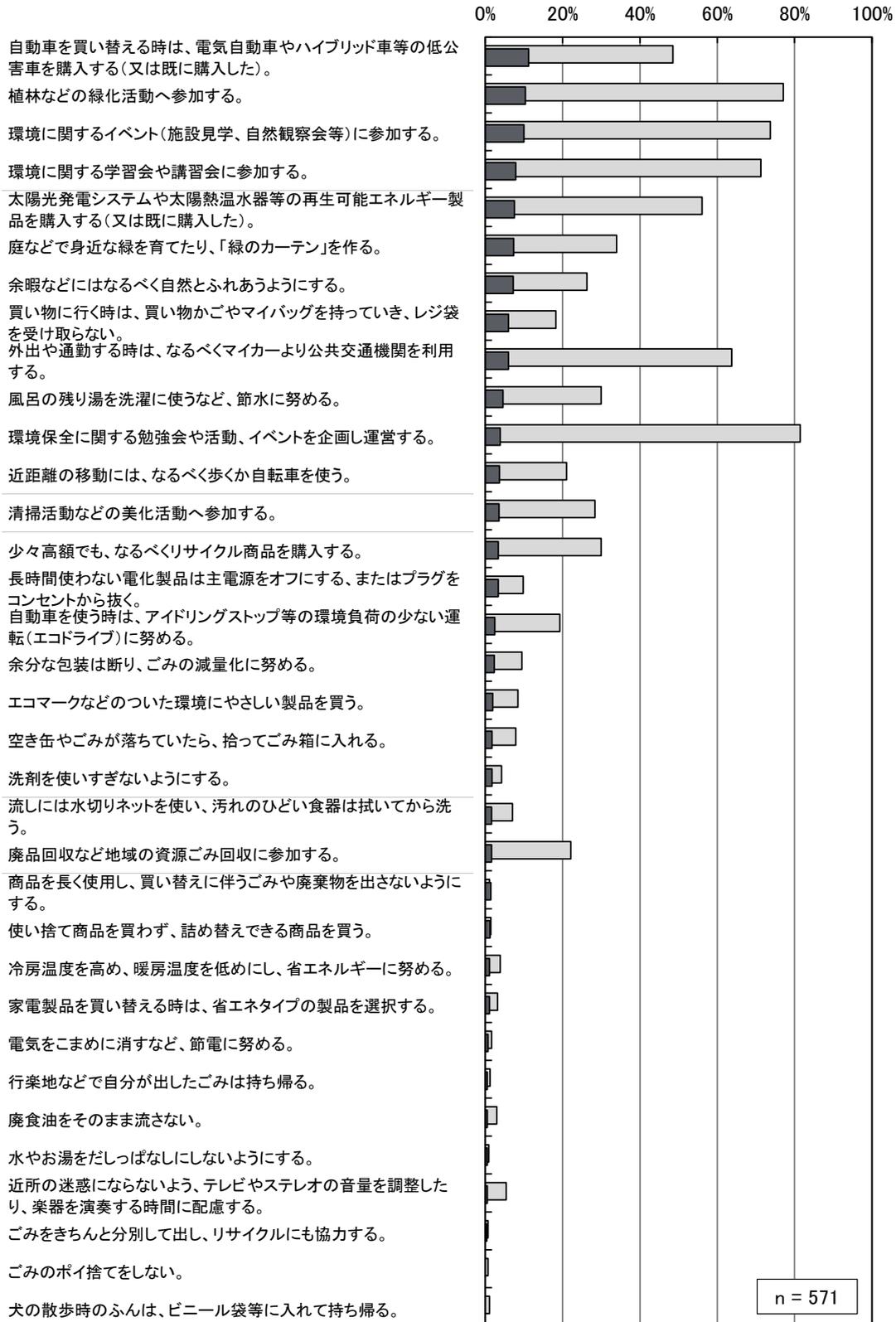


環境保全（良好な環境を守る）に向けた行動について

問6 あなたやあなたの家では、日ごろ、次のような行動をどの程度実施していますか？
各項目について、1～3のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

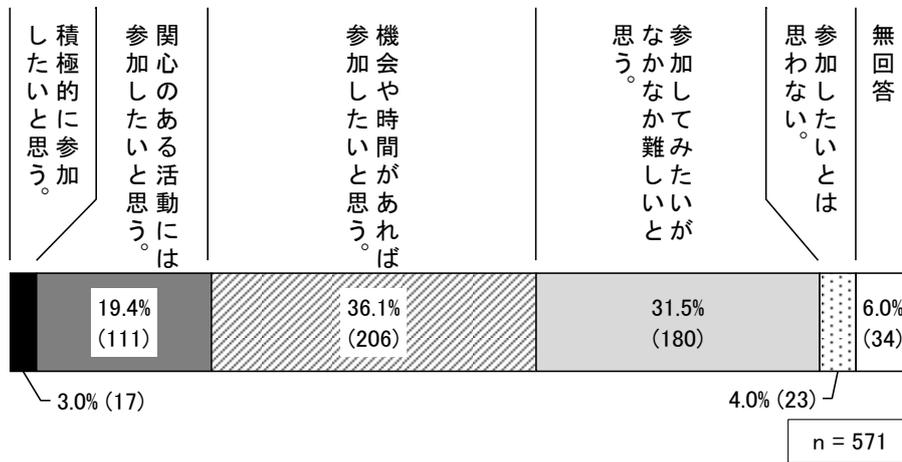


問7 前問（問6）で「3. 全く実施していない」と答えた行動のうち、今後は実施していきたいと思うものがありますか？
5つまで選び、下にその行動の番号(1)～(34)を記入してください。
 (5つ全部記入しなくても結構です。)



■問6 実施していない ■問7 今後は行っていきたい

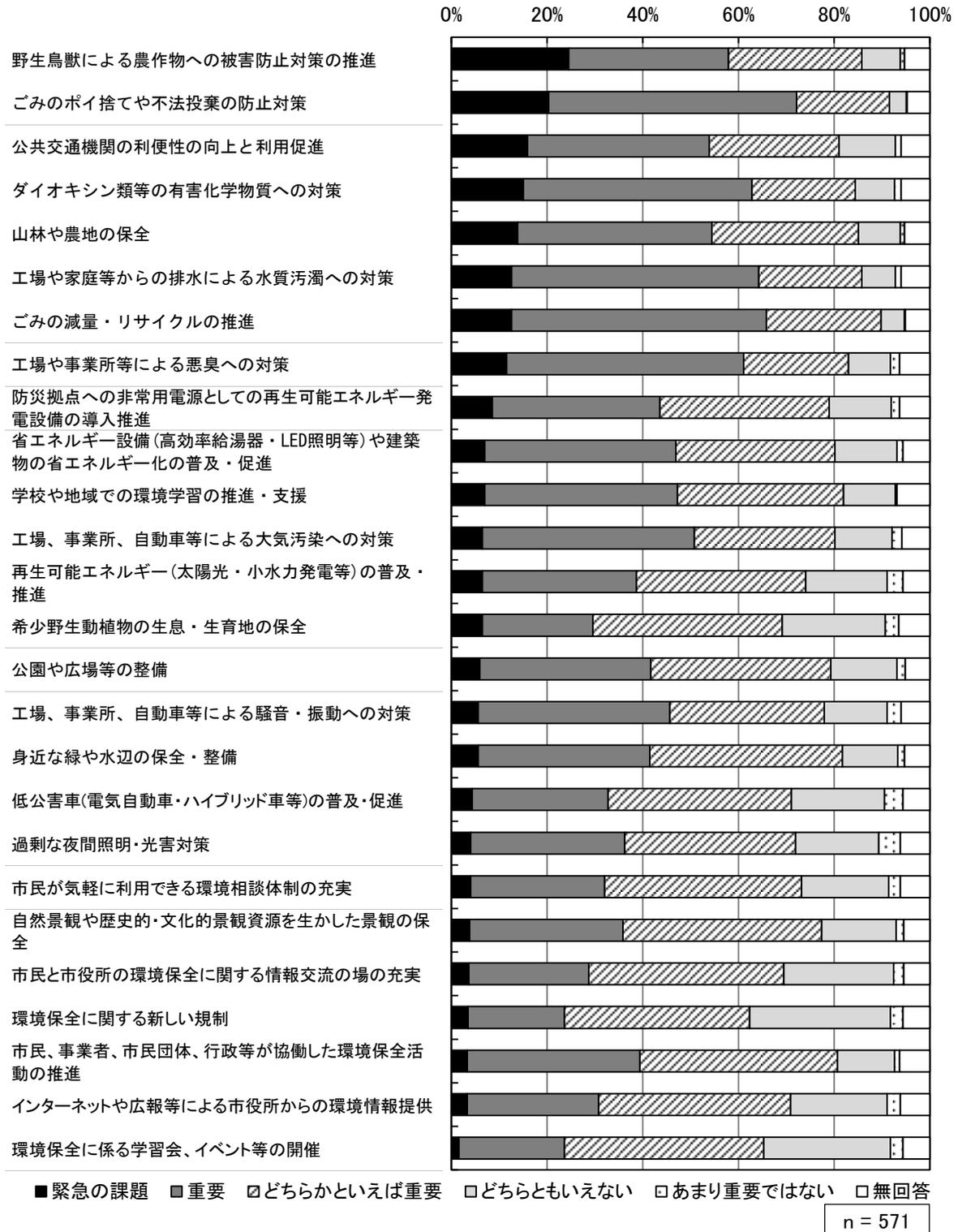
問 8 今後、より良い環境づくりを推進していくためには、市民、事業者、市民団体、行政などが協働して、環境保全に係る各種活動を推進していくことが一層重要になってきますが、それについてどう思いますか？
あてはまる番号1つに○をつけてください。



市役所の取組について

問9 今後、より良い環境を目指して活動をしていく中で、市役所の取組として何が重要だと思いますか？

各項目について、1～5のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。



将来の井原市について

問 10 「井原市環境基本計画」（現行計画：平成 18 年～27 年度）では、市の環境の目標とする姿「目指す環境像」を「**美しい自然と歩むまち 歴史・文化の薫るまち 井原 ～みんな目指す環境にやさしい社会～**」と定めています。

今回、環境基本計画の見直しに当たり、あなたがこの「目指す環境像」を見直すとすれば、どのようなキャッチフレーズにしたいですか。ご意見やご提案があればお聞かせください。

【提案されたキャッチフレーズに含まれる主なキーワード】

番号	内容	件数
1	自然（緑、水、花、空気）	30
2	住みよい	14
3	星空	11
4	きれいなまち、ごみのないまち	10
5	安全・安心	6
6	未来へつなぐ、未来へ残す	6
7	お年寄、子供が安心できるまち	6

問 11 井原市の環境保全に関するご意見や市役所への要望等がありましたら、ご自由にお書きください。

【主な自由意見】

番号	内容	件数
1	河川や道路脇の草や木の手入れ	22
2	公共交通機関・道路の整備	18
3	まちの美観（ポイ捨ての防止等）	16
4	ごみの分別・収集への意見や要望	16
5	耕作放棄地対策	12
6	公園等の整備・充実	11
7	野生鳥獣被害対策	11
8	悪臭（野焼きを含む。）対策	9
9	河川の整備	8
10	まちの活性化	7

2 中学生アンケート

(1) 調査の概要

調査対象：市内全中学校の中学2年生

調査方法：学校を通じて配布

調査票配布日：平成27年7月6日

配布数：382通

回収数：370通(回収率96.9%)

(2) グラフの見方

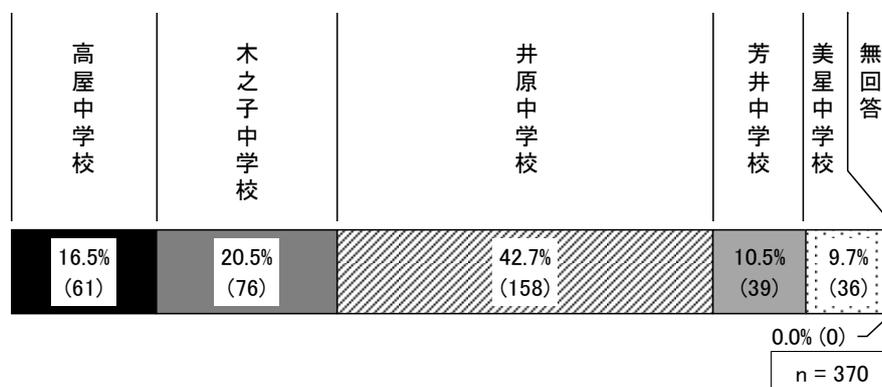
- ・グラフ中のnは各設問の全回答者数、()内の数字は各選択肢の回答者数を示します。
- ・端数処理のため、合計が100%とならない場合があります。
- ・複数回答の設問については、合計が100%を超える場合があります。

(3) 調査結果

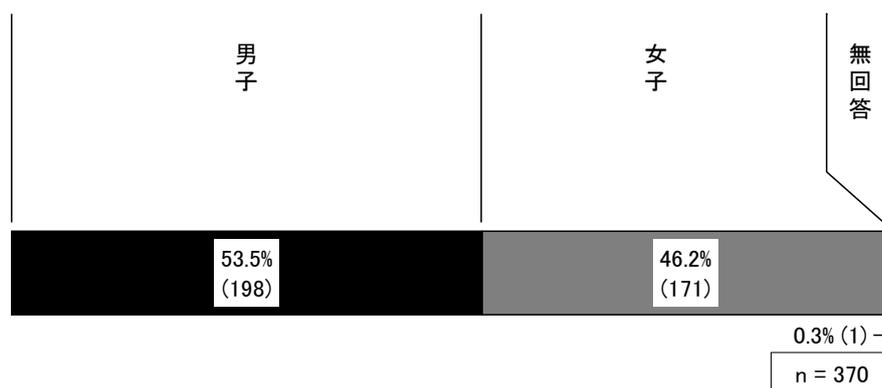
あなたのことについて

問1 各項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

① あなたが通っている中学校

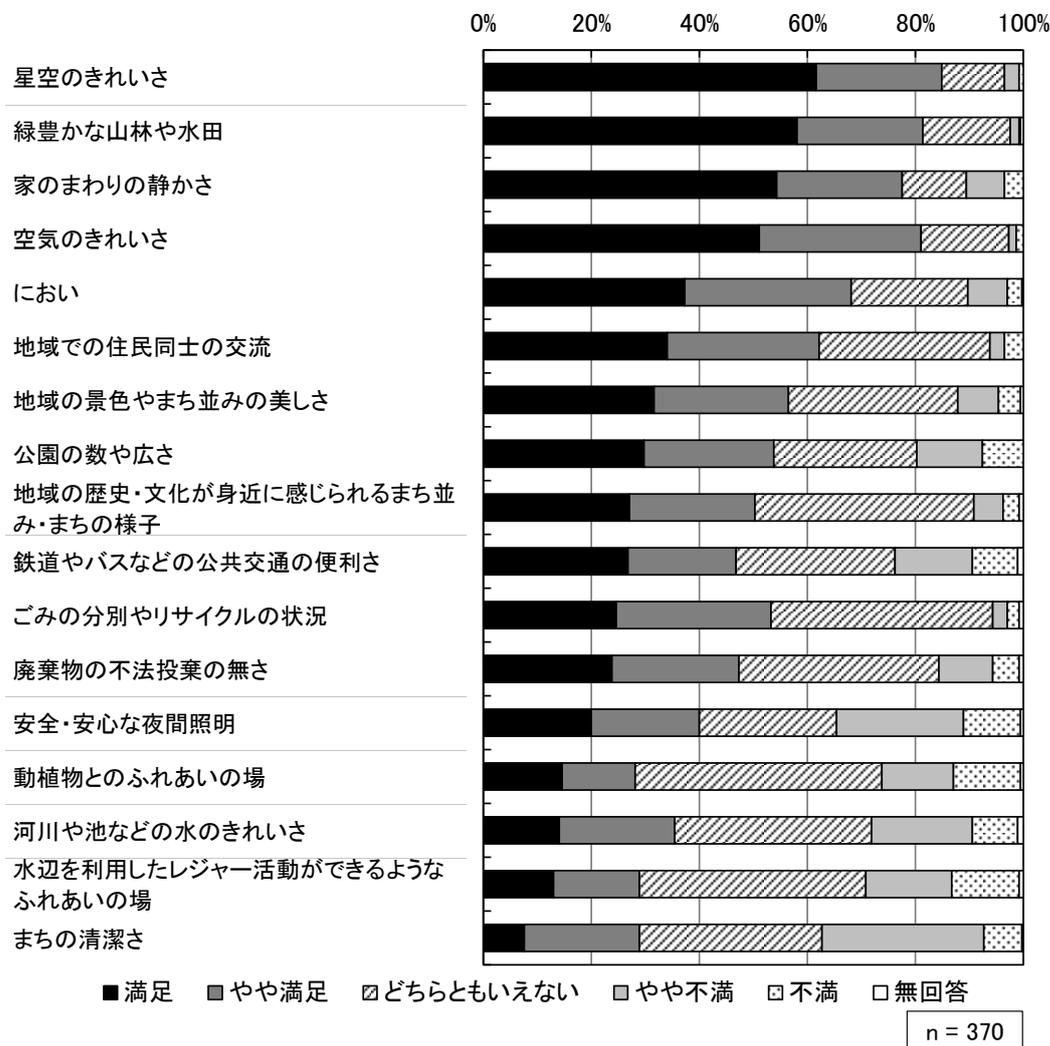


② あなたの性別



現在の環境について

問2 あなたの住んでいる地域を中心とした環境について、どう思いますか？
各項目について、1～5のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。



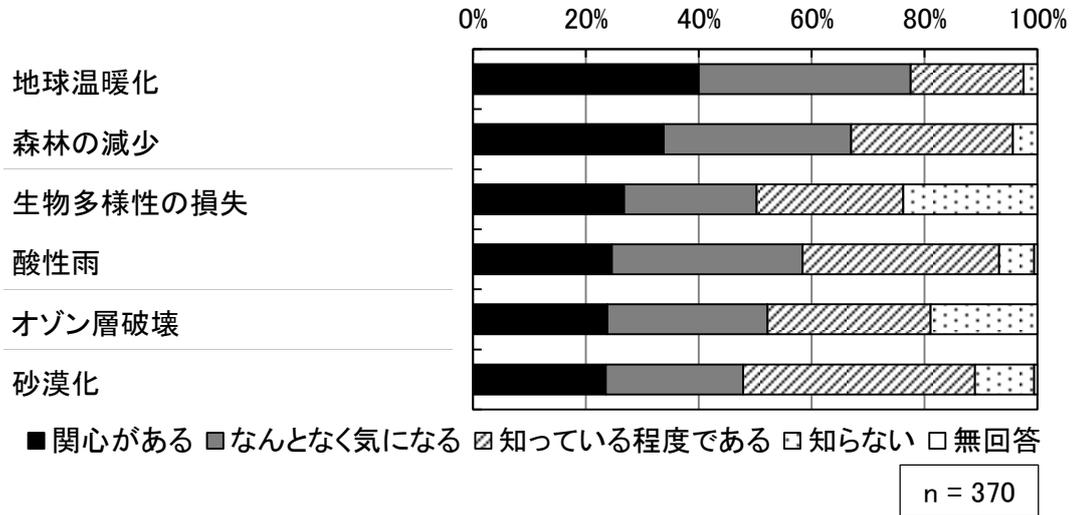
問3 井原市で、将来も残したい、大切にしたい自然や歴史的建物・文化財がありましたら、それらの名称や場所を記入してください（複数可）。

自然	件数	歴史的建造物・文化財	件数
小田川	78	田中美術館・田中苑	34
天神峡	26	土曜夜市・夜店	28
高屋川	10	夏祭り	23
山	10	井原納涼花火大会	18
大仙山	6	天の川まつり	15

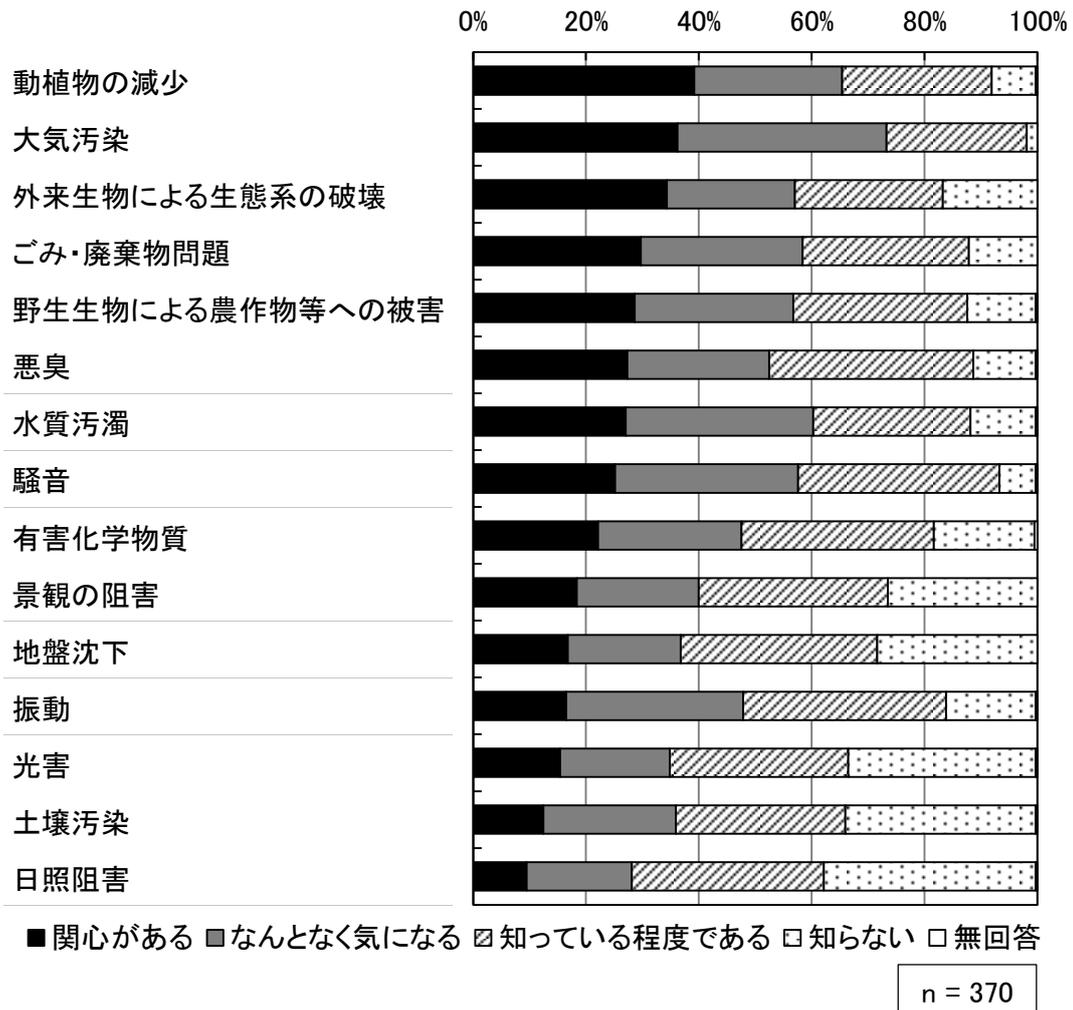
関心のある環境問題について

問 4 次にあげる環境問題について、どの程度関心がありますか？
 各項目について、1~4のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

<地球環境問題>

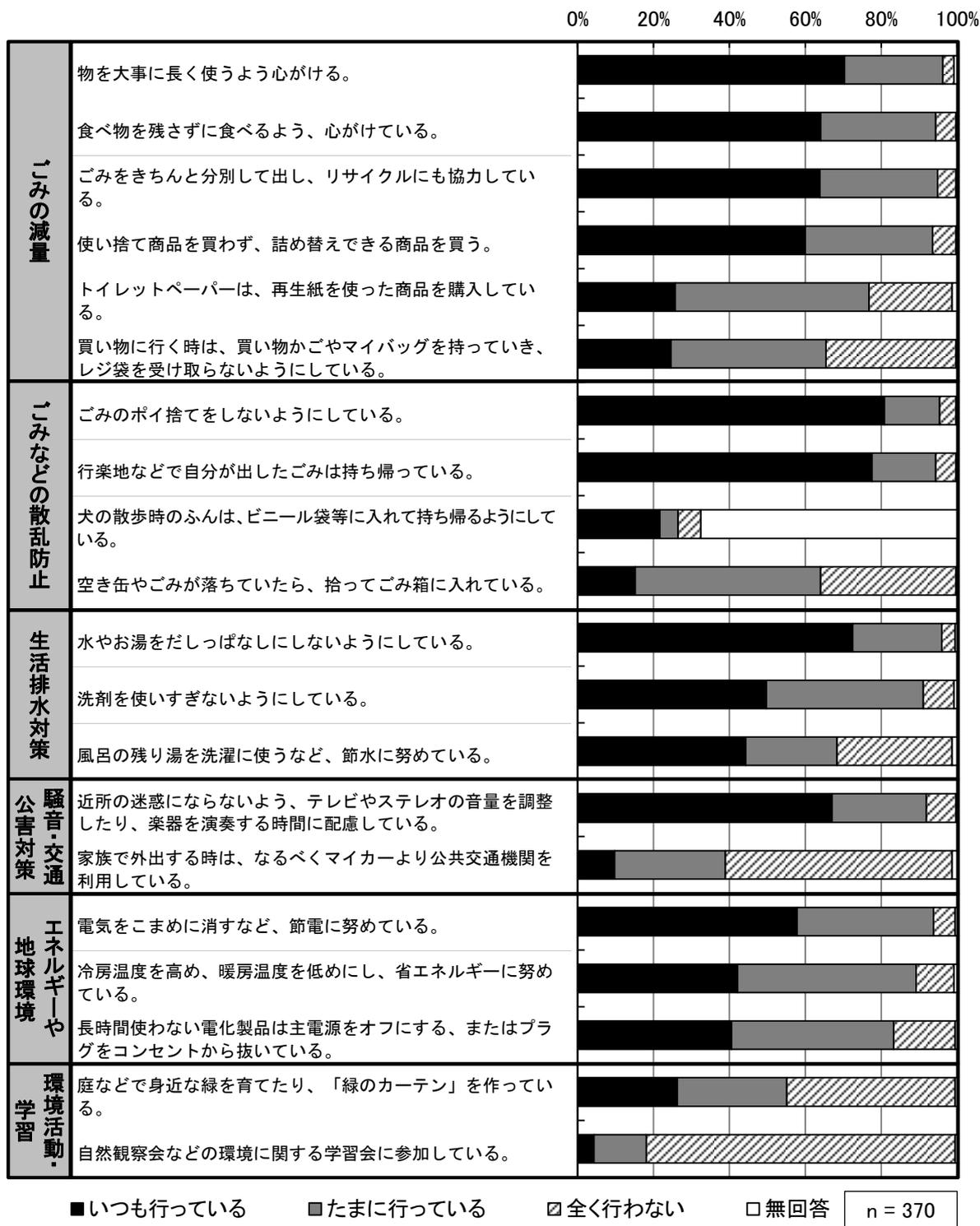


<身近な環境問題>

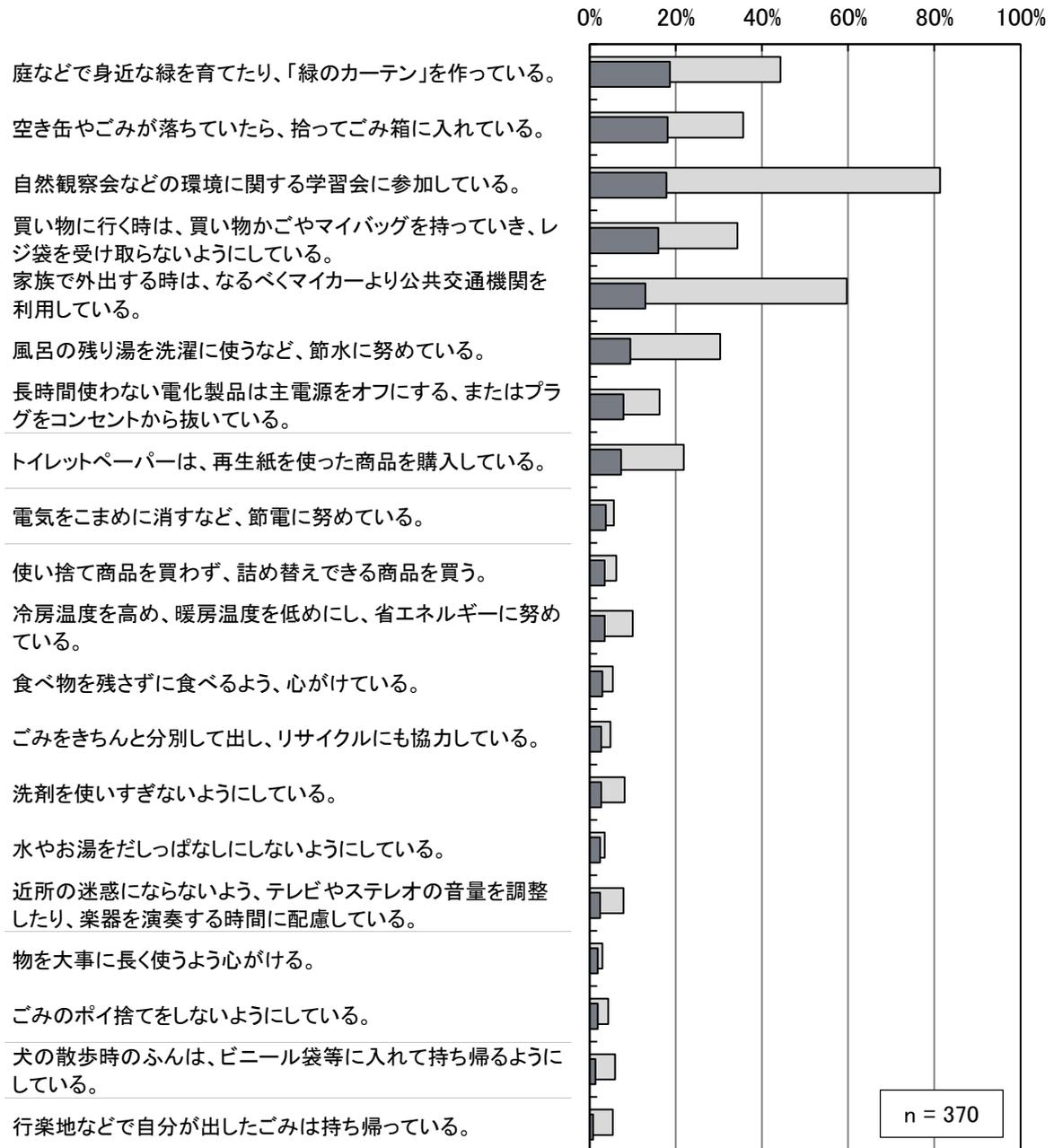


環境保全（良好な環境を守る）に向けた行動について

問5 あなたやあなたの家では、日ごろ、次のような行動をどの程度行っていますか？
各項目について、1～3のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

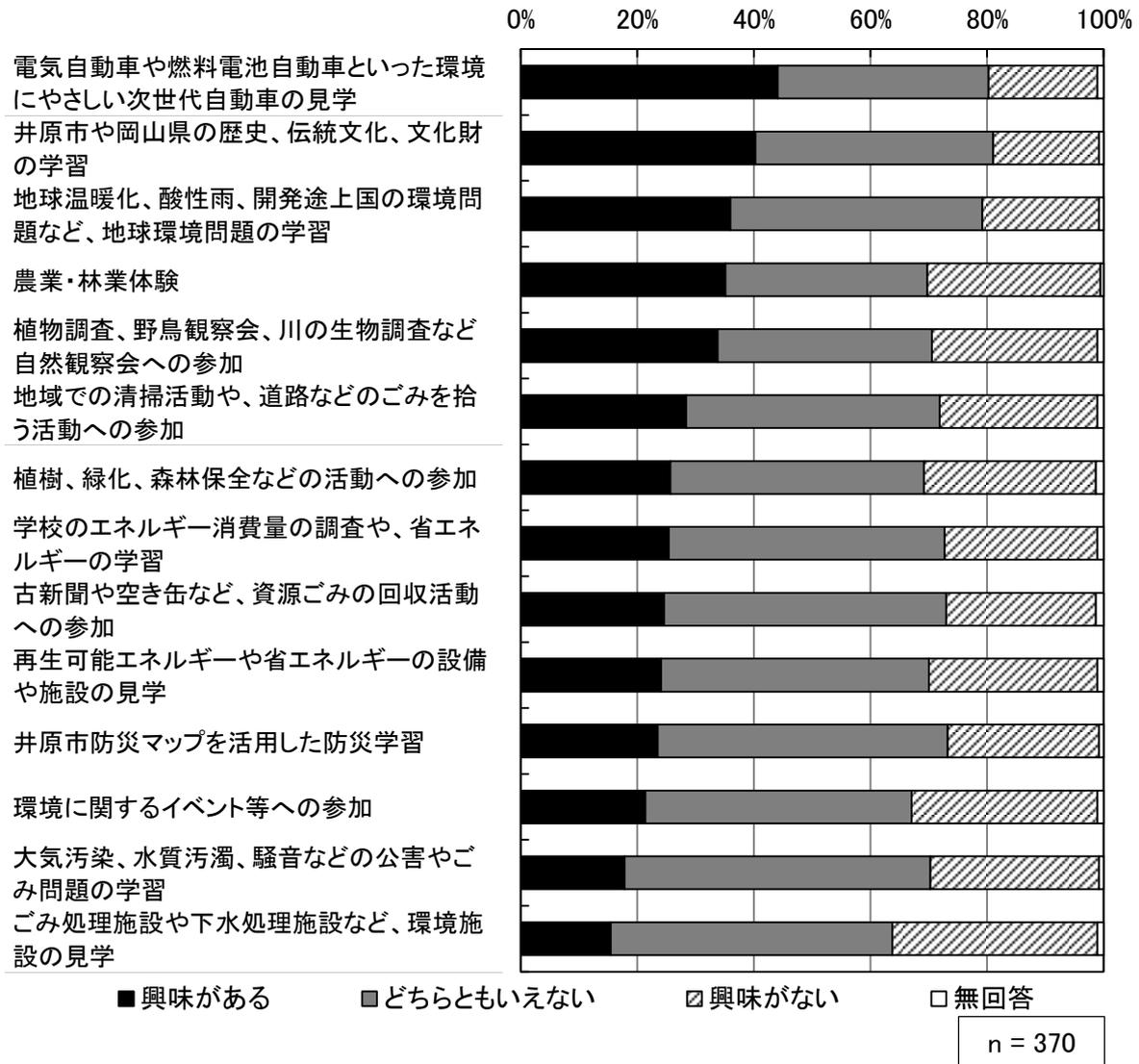


問6 前問（問5）で「3. 全くしていない」と答えた行動のうち、今後は行っていきたいと思うものはありますか？
 5つまで選び、下にその行動の番号(1)～(20)を記入してください。
 (5つ全部記入しなくても結構です。)



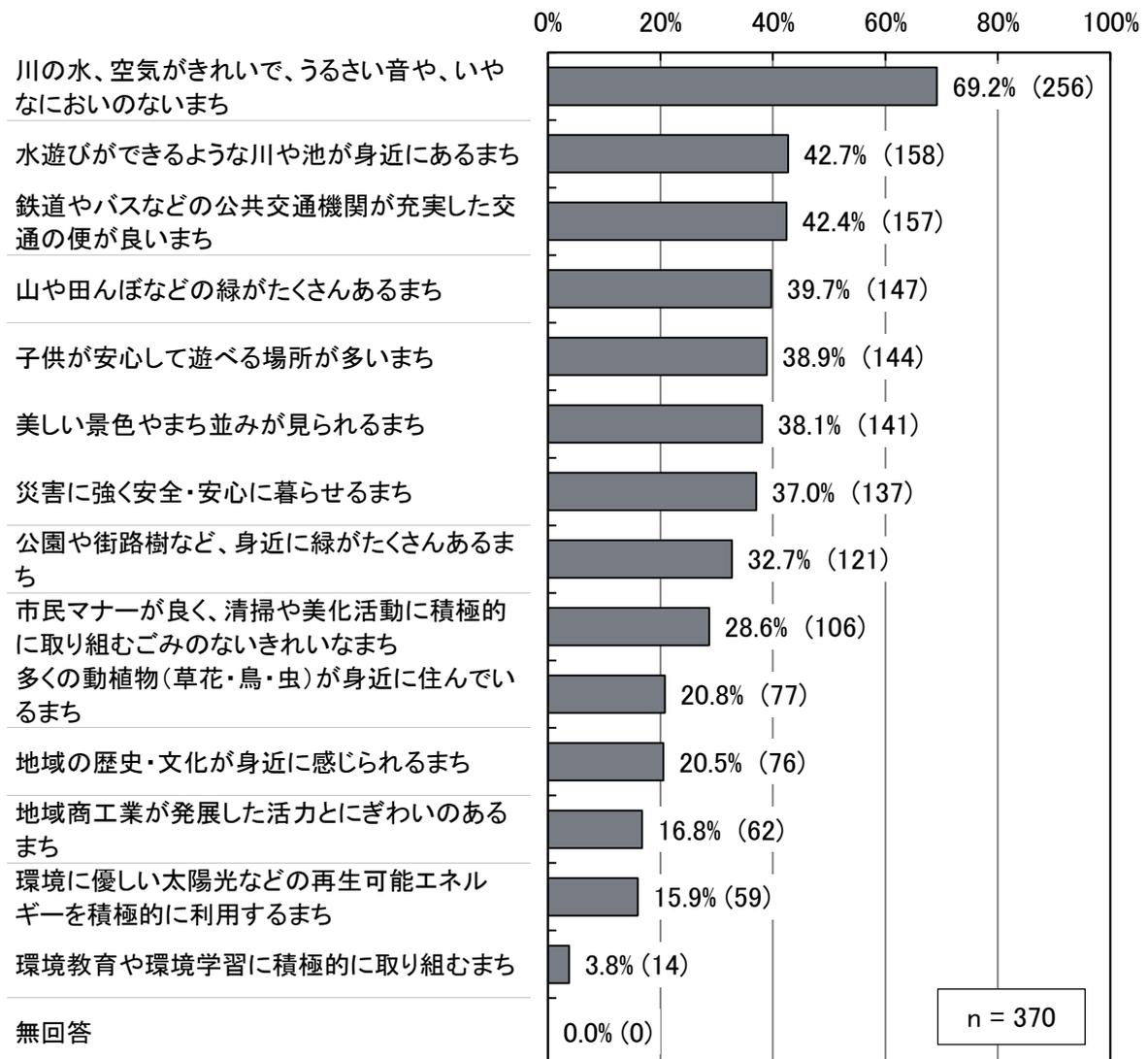
□問5 実施していない ■問6 今後は行っていきたい

問7 学校生活の中で以下の学習や活動を行うとした場合、どの項目に興味がありますか？各項目について、1~3のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。



将来の井原市について

問 8 将来井原市は、どのようなまちになったら良いと思いますか？
 あてはまる番号に○をつけてください。(○は5つまで)



問 9 井原市の環境を良くしていくために、市役所にどんなことをしてほしいですか？
自由に記入してください。

【主な自由意見】

番号	内容	件数
1	公共交通機関・道路の整備	22
2	まちの美観（ポイ捨ての防止等）	22
3	まちの活性化	20
4	公園等の遊び場の充実	20
5	まちの清掃活動	19
6	緑化活動	17
7	河川の整備	16
8	街灯の設置	15
9	安全・安心なまちづくり	11
10	河川や道路脇の草や木の手入れ	9

3 事業所アンケート

(1) 調査の概要

調査対象：市内の事業所

抽出方法：産業別に事業所比率を踏まえて抽出

調査方法：郵送

調査実施日：平成 27 年 7 月 10 日発送、平成 27 年 8 月 10 日締切

※平成 27 年 9 月 8 日まで回収

配布数：98 通

回収数：68 通(回収率 69.4%)

(2) グラフの見方

- ・グラフ中のnは各設問の全回答事業所数、()内の数字は各選択肢の回答事業所数を示します。
- ・端数処理のため、合計が 100% とならない場合があります。
- ・複数回答の設問については、合計が 100% を超える場合があります。

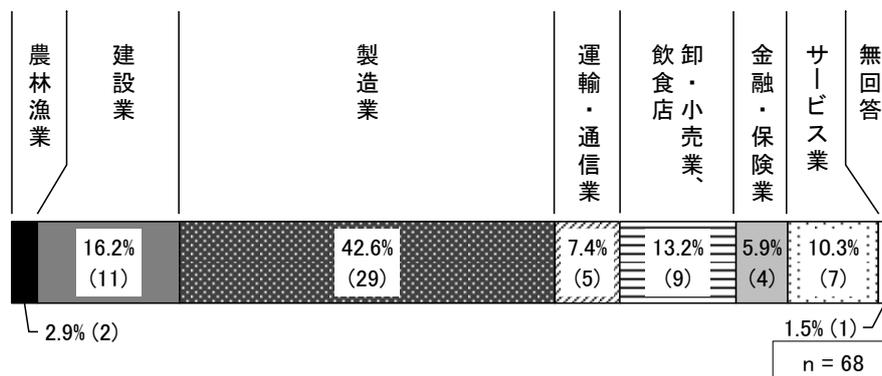
(3) 調査結果

貴事業所について

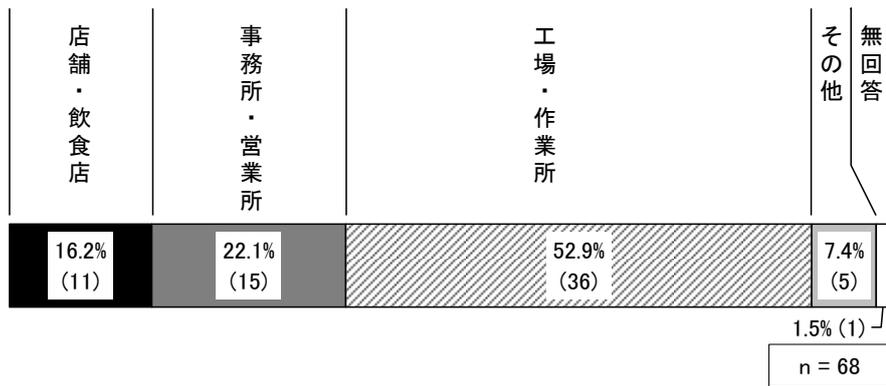
問 1 各項目について、あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

アンケート調査票が送付された事業所のみが対象で、他所にある支社等は対象外です。

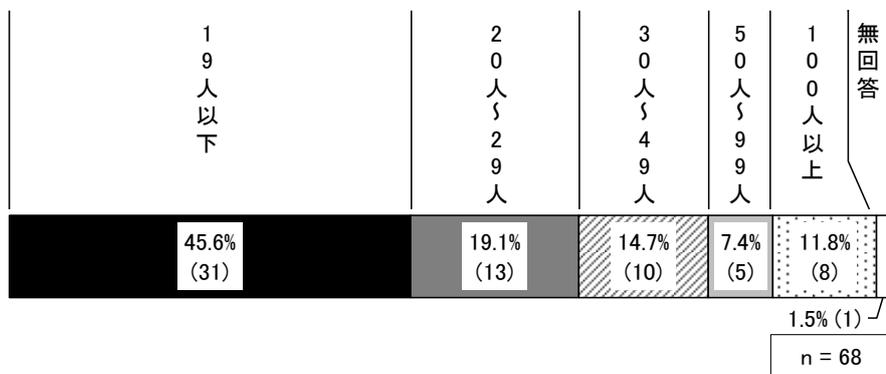
① 業種



② 業務形態

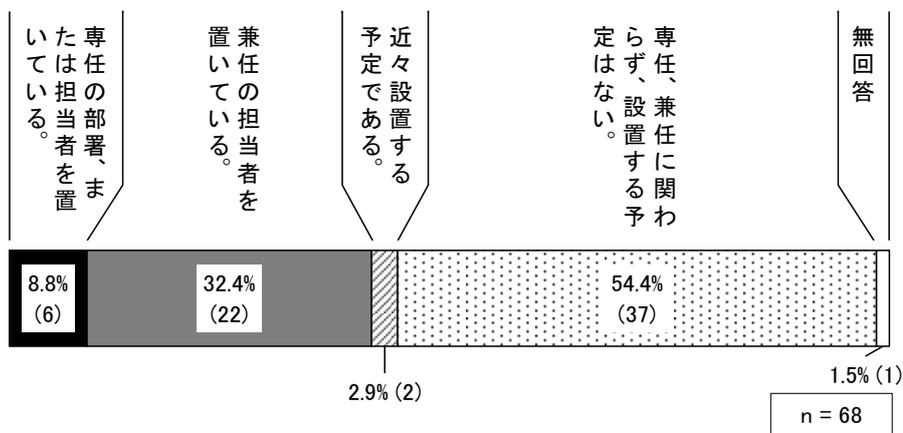


③ 従業員数

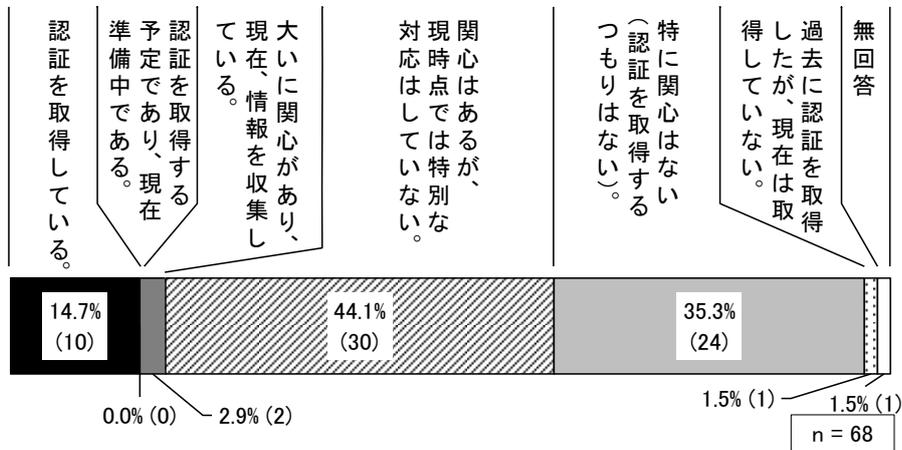


貴事業所の環境保全への取組について

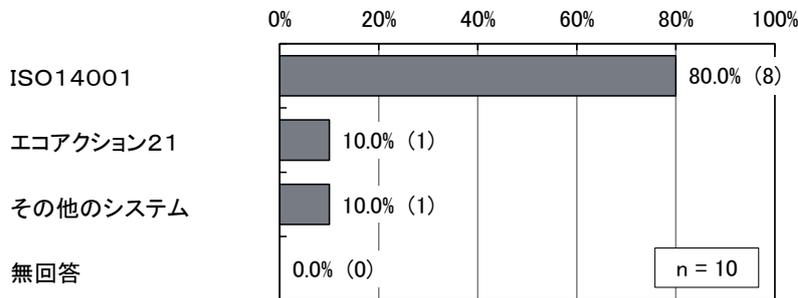
問2 貴事業所では、環境関連の業務や作業を取り扱う部署を設置されていますか？
あてはまる番号1つに○をつけてください。



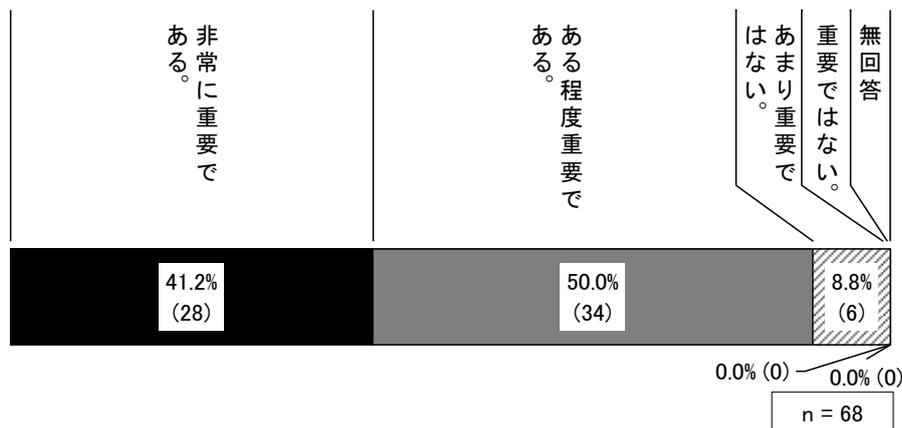
問3 環境マネジメントシステム（ISO14001 やエコアクション 21 等）について、貴事業所はどのように取り組まれていますか？
 あてはまる番号1つに○をつけてください。



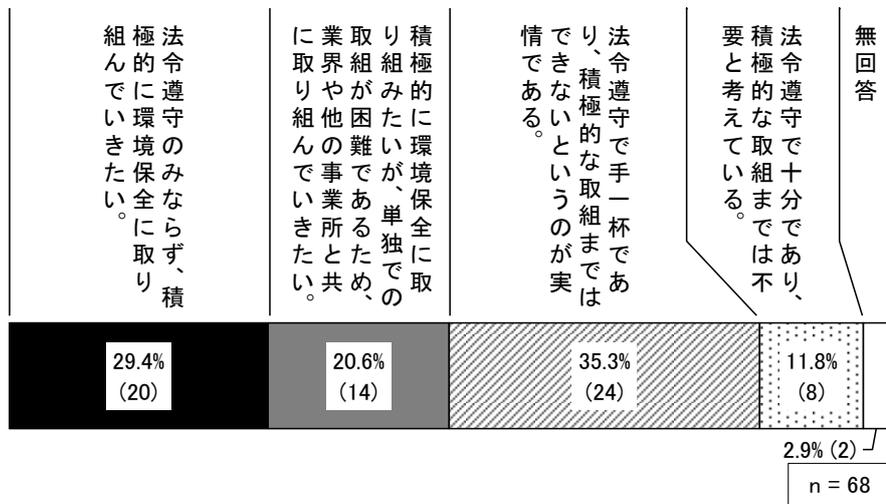
問4 問3で「1. 認証を取得している。」に○をつけた事業所の方にお聞きします。
 貴事業所で取り組まれている環境マネジメントシステムは何ですか？
 あてはまる番号すべてに○をつけてください。



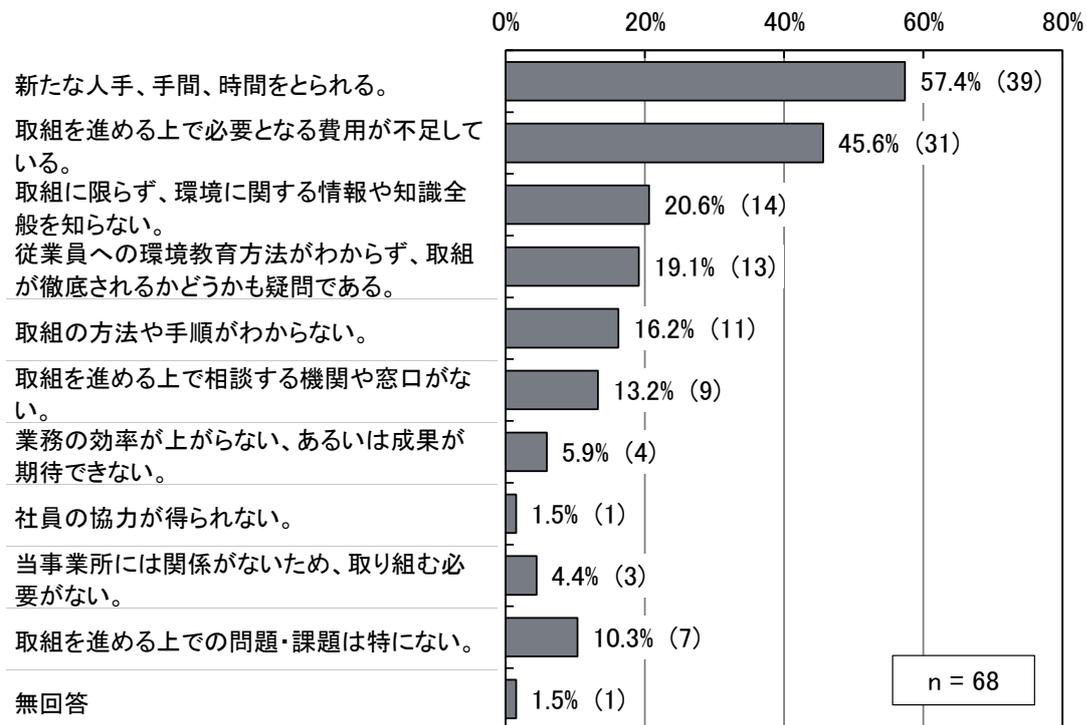
問5 貴事業所にとって、環境対策へ取り組むことの重要性（経営面、社会責任面、環境保全面）についてどうお考えですか？
 あてはまる番号1つに○をつけてください。



問 6 環境保全に向けた取組に当たり、貴事業所のお考えに最も近いものはどれですか？
 あてはまる番号1つに○をつけてください。

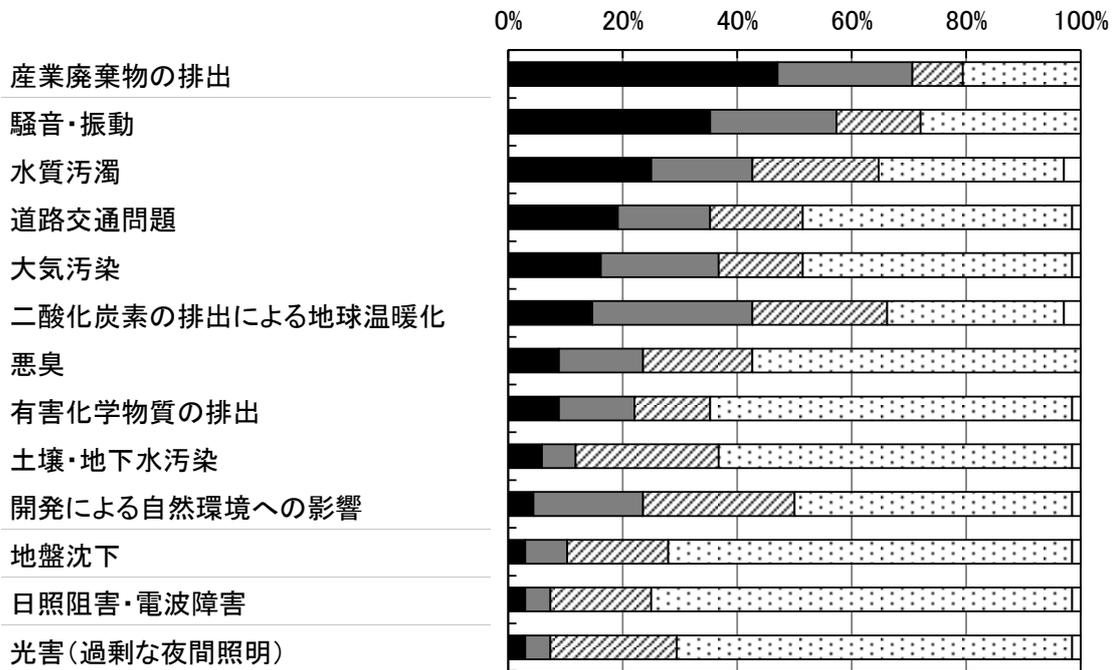


問 7 環境保全に向けた取組を進める上で問題・課題になることで、貴事業所のお考えに近いものはどれですか？
 あてはまる番号すべてに○をつけてください。



環境問題について

問 8 貴事業所の事業活動と、次の環境問題との関連性についてどうお考えですか？
各項目について、1~4のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

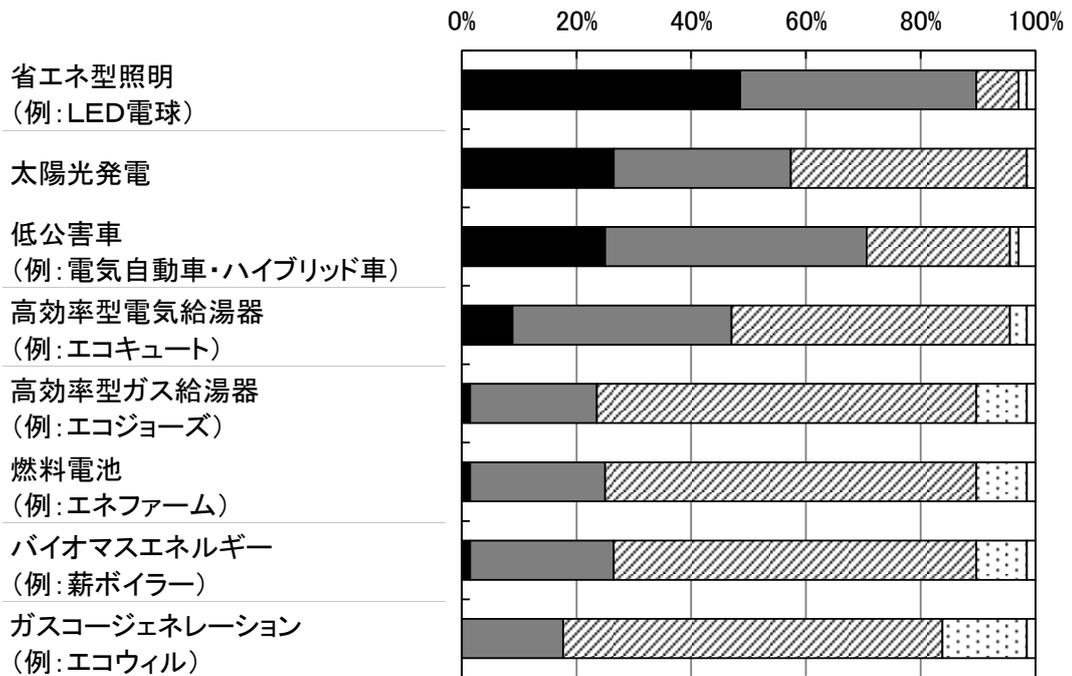


■ 関連がある ■ 少しは関連がある ▨ どちらともいえない □ 自社とは関連がない □ 無回答

n = 68

エネルギー利用について

問 9 貴事務所では、再生可能エネルギー、省エネルギー機器を利用していますか？
各項目について、1~4のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。



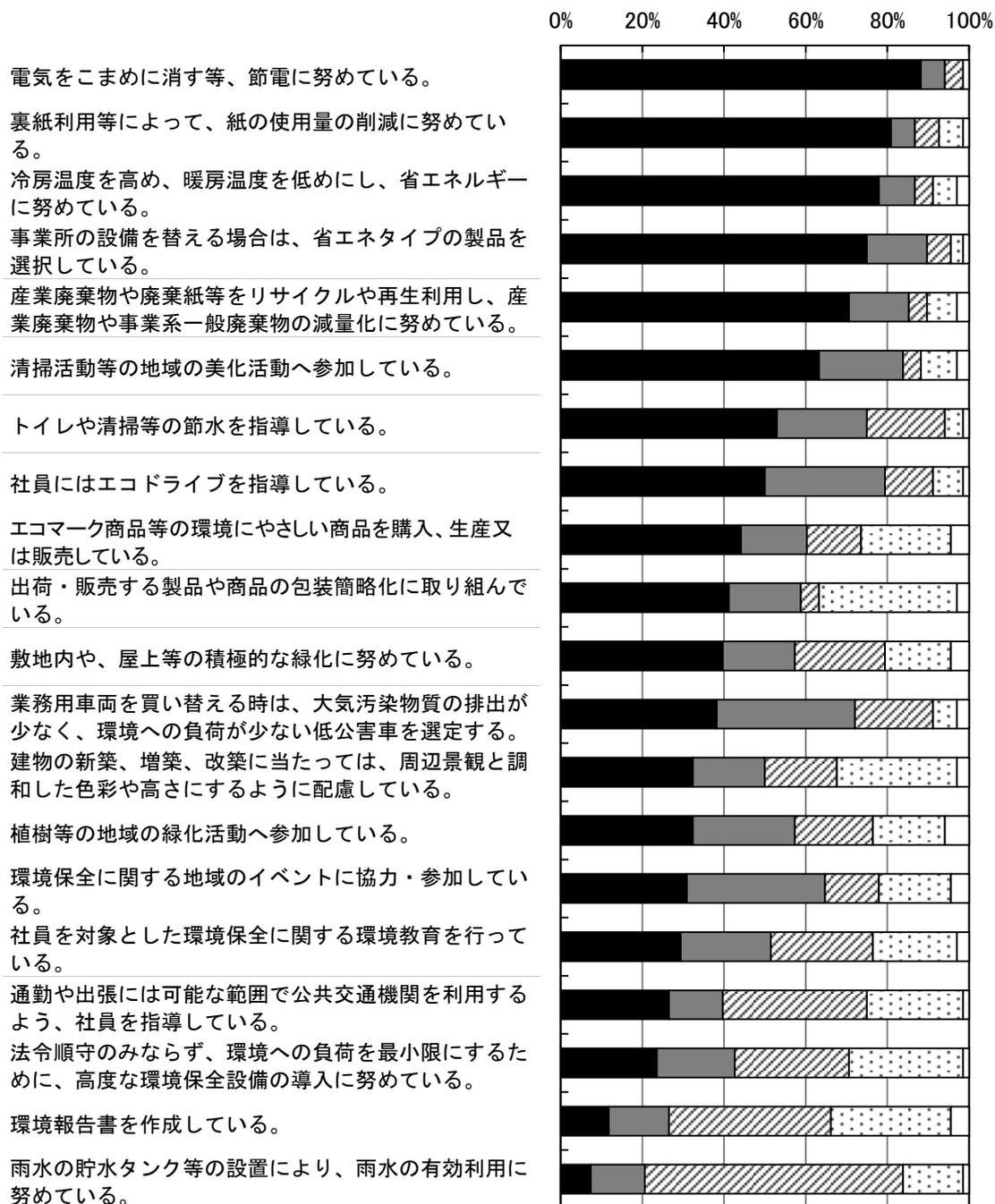
■ 導入している ■ 導入していないが、関心はある ▨ 導入する考えはない □ 知らない □ 無回答

n = 68

環境保全に向けた行動について

問 10 貴事業所では、次にあげる環境保全に向けた行動についてどの程度取り組まれていますか？

各項目について、1~4のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

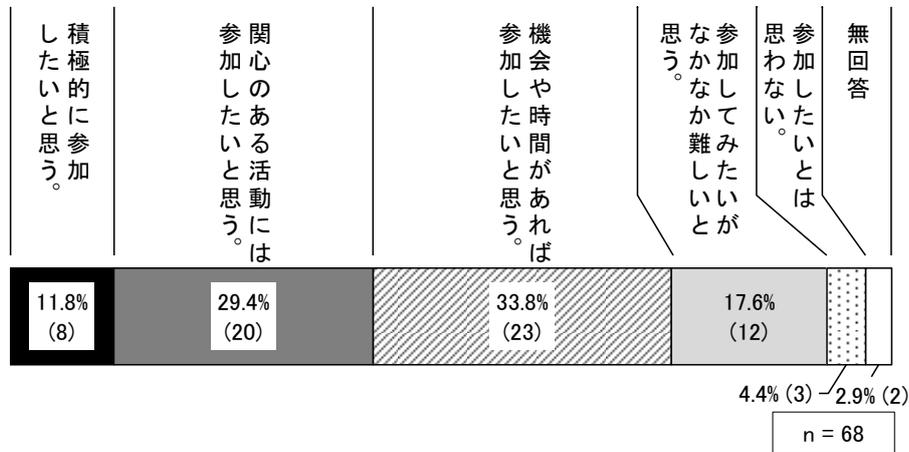


- 取り組んでいる
- ▨ 取り組む予定はない
- 無回答

- ▨ 取り組んでいないが、取り組む予定がある。
- 当事業所の事業とは関係がない

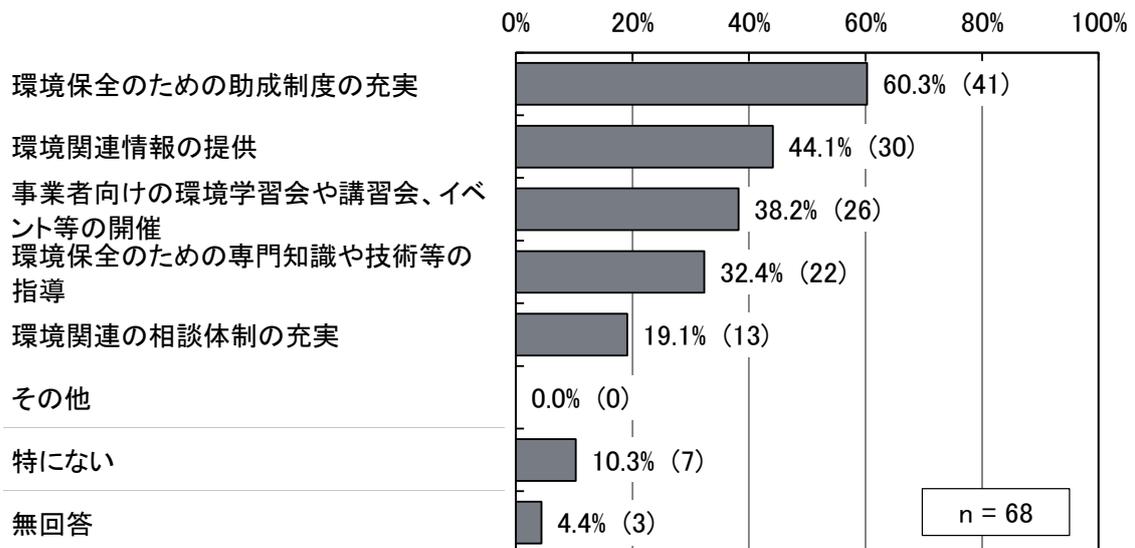
n = 68

問 11 今後、より良い環境づくりを推進していくためには、市民、事業者、市民団体、行政等が協働して、環境保全に係る各種活動を推進していくことが一層重要になってきますが、それについてどう思いますか？
 あてはまる番号1つに○をつけてください。



市役所の取組について

問 12 貴事業所の環境保全に向けた取組を進める上で、行政にどのようなことを望みますか？あてはまる番号すべてに○をつけてください。



問 13 環境問題や市役所の環境施策に関する、ご意見・ご要望等がありましたら、自由にお書きください。

【主な自由意見】

番号	内容	件数
1	家庭での野焼きの取り締まり	2
2	下水道整備	1
3	環境教育の推進	1
4	環境保全に関する情報の提供	1

資料6 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、以下のとおり定められています。また、ダイオキシン類についての環境基準が定められており、大気、水、土壌を併せて後ほど記載します。

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オキシ ダント (O _x)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があり、前者はすべての公共用水域に基準値が適用されます。後者は水域ごとに類型が指定された上で基準値が適用されます。また、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）及び海域の別に設定されています。ここでは、井原市の地域特性を勘案して河川の基準値を掲載します。

なお、ダイオキシン類については、大気、水、土壌を併せて、後ほど記載します。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L以上	—

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄化操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

4 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準には、「一般地域」、「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」にそれぞれ適用される基準値があり、その場所の用途地域の指定状況に応じた基準値が適用されます。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合には道路端から15mの範囲、3車線以上の場合には道路端から20mの範囲を指します。

なお、環境基準値は「等価騒音レベル（Leq：変動騒音を、ある一定時間のエネルギー的な平均値として表した騒音レベル）」としての値で、「デシベル」は「dB」とも表示されます。

ア) 一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B		
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

イ) 道路に面する地域

地域の類型	車線	基準値	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A	2車線以上	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	2車線以上	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	1車線以上		

- 〔注〕 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

なお、道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用する。

	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
基準値	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

5 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

媒体	大気	水質及び水底の底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	水質：1pg-TEQ/L以下 底質：150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下
備考	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

資料7 環境用語の解説

	用語	解説
あ	ISO14001	ISO（国際標準化機構、International Organization for Standardization）の環境マネジメントシステム規格。Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Act（改善）といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。
	アイドリングストップ	自動車は停止しているときでも排出ガスが出るため、駐停車中はエンジンをできるだけ止めること。大気汚染、騒音及び地球温暖化を防止する観点から、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で規制する等対策が推進されている。
い	硫黄酸化物(SO _x)	石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO ₂)、三酸化硫黄(SO ₃)、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、酸性雨の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき環境基準が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、更に総量規制も実施している。
	一酸化炭素(CO)	炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、主な排出源は自動車である。血液中のヘモグロビンと結合する性質が強く、酸素を運搬する機能を阻害するため、頭痛、耳鳴り、吐き気等を引き起こす。濃度が高いと生命が危険となる。
	一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
え	HFC(エイチエフシー)	ハイドロフルオロカーボンの略称。代表的な代替フロンであり、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして使用されている。水素、フッ素及び炭素からなる物質で、塩素を含まないためオゾン層を破壊することはないが、強い温室効果ガスであるため京都議定書による排出削減対象物質となっている。
	HCFC(エイチシーエフシー)	ハイドロクロロフルオロカーボンの略称。水素、塩素、フッ素及び炭素からなる物質で、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されている。CFCほど強力ではないがオゾン層破壊物質であるため、先進国では、モントリオール議定書に基づき平成31年末までに新たな生産等を全廃することが定められている。また、強い温室効果ガスでもある。
	エコアクション21	ISO14001規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも取り組みやすい環境マネジメントシステム。
	エコマーク	消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。(公財)日本環境協会が審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。
お	岡山県エコ製品	県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成14年10月から募集を開始した。

	用語	解説
お	オゾン層	成層圏に存在するオゾン(O ₃)の層。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などは、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解されて塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害などの悪影響を及ぼす。
	温室効果ガス	太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。人間活動の活発化に伴い温室効果ガスの濃度が上昇しており、地球の温暖化が懸念されている。「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 27 年 4 月一部改正)で、温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 物質が定められている。
か	化石燃料	石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。 現在、人間活動に必要なエネルギーの約 85%は化石燃料から得ている。化石燃料は、輸送や貯蔵が容易であることや大量のエネルギーが取り出せることなどから使用量が急増している。 しかし、化石燃料の燃焼にともなって発生する硫酸化合物や窒素化合物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。
	合併処理浄化槽	生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。
	環境アセスメント (環境影響評価)	事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。
	環境基本法	環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成 5 年 11 月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。

	用語	解説
か	環境学習・環境教育	かつての産業型公害が一定の改善を見たにもかかわらず、都市・生活型公害や地球環境問題が顕在化してきた原因は、大量消費型となってしまった私たちの生活様式による面も大きい。こうした状況に対応するためには、従来の規制行政に加え、私たち一人ひとりが環境に配慮した生活や行動に心がけることが必要である。そのため、人間と環境との関わりについての学習、すなわち「環境学習・環境教育」の推進が重要となっている。
	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法や岡山県環境基本条例では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。
	環境マネジメントシステム(EMS)	企業等の事業組織が環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続。
	揮発性有機化合物(VOC)	沸点が低いため常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主なものにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどがある。揮発性有機化合物は、比重が水より重く、浸透力が強く、難分解性のため、地表に漏れ出した場合、土壌や地下水汚染を引き起こしやすい。一方、大気中に排出された場合、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成の原因となる。このため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で規制が行われており、特に大気汚染防止法では、平成 18 年 4 月から新たに規制が開始された。
き	京都議定書	地球温暖化防止に関する国際的取組を協議するため、平成 9 年 12 月日本が議長国となって京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)」において採択され、削減すべき温室効果ガスの種類(二酸化炭素など 6 種類)、削減数値目標(日本は 6%)や削減方策等が定められた。ロシアの批准により平成 17 年 2 月 16 日に発効した。
く	グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。製品やサービスの選択に当たっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により製造、販売されること、などを重視する必要がある。平成 12 年 5 月に「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」(通称:グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課され、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。

	用語	解説
こ	光化学オキシダント	工場や自動車から排出された炭化水素(揮発性有機化合物等)や窒素酸化物が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど)の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強く気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、海域などの公共の用に供される水域と、これに接続する水路などのこと。水質汚濁に関する環境基準は公共用水域を対象としており、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。
	こどもエコクラブ	幼児(3歳)から高校生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。平成22年11月の国の事業仕分けにより、平成23年度から、事業主体が公益財団法人日本環境協会に移行している。
さ	砂漠化	砂漠化地域は毎年600万haの割合で増加している。原因としては、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や、休耕期間の短縮などによる地力の低下、木材の過剰な伐採、不適切なかんがいによる農地の塩分濃度の上昇など、人間活動に起因するものも多い。砂漠化防止のため、昭和52年の国連砂漠化防止会議において砂漠化防止行動計画が採択され、平成6年には砂漠化防止条約が採択された。我が国では、砂漠化の実態の観測・監視やメカニズム解明に関する調査研究、植林事業の推進や乾燥地農業の指導などにより、砂漠化対策に貢献している。
	再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、自然環境から持続的に利用できるエネルギーの総称。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など21種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものが多いことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制されている。
	酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常pH5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。我が国でも、全国的に年平均値でpH4レベルの降水が観測されている。
し	CFC(シーエフシー)	クロロフルオロカーボンの略称。塩素、フッ素及び炭素からなる物質で特定フロンもこれに該当する。冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。強いオゾン層破壊物質であるとともに強い温室効果ガスでもある。先進国では、モントリオール議定書に基づき平成7年末までに新たな生産等を全廃している。

	用語	解説
し	循環型社会	大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再利用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに、私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。
す	3R(スリーアール)	廃棄物の発生抑制(リデュース、Reduce)、再利用(リユース、Reuse)、再生利用(リサイクル、Recycle)の3つの頭文字をとったもの。平成11年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」(循環経済ビジョン)が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再利用を含んだ3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備された。
せ	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は平成5年5月に批准している。
た	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類はものを燃焼する過程などで非意図的に生成する物質である。毒性については、人に対する発がん性があるとされているが、現在の日本の通常的环境汚染レベルでは、問題となるレベルではないと考えられている。平成12年1月15日から施行されたダイオキシン類対策特別措置法においては、環境基準、ダイオキシン類の排出規制、環境調査の実施等が定められている。
	代替フロン	オゾン層を破壊する特定フロンの代替品のこと。第4回モントリオール議定書締約国会議で、先進国では平成7年末までに特定フロンを全廃することが決まり、フロンガスの代替品とフロンガスの分解技術に関する研究が進められている。特定フロンの代替品としてはハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボンなどがあるが、これらの物質については温室効果ガスのひとつであり、地球温暖化防止の観点から排出削減の対象となっている。
ち	地球温暖化	二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書では、21世紀末(2081年から2100年)の平均気温は、最大で4.8℃上昇すると予測している。

	用語	解説
ち	窒素酸化物(NO _x)	物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素(NO)が発生し、これがさらに酸化されて二酸化窒素(NO ₂)となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物(NO _x)と呼ぶ。二酸化窒素は、人の健康に影響を与えるだけでなく、太陽光に含まれる紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。
て	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいう。地球温暖化対策や大気汚染対策の一つとして期待されている。
	電気自動車(EV)	バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。走行中に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい車であり、運輸部門からの温室効果ガス削減に向けて、岡山県では普及促進に努めている。
と	特定悪臭物質	悪臭防止法に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質」で 22 物質が指定されている。代表的な物質は、アンモニア、硫化水素、トルエンなど。都道府県知事等が指定した地域ではこれらの物質について敷地境界における濃度が規制される。
	特定フロン	モントリオール議定書附属書Aのグループ1に属する5種類のCFCのことである。先進国では、モントリオール議定書に基づき他のCFCなどととも平成7年末までに新たな生産等を全廃している。
	土壌汚染	揮発性有機化合物や重金属が過剰に土壌へ入ると、土壌や地下水を汚染し、人間や動物の健康を害したり植物を枯らすなどの公害を引き起こすことになる。近年、工業技術の進歩により多様な化学物質が使用されるようになり、土壌汚染を含めて様々な環境汚染が新たな問題となってきたため、平成3年、土壌汚染に係る環境基準が設定され、現在、カドミウム等27項目について基準値が設定されている。また、平成14年4月に施行された「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」や平成15年2月に施行された「土壌汚染対策法」により、人の健康の被害を防止するための措置等の対策が実施されている。
ね	熱帯雨林の減少	熱帯地域に分布する森林が、過度な焼畑耕作、燃料としての過剰採取、放牧地や農地への転用、不適切な商業伐採などにより減少している。熱帯多雨林域の高温多湿な気候は、地球上で最も種の多様性に富んだ生態系となっており、地球上の生物種の半数がそこに生息するといわれている。また、熱帯林は大気の浄化や二酸化炭素の吸収、酸素の供給などにも大きな役割を果たしており、熱帯林の保全に国際的な取組が必要となっている。

	用語	解説
は	バイオディーゼル燃料	菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃てんぷら油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつ。軽油車に改造なしで給油でき、排ガス放出量、即ち二酸化炭素の排出を大幅に削減することができるため、地球温暖化防止に役立つ。また、植物性の廃食油を使うので廃棄物リサイクルになり、地域循環型社会の構築に貢献できる。低コスト、保管しやすい利点がある。
	バイオマス	本来は、生物(bio)の量(mass)であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチック原料や堆肥としての利用などが行われている。
ひ	PRTR(ピーアールティーアール)	環境汚染物質排出移動登録(Pollutant Release and Transfer Register)の略であり、環境汚染のおそれのある化学物質の排出量や廃棄物としての移動量を事業者届け出させ、行政機関がこれらのデータを公表することにより、事業者による有害化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境影響を防止していく手法。わが国では、平成 11 年にPRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)が制定され、平成 14 年 4 月 1 日から本格施行された。
	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中の粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm以下のものをいう。粒径が小さく人の呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、健康を害するおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場や自動車などの人為起源のものと黄砂等の自然起源のものがあると言われる。
	ppm(ピーピーエム)	微量物質の濃度を表示する単位。100 万分の 1 が 1ppmとなる。大気汚染の場合は、1m ³ の大気中に 1 cm ³ の汚染物質が存在する場合の濃度を 1ppmという。
ふ	フードマイレージ	食料品の輸送距離。重量×距離で表す。生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなる。基本的には、食料品は地産地消が望ましいという考えに基づく。
	浮遊粒子状物質(SPM)	ばいじん、粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち粒径 10 μm以下のものをいう。人の呼吸器に沈着し、健康を害するおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。

	用語	解説
ふ	フロン類	平成 13 年 6 月に制定された特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)の対象となるCFC、HCFC及びHFCを一括して指す用語。フロン回収破壊法では、オゾン層の保護と地球温暖化の防止のため、カーエアコンや業務用の冷凍空調機器などを廃棄する際にこれらの機器に充填されているフロン類の回収、破壊等が義務付けられた。また、平成 27 年 4 月に同法が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下、「フロン排出抑制法」という。)として全面施行された。フロン排出抑制法では、フロン類の回収・破壊にとどまらず、排出抑制を図ることとされている。
み	見える化	広い意味では「可視化」と同意義であり、問題を目に見える状況にすること。企業活動などで実績等を数値化し業務改善に取り組むことや、家庭などで消費電力を常時表示し省エネに努めるための手段。
ゆ	有害化学物質	人の健康又は生活環境への被害や生態系への支障を生ずるおそれのある物質。(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質など。)
り	リサイクル	不用となったものをそのまま、又は加工するなど必要な手を加えて再度活用すること。ごみの減量化を図り、環境にやさしい循環型社会を構築するためには、使い捨てになれた私たちの意識の変革と、効率的なリサイクルシステムをつくりあげることが必要である。

第 2 次井原市環境基本計画

平成 28 年 3 月

発 行 井原市

編 集 井原市市民生活部環境課

〒715-8601 岡山県井原市井原町 311 番地 1

TEL : 0866-62-9515

FAX : 0866-62-1744

URL : <http://www.city.ibara.okayama.jp>

